

昭和58年版

東京都緑化白書

— 東京の緑化と防災緑地の現状 —



東京都緑化白書

発刊にあたって

東京の緑化の情勢は、年々各方面のご努力により、除々にではありますが好転していると思います。しかしながらその反面、既存の緑が浸蝕され減少しつつあることも事実であります。当協会は、東京を緑豊かな都市にすることを設立の趣旨として、今日まで、東京の緑をふやし、アミューティな都市環境の造成を強く叫んでまいりました。

二期目を迎えられた鈴木東京都知事は、その選挙公約である「マイタウン東京構想」の実現を目指して長期計画を策定されましたが、その中の重要な施策として「東京都緑の倍增計画」が打出されております。それは東京の緑を倍增しようとする壮大な計画で、1人当りの公園面積も現状の2.9平方メートルを6.0平方メートルにすることになっており、去る10月には、これを着実に実行していくための具体的な「東京都総合実施計画」が発表されました。

当協会では、こうした情勢をふまえて、昨年に引き続き昭和58年版「東京都緑化白書」を発刊することになりました。今回は特に防災緑地を中心にしてまとめました。東京は大正13年の関東大地震後すでに60年を経過しておりますが、故河角広博士の関東大地震69年説などもあり、何時大地震が起きても不思議でないといわれております。大震火災の際に避難場所としての役割を果たす樹木の豊富な防災緑地の有無は、不幸にも、関東大地震における本所陸軍被服廠跡の例からもわかるように、こと人命に関する重要な問題であります。本白書では、果たして東京は大震火災に対して安全であろうか、こうした課題を緑の面からとりあげて検討し、その対応策を提言することにしました。

この昭和58年「東京都緑化白書」が昨年同様、関係各行政機関や、緑化に関心のある方々に幾分でもお役に立って、防災緑地の整備、緑化事業の活性化、緑化意識の高揚に貢献出来ればこの上ない幸と願っております。

おわりに、本書を作成するにあたって、資料の提供をはじめ懇切なご指導を
たまわった関係行政機関の方々、また、実態調査の際に積極的にご協力ご支援
をいただいた各方面の方々に、心から厚く御礼申し上げる次第であります。

昭和58年12月

社団法人 東京都造園緑化業協会

会 長 太 田 和 男

目 次

I 総 論	8
1. 東京の緑化情勢	8
2. 東京都緑の倍増計画	12
3. 防災緑地等の整備	15
4. 造園建設業界の動向	18
II 東京都の緑化の動向	19
1. 昭和58年度予算の概要	24
(1) 公園緑地関係	24
イ. 都及び公社	24
ロ. 23 区	24
ハ. 三多摩市・町	24
(2) 道路関係	25
イ. 都	25
ロ. 23 区	25
ハ. 三多摩市・町	25
(3) 学校等その他の公共施設	34
イ. 23 区	34
ロ. 三多摩市・町	34
(4) 苗木配布等普及事業	34
2. 緑化行政の現状	43
(1) 緑被率	43
(2) 緑化関係条例	43
(3) 緑化思想の普及活動	68

(4) 公園・緑地・緑道・植樹帯の面積	85
(5) 昭和57年度公園緑地植栽樹木	85
(6) 昭和57年度末街路樹の現況	85
(7) 昭和57年度に新設された公園・緑道	85
(8) ユニークな公園・緑道	114
(9) コミュニティ道路	114
(10) 神社、寺院の緑の現況	114
3. 緑化行政の課題	150
(1) 事業量の拡大	151
(2) 緑化行政機構の拡充強化	151
(3) 維持管理の質の向上	152
(4) 東京都立都市造園緑化研究所(仮称)の設立	152
(5) 緑の倍增計画に関する提言	153

Ⅲ 防災と緑(点・線・面の緑のネットワーク)..... 158

1. 国及び都における防災対策	160
(1) 都市計画中央審議会の答申	160
(2) 東京都震災予防計画	162
2. 防災に対する緑の効果	172
(1) 過去の震災時における樹木の防災効果	172
(2) 樹木による焼止り効果	172
(3) 熱気流を阻止する効果	173
3. 「点」・「線」・「面」災害避難時における緑のネットワークの実状	175
(1) 都の計画概要.....	175
(2) 実態調査はなぜ行ったのか.....	177
(3) 実態調査の現状報告.....	181
(4) 実態調査のまとめ.....	196

4. 防災と緑（点・線・面の緑のネットワーク）に対する提言	198
-------------------------------	-----

IV 造園建設業の現状と課題 208

1. 造園建設業の現状	208
(1) 企業の概要	208
(2) 会社の経営形態	210
(3) 建設業許可と支店、営業所	211
(4) 売上高	213
(5) 払込資本金と自己資本金	222
(6) 経営比率	223
(7) 造園工事の原価率	223
(8) 経営の現況	227
(9) 造園工事の利益が悪い理由	227
(10) 造園建設業の売上高の将来	228
(11) 将来の経営方針	228
(12) 従業員持株制	228
(13) 就業規則その他諸規則、規定	229
(14) 社員数	230
(15) 社員の年齢構成	230
(16) 社員の入退社数	232
(17) 退職者の在職年数	232
(18) 従業員数の適否	233
(19) 残業時間数	233
(20) 資格を有する技術者数	234
(21) 初任給、手当	236
(22) 現有施設と今後必要とする施設	239
(23) 使用機械	241

(24) 各種保険の加入状況	242
(25) O.A.の利用状況	243
(26) 政府、東京都の資金の利用状況	244
2. 造園建設業の課題	245
(1) 設計、施工、受注の課題	245
イ. 工事設計の適正化	245
ロ. 工事歩掛単価の適正化	246
ハ. 発注の適正化	247
ニ. 委託監督員の資質の向上	248
ホ. 共通仮設費の適切な積算	248
ヘ. 維持管理の施工業者への発注	248
(2) 造園業者自身の課題	249
イ. 工事施工の能率化と外注、購入価格の見直し	249
ロ. 工事原価管理のシステム化	250
ハ. 社員の研修	250
ニ. 技術開発と新規事業の推進	251
ホ. 造園工事業の近代化計画	251
資 料 編	252
1. 東京都総合実施計画	253
2. (社) 東京都造園緑化業協会会員一覧表	264

I 総 論

1. 東京の緑化情勢

日本経済は、ここ数年来停滞気味を続け、国、地方の税収も伸び悩みを余儀なくされ、結果として財政の悪化をきたしている。こうした経済の低迷は、東京の緑化情勢にも影響を及ぼし、総論では大いに賛成されていても、具体的な各論になると、都民の緑化に対する要望に十分応えられないという結果をもたらしている。

しかしながら、昭和58年に入り、物価の動向は卸売物価、消費物価とも沈静を続け、日本経済はゆるやかではあるが、58年度下期から回復に向うものと予想されている。とわいえ、国の財政再建の動向、都の財政事情等はなお先行き不安な要素もあることから、楽観を許されない情勢にあるといえる。

こうしたなかで、政府としても「花と緑」の国民運動を積極的に進めるべく、「花と緑の推進会議」の設置が閣議決定されたほか、都市公園整備5ヶ年計画の策定、また、第1回の都市緑化フェアが大阪市において開催され、次回は東京において開催されることが決定される等、少しずつではあるが都民のニーズに応えるべく対策が構じられていることも事実である。なかでも、建設省が昭和53年度から、天皇在位50年を記念して、立川基地跡に整備をすすめていた国営昭和記念公園が、「緑の回復と人間性の向上」をテーマに、その一部が完成し、昭和58年10月26日、天皇陛下の御臨席を得て開園式が挙された。面積約180ヘクタールのうち今回開園されたのは約70ヘクタールで、建設省は完成を目指して今後急速に整備をすすめる方針である。

また、東京都は、鈴木都知事の再選により、その公約である「マイタウン東京構想」実現のための重要な施策のひとつとして、「東京都緑の倍增計画」を策定しこれを強力に推進している。この緑の倍增計画は、東京の緑を倍增し、

1人当りの公園面積を6.0平方メートルにしようとするもので、東京の緑化情勢にとって明るい要因となっている。さらに東京都は、「マイタウ東京構想」を着実に実現するために、昭和58年10月、「東京都総合実施計画」—3か年計画—を発表した。それは日本経済の動向をふまえ、財政の見通しのうえにたって作成されたもので、実現性の極めて高いものである。総合実施計画で示された経済、財政の想定は表—1、表—2のとおりである。

表—1 3か年の経済見通し（対前年度伸び率）
（単位：％）

区 分	58年度	59年度	60年度
名目国民総生産	5.6	6.0	6.0
実質国民総生産	3.4	4.0	4.0
消費者物価	2.0	2.0	2.0
卸売物価	-2.5	1.0	1.0

「東京都総合実施計画」は、6つの重要課題を取り上げているが、そのひとつである「水と緑のネットワークの形成」の中で、21世紀に向けた長期計画の一環として、前述の「緑の倍增計画」を掲げている。この緑の倍增計画は都民の期待するところ大であるが、倍增計画の実行面を分担することになる造園業界も、その意識調査の中で、極めて高い関心を示している。

昭和58年の東京都の公園緑地関係予算は、建設局、港湾局、住宅局、南多摩開発本部の合計で822億9千万円であり、これは東京都の一般会計予算3兆443百億円の2.4%にあたり、区・市・町における公園緑地関係予算は531億円で、昭和57年と比較すると8.7%の伸びとなっている。また、昭和58年4月1日現在の1人当たり公園面積は、表—3のとおりで、都全域では2.93平方メートルとなり、昭和57年4月1日と比較すると0.04平方メートルの増となっているが、緑の倍增計画の最終目標である6.0平方メートルには程遠いものがある。

表一 2 3カ年財政収支（普通合計）の想定

（単位：億円，％）（ ）内は対前年度伸び率

区 分	58 年 度	59 年 度	60 年 度	58～60年度計
都 税	24,560	26,392(7.5)	28,462 (7.8)	79,414
法人二税	12,137	13,059(7.6)	14,051 (7.6)	39,247
その他税	12,423	13,333(7.3)	14,411 (8.1)	40,167
国庫支出金	3,796	3,791(-0.1)	3,850 (1.6)	11,437
都 債	2,668	2,520(-5.5)	2,645 (5.0)	7,833
そ の 他	3,876	3,725(-3.9)	3,840 (3.1)	11,441
A（歳入合計）	34,900	36,428(4.4)	38,797 (6.5)	110,125
人 件 費	12,856 < 9 >	13,400(4.2) < 10 >	13,981 (4.3) < 10 >	40,237 < 29 >
公 債 費	3,607	3,731(3.4)	3,940 (5.6)	11,278
財調交付金	3,371	3,587(6.4)	3,909 (9.0)	10,867
B（小 計）	19,834	20,718(4.5)	21,830 (5.4)	62,382
計画事業費	5,706	5,976(4.7)	6,565 (9.9)	18,247
非計画事業費	9,360	9,734(4.0)	10,402 (6.9)	29,496
C（小 計）	15,066	15,710(4.3)	16,967 (8.0)	47,743
D = B + C （歳出合計）	34,900	36,428(4.4)	38,797 (6.5)	110,125

1. 都税「その他税」には滞納繰越分を含む。
2. 58年度は当初予算
3. 人件費欄の< >内は、計画事業費に含まれている人件費分で外書き

また、道路緑化は、東京都の推進している緑の倍增計画には、重要な役割を果たすものと思われ、予算でみる限りでは、昭和58年度は20.4%の伸びを示して

いるが、諸外国の都市と比較すると、東京の道路緑化は極めて貧弱で、殺風景な都市景観が構成されている。このような都市環境を改善して、美しい都市景観を創出するためには、先づ第一に都市の緑量をふやすことが必要である。この緑量をふやす手段としても、歩道植樹帯、中央分離帯、交通島等の緑化をもっと積極的に推進すべきであろう。

表一三 一人当り公園面積（各年4月1日現在）
(単位：㎡)

地域	54年	55年	56年	57年	58年
区分	2.35	2.40	2.48	2.61	2.62
市部	2.54	2.66	3.00	3.18	3.28
郡部	2.94	3.03	2.92	3.19	3.23
島部	40.27	40.48	40.09	44.20	44.48
都総計	2.51	2.85	2.73	2.89	2.93

さらに、23区内の緑比率をみると表一12のとおりで、約半数の区が緑比率調査を行っていないし、各区の調査対象も統一されていないので、一概に比較することは出来ないが、昭和40年代後半から2回にわたって緑比率の調査を行なった区は6区だけで、いずれも減少の傾向を示している。これは自然がそれだけ失われた証拠であり、環境のバロメーターともいべき緑比率の減少は、東京の都市環境が悪化していることを示しており、これを改善するためにも、強力な緑化行政の推進が望まれ、その意味からも、緑の倍增計画が単なる計画に終らず、確実に具体的に実現することが各方面から期待されている。

2. 東京都緑の倍増計画

東京都は「マイタウン東京構想」を、21世紀にむけて着実に実現していくために、昭和57年12月、「東京都長期計画」を策定し、これを推進しているが、その中で、東京に潤いやゆとりのある環境を創り出すために、「水と緑」を重点施策としてとりあげ、それはまた、都市の防災上に重要な役割を担うだけでなく、都市の美しさを創り出し、安全で快適な都民生活には、欠かすことのできないものであるとしている。特にその長期目標で、東京の緑を現在の2倍にし、都民1人当りの公園面積を6平方メートル（現在1人当たり2.9平方メートル）にすることを目標としている。

東京都はこの目標を達成するために、「東京都緑の倍増計画」を策定し、学識経験者、民間諸団体の代表、区市町村長等によって構成された「東京都緑の倍増推進会議」を設置するなど、積極的な推進を図っているが、倍増計画の基本的な考え方、及び計画の基本施策は次のとおりである。

(1) 計画の基本的考え方

本計画は、市街化の進展が著しい都市地域内と、良好な自然が残されている都市地域外とに分けて施策の体系化を図るものとする。都市地域内においては、都民が日常的に接することができる緑をはじめとする自然の大幅な回復を図り、都市地域外においては、良好な自然環境を保全するとともに、これらを損わないよう配慮しながら、都民が自然と親しめるよう必要な施策の推進を図るものとする。

計画の策定にあたっては、以下の点について特に留意するものとする。

イ。「東京都緑の倍増推進会議」の提言をとり入れるなど、学識経験者や民間諸団体等の意見の反映に努めるものとする。

ロ。既定事業について、上記の観点から、改めて検討を行ってその拡充を図るとともに、新たな施策の展開により都民の期待に応えるものとする。さらに、都の施策に併せて、区市町村、民間等の実施する事業についても、可能

な限り計画化を図るものとする。

ハ. 極力、緑の計量化に努めるよう配慮する。

(2) 計画の基本施策

計画の基本施策は次のとおりとする。

イ. 身近な緑の倍増……主として都市地域内

- 都市の基幹的緑である公園等の緑の倍増
- 家庭、街路、公共施設及び民間施設において、都民が日常的に接する生活に密着した緑の飛躍的増量

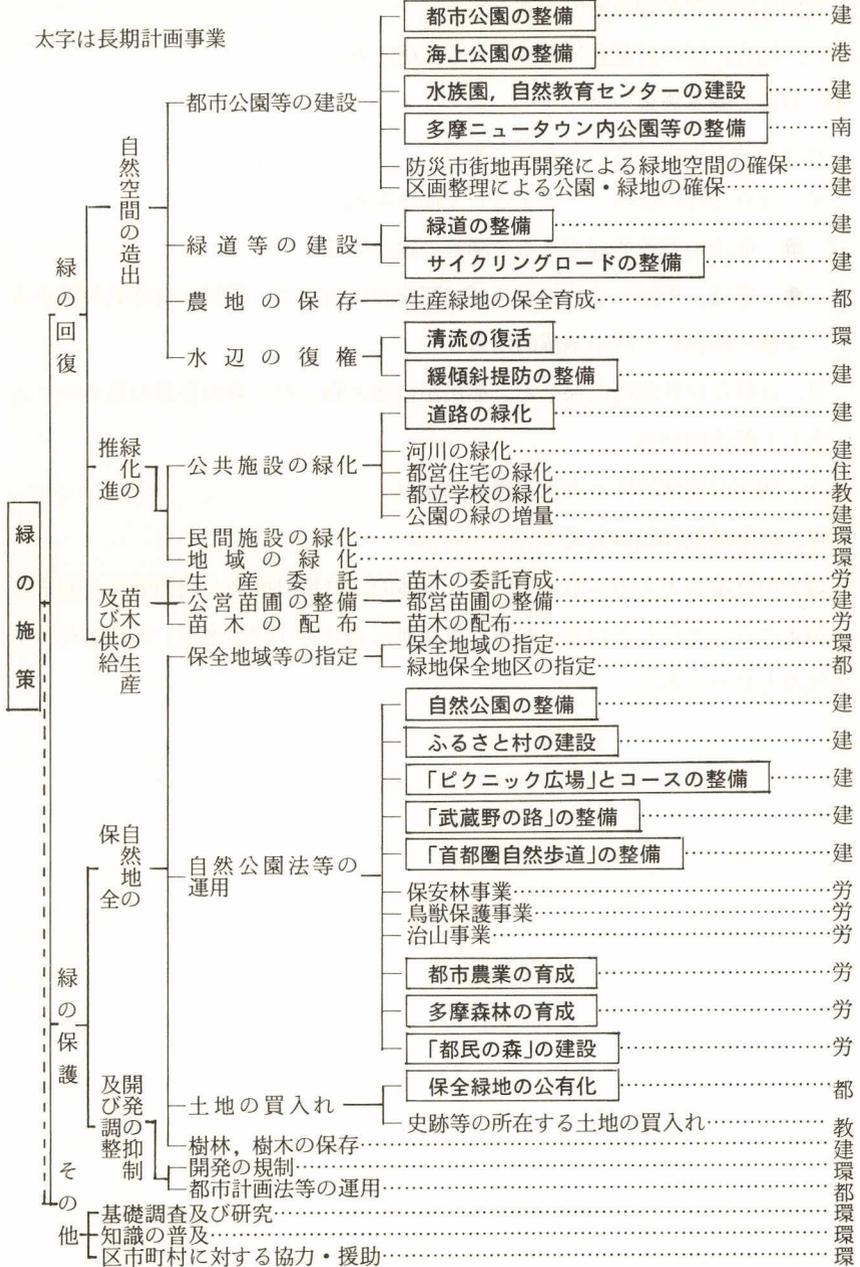
ロ. 良好な自然環境の保全と、都民が自然と親しむための施策の推進……主として都市地域外

ハ. 清流の復活等による水辺環境の回復

ニ. 計画推進体制の充実

以上の基本的考え方にもとづいて、具体的な倍増計画を、昭和59年上期までに策定することとしている。なお、東京都における「緑の施策」体系図を示すと次のとおりである。

都における緑の施策体系図



注) 建＝建設局 港＝港湾局 教＝教育庁 住＝住宅局 南＝南多摩新都市開発本部
都＝都市計画局 労＝労働経済局 環＝環境保全局

3. 防災緑地等の整備

東京は関東大地震からすでに60年が経過している。その間昭和4年以来震度5以上の地震は起きていないが、このことは逆にいえば地震のエネルギーが蓄積されつつあることを意味するものであって、何時大地震が起こっても不思議ではない状況にあるといっても過言ではないであろう。地震のメカニズムについてはいろいろな説があるが、現在ではプレートテクトニクス理論が有力である。これは地球内部の地殻（プレート）が、マントル対流によって年間数センチという速度で移動しており、このプレートが他のプレートを引きずり込む。その引き込まれたプレートに歪がたまり、ある限界に達すると地殻が破壊されて歪がもとにもどる。この時の衝激が地震になるといわれている。

また、故河角 広博士（東京大学名誉教授）の関東大地震69年周期説がある。これは過去の統計から「関東南部に震度5以上の地震が起こる周期は69年であり、危険期は69年を中心に±13年である」というもので、この説によると、関東大地震（1923年）の次の周期は1991年（昭和66年）で、危険期は1978年（昭和53年）～2040年（昭和79年）となり、東京はもうすでに危険期に入っていることになる。

このような情勢の中で東京都防災会議は、昭和53年に、関東大地震級の地震（M7.9）が相模湾を震源地として発生した場合を想定して、東京の震度を6とし、東京都区部における被害想定を発表したが、それによると、木造建物全壊62,223棟、延焼火災件数300、焼失面積32.5%、焼失木造建物473,269棟、死傷者98,701人という極めて大きな被害を予想している。

地震という自然現象は人為的には如何んともし難いが、それによって起こる被害を最少限度に食い止めることは可能である。上記の被害想定による人的被害は、その殆どが火災による被害であるが、火災から人命を守り、建物の延焼防止に最も効果のあるのは、都市の不燃化もさることながら、関東大地震、東

京空襲の経験から、樹木に囲まれたオープンスペースすなわち防災緑地を確保することである。樹木が火災に対して防火力をもっていることは、関東大地震の際、本所陸軍被服廠跡は樹木の全くないオープンスペースであったために、ここに避難した殆ど全員が死亡したが、同じ面積でありながら深川岩崎邸（現清澄庭園）に避難した人々は全員助かった例や、各種の実験等によって実証されている。したがって樹木に覆われている防災緑地は、避難場所として人命を守ると同時に、延焼防止の機能を備えており、防災公園が十分確保されているかいないかは、大地震時における被害の多寡に、重大な関係があるものであることは明らかである。

建設大臣の諮問機関である都市計画中央審議会が、昭和53年に建設大臣に答申した「今後の都市公園等の整備と管理のあり方について」の中でも、防災緑地の緊急整備を、「早急に講ずべき施策」の第1項にとりあげて、防災緑地の整備は、人命にかかわる緊急の要務であり、都市公園行政上の最重点事項として位置付け、一刻も早くその整備を完了すべきであるとしている。

ところで、東京都は大地震の際の避難場所を134か所を指定しているが、そのすべてが樹木に囲まれた場所とは限られていないし、面積も狭小で避難場所として果たして適当であるかどうか疑問に思われる場所もみられる。

また、避難場所え到達するための巾員15米以上の避難路を指定しているが、これらの避難路も、周囲が密集地帯で安全とはいえず、樹木による防火帯等により、避難路の安全性を確保する必要のある個所もある。さらに第一次的に一時避難場所とされている学校の校庭や、小公園等も樹木が少なかったり、全く無い所もあり、災害に際して防火機能を発揮出来そうにもない所が数多く見受けられる。

このような現状から当協会では独自の立場で、都内区部において、防災機能が十分あると思われる面積5ヘクタール以上の公園、緑地、霊園、河川敷等を各区毎にリストアップし、これらの公園、緑地等の防災緑地が、各区の避難人口を完全に収容出来るかどうか、また防災緑地に到達出来る距離を2キロメートル

とした場合、2キロメートル圏内に防災緑地が配置されているか等を検討して、防災緑地の整備に関する調査をまとめてみた。それによると10の区が面積的に不足をきたしており、不足合計面積は306ヘクタールとなる。また、到達距離2キロメートルの圏外となって、いずれの防災緑地にも到達出来ないいわゆるポケット地域ともいうべき個所は 個所となっている。

このように東京は、大震災の際の避難場所となるべき防災緑地は、面積的にも配置的にも不十分であり、大地震の起こる危険性が予測される状況の下で、被害を最少限度にするためには防災緑地を早急に計画的に整備する必要が痛感される。このことは東京都が想定しているように膨大な人命に直接かかわることであり、行政としては緊急の要務であると考えられる。

4. 造園建設業界の動向

昭和47年の建設業法の改正以来、早くも10年の才月が経過した。この間官公庁受注工事の指名を受けている造園建設業者によって構成されている当協会の会員はもとより、造園建設業界では、紙パルプ業界、不動産業界をはじめとする大手企業の造園建設業界への進出に刺激され、従来からの庭師としての個人経営から脱皮するべく、経営規模を拡大し、経営の近代化に取組み努力を重ねてきたところである。とくに、造園はもちろんのこと土木・建築分野にまでわたる技術者を確保すること、各種の有資格者の増加をはかること、当然のことながら造園本来の技術の向上などに務めた結果、今日では建設業法で言うところの造園工事に関しては、他の関連業界では持ち得ない固有の技術を駆使して、構造物をも含んだ、都民が自然に親しみ都市環境に適合した公園を創造し得るまでに成長した。

ところが、ここ数年来、造園建設業界も、他の建設業界と同様に、緊縮財政の煽りを受けた公共事業の伸びなやみと、一方、景気の低迷による民需の減少の両面から圧迫されて、受注量の拡大が思うにまかせず、加えて、過当競争によって利益率が低下してきたため、企業としての健全な経営が困難になってきている。

しかし、ここ2～3年都市の緑化が、国民の健康で安らぎのある生活には必要欠くべからざるものとされ、また有事の際における公園緑地の防火機能が重要視されてきた。例えば、政府としては花と緑の運動を推進し、国民1人当たり1年間に苗木を2本植えさせようとか、東京都においても「マイタウン東京」構想の一環として緑の倍增計画が策定されるなど、造園建設業界にとっては、次第に明るい材料が見られるようになりつつある。

Ⅱ 東京都の緑化の動向

昭和58年度における公園緑地関係総予算額は、表一4、表一8のとおり822億9千万円で、対前年度比12.8%の増加となっている。これを構築費についてみると、表一4のとおり57年度が56年度に比べ37.5%の増加であったのに対し、58年度は57年度に比べ43.0%の増加であり、また、維持費については、57年度が56年度に比べ20.6%の増加であったのに対し、58年度は57年度に比べ5.6%の増加にとどまっている。しかし表一4でみると公園緑地関係予算額は55年度以降年々増加の一途をたどってきている。

道路関係総予算額は、表一5、表一9のとおり46億円で、対前年度比20.4%の増加となっている。これを新設費についてみると、表一5のとおり57年度が56年度に比べ15.6%の減少であったのに対し、58年度は57年度に比べ36.8%の増加であり、また、維持費については、57年度が56年度に比べ16.1%の増加であったのに対し、58年度は57年度に比べ12.7%の増加となっている。表一5でみると道路関係予算額も55年度以降年々増加してきている。

学校等その他の公共施設関係総予算額は、表一6、表一10のとおり8億7千万円で、対前年度比1.1%の減少となっている。表一6でみると新設費は年々減少し、維持費については56年度以降ほぼ横ばい状態を呈している。

苗木配布等普及事業総予算額は、表一7、表一11のとおり2億6千万円で対前年度比44.1%の減少となっている。表一7でみると55年度以降年々増加していたが、58年度は大きく減少している。

緑化関係条例については、東京都をはじめ23区、市町村でそれぞれ制定公布され、またこれを補完する要綱等も整備されている。緑化協定もこれら条例等にもとづいて、地域住民の自主的な緑化の意志を尊重し、異なる価値観をもった人々の集合体である各地域住民のコンセンサスを得ながら機能している。

緑化思想の普及活動は、都市における緑化を総合的に推進する施策として、

表一4 公園緑地関係（緑道を含む）予算比較表

行政機関	昭和55年度			昭和56年度			昭和57年度			昭和58年度					
	構築費	用地費	維持費	構築費	用地費	維持費	構築費	用地費	維持費	構築費	用地費	維持費			
東京都 建設局 高層住宅 推進課	5,818,980	7,937,394	3,560,788	5,765,762	10,064,446	3,984,389	8,430,834	11,231,531	4,437,947	24,100,312	9,302,169	14,953,813	4,693,547	28,949,529	
東京都住宅 供給公社	183,596	—	—	(Δ 18.8)	—	—	(Δ 18.8)	(Δ 124.6)	—	—	(Δ 35.8)	—	—	(Δ 35.8)	
23 区	4,183,471	14,188,875	3,115,024	5,405,419	19,210,856	3,514,726	6,888,583	21,919,089	4,566,831	33,374,503	12,761,481	23,306,148	5,011,304	41,078,933	
28 市 町	2,242,714	5,094,730	747,561	(Δ 20.7)	(Δ 67.8)	(Δ 31.5)	(Δ 20.7)	(Δ 32.4)	(Δ 35.0)	(Δ 33.7)	(Δ 47.2)	(Δ 35.2)	(Δ 10.7)	(Δ 20.4)	
合 計	12,428,761	27,220,999	7,423,373	13,098,301	37,823,084	8,481,875	59,403,260	18,006,205	44,692,364	10,230,851	72,932,420	25,744,583	45,741,238	10,799,181	82,285,002

(注) 金額欄上段 () は前年度比増減率

単位：千円

表一5 道路関係(街路樹等) 予算比較表

単位：千円

行政機関	昭和55年度		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度	
	新設費	維持費	新設費	維持費	新設費	維持費	新設費	維持費
東京都建設局 南多摩開発本部	165,210	1,354,728	170,000	1,460,013	1,630,013	1,634,700	1,858,710	1,795,740
23 区	460,622	509,588	970,210	970,210	970,210	970,210	970,210	970,210
28 市	233,854	95,598	329,452	329,452	329,452	329,452	329,452	329,452
合計	859,686	1,959,914	2,819,600	2,819,600	2,819,600	2,819,600	2,819,600	2,819,600

(注) 金額欄上段()は前年度比増減率

表一6 学校等その他の公共施設関係予算比較表

単位：千円

行政機関	昭和55年度		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度	
	新設費	維持費	新設費	維持費	新設費	維持費	新設費	維持費
23 区	330,183	186,138	516,321	516,321	516,321	516,321	516,321	516,321
28 市	228,266	62,028	290,294	290,294	290,294	290,294	290,294	290,294
合計	558,449	248,166	806,615	806,615	806,615	806,615	806,615	806,615

(注) 金額欄上段()は前年度比増減率

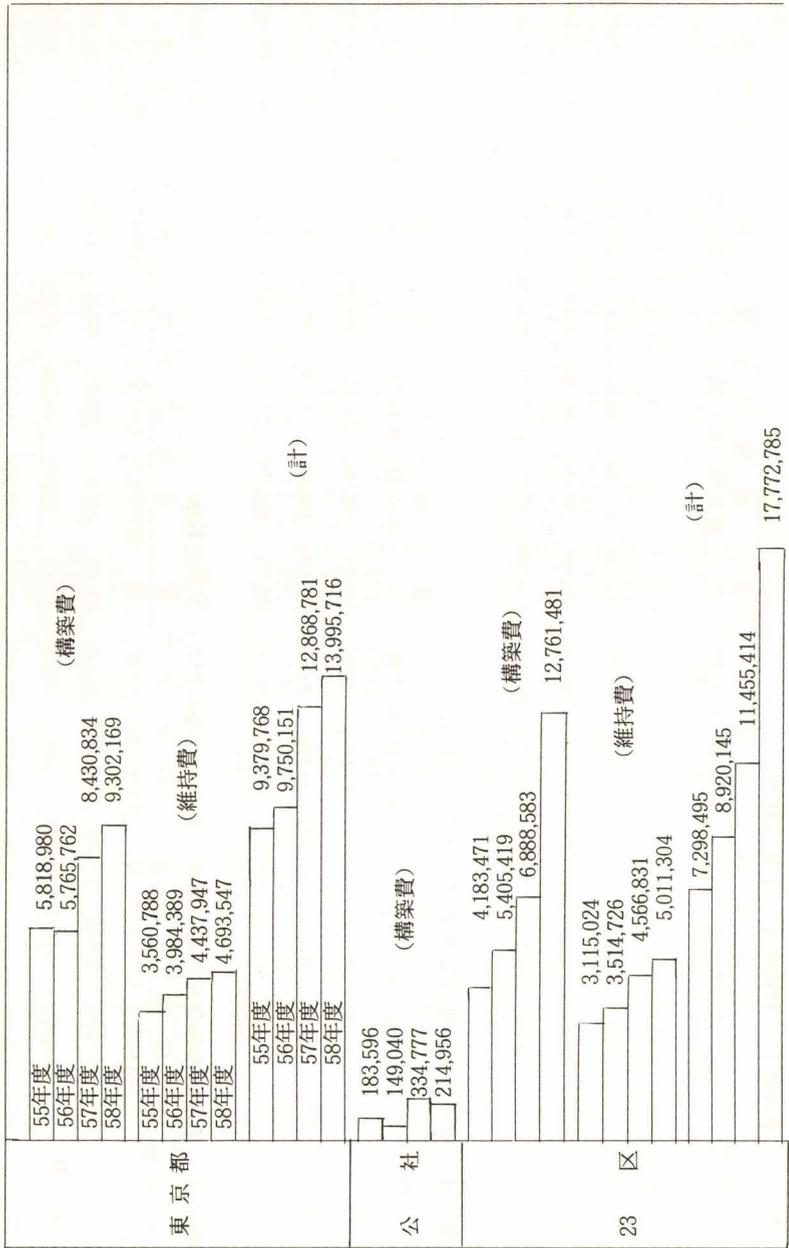
表一7 苗木配布等普及事業(樹木・草花・土等の配布) 予算比較表

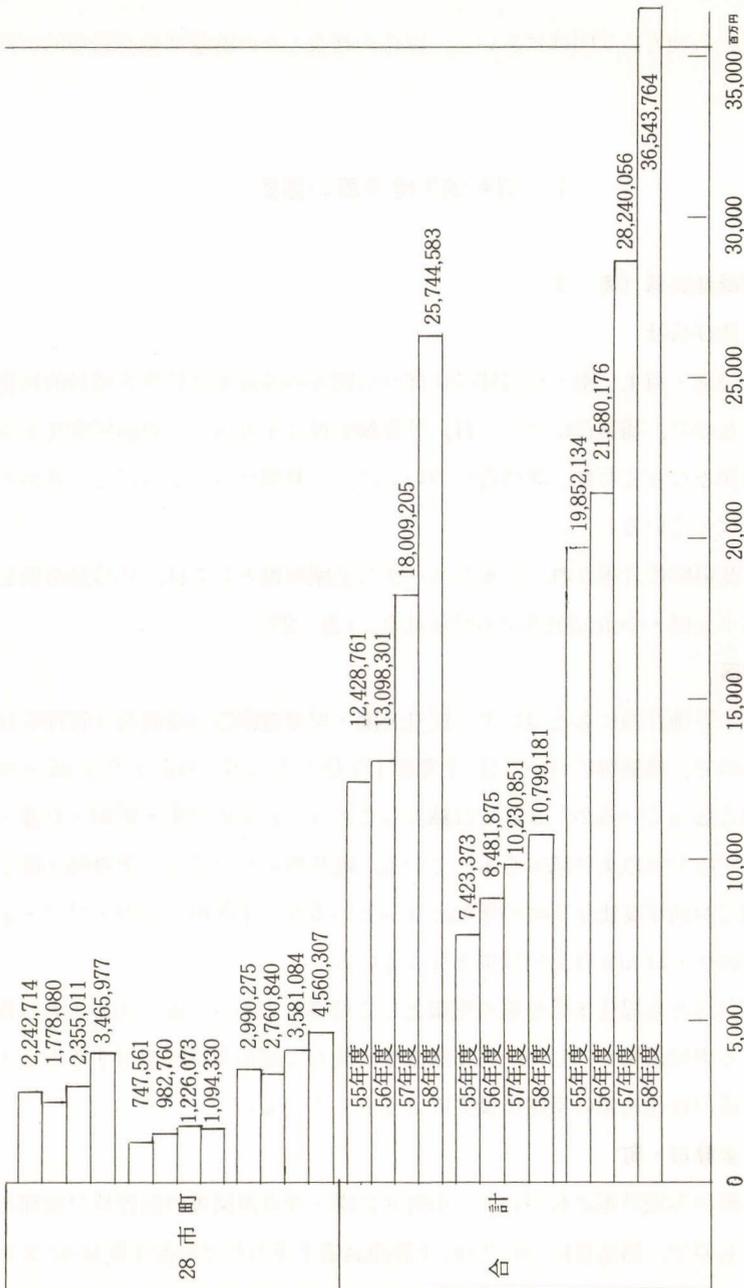
単位：千円

行政機関	昭和55年度		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度	
	樹木・草花等	その他	樹木・草花等	その他	樹木・草花等	その他	樹木・草花等	その他
23 区	223,595	92,024	-315,619	240,620	104,948	345,568	369,615	148,052
28 市	45,061	13,941	59,002	62,868	20,959	83,827	88,109	28,641
合計	268,656	105,965	374,621	303,488	125,907	429,395	457,724	176,693

(注) 金額欄上段()は前年度比増減率

図一 公園緑地関係(緑道を含む)予算比較グラフ





国をはじめ各地方公共団体において、緑化の普及とその啓蒙活動を積極的に行なっている。

1. 昭和58年度予算の概要

(1) 公園緑地関係(表一8)

イ・都及び公社

都立公園・海上公園・住宅建設に伴う公園等の設置及び管理を積極的に推進するもので、構築費については、予算額95億2千万円で、対前年度比8.6%の増加となっており、維持費については、予算額46億9千万円で5.8%の増加となっている。

58年度以降に計画されているユニークな公園緑地としては、15号地海浜公園・大平公園・小山公園等があげられる。(表一28)

ロ・23区

各区が実施計画にもとづいて、区立公園・児童遊園等の設置及び管理を行なうもので、構築費については、予算額127億6千万円で対前年度比85.3%の増加となっているが、8区では減少しており、とくに中央・新宿・杉並・練馬区では40%以上の減少を示している。維持費については、予算額50億1千万円で対前年度比9.7%の増加となっているが、千代田・中央・品川・足立・葛飾区では40%以上の減少となっている。

近年各区とも緑化事業を重点施策として推進しており、表一16のとおり緑に関する実態調査をはじめ、各種調査を実施して緑の現況を把握するとともに、今後の緑化施策の策定に役立てようとしている。

ハ・三多摩市・町

各市町が実施計画にもとづいて、市町立公園・児童遊園等の設置及び管理を行なうもので、構築費については、予算額34億7千万円で対前年度比47.2%の増加となっているが、14市町では減少しており、とくに立川・東久留米・

青梅市では40%以上の減少となっている。維持費については、予算額10億9千万円で10.7%の減少となっているが、とくに日野・東大和・稲城・青梅・府中市では40%以上の減少となっている。

(2) 道路関係 (表一 9)

イ・都

都道並びに一般国道（指定区間外で都知事の管理するもの）について設置及び管理を行なうもので、新設費については、予算額3億2千万円で対前年度比43.7%の増加となっている。維持費については、予算額18億円で対前年度比9.9%の増加となっている。

ロ・23区

特別区道について設置及び管理を行なうもので、新設費については、予算額12億6千万円で対前年度比102.1%の増加となっているが、文京・豊島・荒川・板橋・新宿・江東・杉並・練馬区では40%以上の減少となっている。維持費については、予算額9億8千万円で22.7%の増加となっているが、新宿・台東・練馬区では40%以上の減少となっている。

ハ、三多摩市・町

市町道について設置及び管理を行なうもので、新設費については、予算額9千5百万円で対前年度比74.8%の減少となっており、とくに青梅・府中・八王子・武蔵野・国立・狛江・国分寺市では40%以上の減少となっている。維持費については、予算額1億5千万円で対前年度比7.7%の減少となっており、とくに立川・武蔵野・三鷹・調布・国分寺・町田市・瑞穂町では40%以上の減少となっている。

表 8 公園緑地関係(緑道を含む)予算

行政機関	昭和57年度		昭和58年度		年度		前年度対比%
	昭和		昭和		維持費	合計	
	整備費	用地費	整備費	用地費			
東京都建設局	3,704,614	11,231,531	4,664,533	13,001,236	4,249,447	21,915,216	25.9
“ 港 ”	2,716,000	—	2,738,400	—	332,100	3,070,500	0.8
“ 住宅局 ”	742,270	—	742,270	—	—	2,830,813	18.3
“ 南多摩開発本部 ”	1,267,950	—	1,021,000	—	112,000	1,133,000	19.5
計	8,430,834	11,231,531	9,302,169	14,953,813	4,693,547	28,949,529	10.3
東京都住宅供給公社	302,017	—	186,396	—	—	186,396	38.3
都営住宅公社	32,760	—	28,560	—	—	28,560	12.8
計	334,777	—	214,956	—	—	214,956	35.8
千代田区	—	39,593	—	307,256	147,994	455,250	—
中央区	124,966	—	35,572	—	50,715	86,287	71.5
港区	50,041	30,002	80,000	604,873	75,511	760,384	59.8
新宿区	408,118	450,671	178,987	—	207,736	386,723	56.1
文京区	154,428	16,394	220,822	1,582,288	113,972	1,917,082	43.0
							109.8
							54.3
							48.2
							274.2
							0.6
							43.0

単位：千円

台東区	193,718	—	193,718	93,964	287,682	138,771	341,820	480,591	101,080	581,671	△ 28.4	7.5
墨田区	310,730	200,000	510,730	286,481	797,211	472,667	—	472,667	282,850	755,517	52.1	△ 1.3
江東区	184,962	—	184,962	138,174	323,136	517,879	—	517,879	168,855	686,734	179.9	22.2
品川区	409,700	512,600	922,300	117,225	1,039,525	686,385	589,187	1,275,572	28,792	1,304,364	67.5	△ 75.4
目黒区	92,455	887,315	979,770	64,723	1,044,493	246,755	7,209,132	7,455,887	198,028	7,653,915	166.9	206.0
大田区	1,180,483	3,000,000	4,180,483	455,323	4,635,806	1,318,576	3,131,070	4,449,646	496,744	4,946,390	11.6	9.0
世田谷区	524,943	1,232,690	1,757,633	422,267	2,179,900	512,600	1,391,457	1,904,057	478,545	2,382,602	△ 2.4	13.3
渋谷区	56,896	—	56,896	41,382	98,278	—	51,292	51,292	45,331	96,623	△ 9.8	9.5
中野区	108,227	3,906,189	4,014,416	201,077	4,215,493	272,163	2,145,716	2,417,879	133,634	2,551,513	151.4	△ 33.5
杉並区	389,843	8,246,416	8,636,259	252,986	8,889,245	55,129	—	55,129	287,897	343,026	△ 85.9	13.8
豊島区	24,089	425,000	449,089	18,683	467,772	53,926	1,300,000	1,353,926	171,212	1,525,138	123.9	816.4
北区	154,519	15,988	170,487	63,280	233,767	446,013	1,669,268	2,115,281	292,500	2,407,781	188.6	362.2
荒川区	276,662	1,450,354	1,727,016	11,126	1,738,142	248,100	—	248,100	10,083	258,183	△ 10.3	△ 9.3
板橋区	439,449	581,550	1,020,999	121,142	1,142,141	501,600	854,926	1,356,526	531,772	1,888,298	14.1	338.9
練馬区	157,286	924,347	1,081,633	202,782	1,284,415	73,813	817,096	890,909	250,540	1,141,449	△ 53.1	23.6
足立区	1,215,535	—	1,215,535	406,823	1,622,358	1,234,197	343,356	1,577,553	118,315	1,695,868	1.5	△ 70.9
葛飾区	253,595	—	253,595	547,562	801,157	683,415	967,411	1,650,826	299,720	1,950,546	169.5	△ 45.3
江戸川区	177,938	—	177,938	419,044	596,982	4,784,111	—	4,784,111	519,478	5,303,589	2588.6	24.0
計	6,888,583	21,919,089	28,807,672	4,566,831	33,374,503	12,761,481	23,306,148	36,067,629	5,011,304	41,078,933	85.3	9.7

表一8 公園緑地関係(緑道を含む)予算

単価：千円

行機	昭 和 57 年 度			昭 和 58 年 度			前年度対比%			
	整 構費	備 用地費	費 計	整 構費	備 用地費	費 計	維 持費	合 計		
									維 持費	合 計
八王子市	198,199	331,372	529,571	715,637	680,632	1,396,269	239,606	1,635,875	261.1	15.7
立川市	113,300	197,000	310,300	30,000	390,000	420,000	31,543	451,543	△ 73.5	87.0
武蔵野市	131,000	3,282,085	3,393,085	80,000	324,825	404,825	10,000	414,825	△ 39.0	△ 10.0
三鷹市	9,980	495,000	504,980	119,673	542,089	661,762	41,446	703,208	1099.1	7497.8
青梅市	346,130	—	346,130	71,900	—	71,900	4,910	76,810	△ 79.2	△ 92.5
府中市	354,377	1,137,980	1,492,357	276,500	404,553	681,053	78,696	759,749	△ 22.0	△ 44.5
昭島市	31,500	71,500	103,000	22,200	100,000	122,200	22,238	144,438	△ 29.5	78.8
調布市	82,900	434,854	517,754	8,000	40,000	48,000	110,036	158,036	△ 3.5	17.2
町田市	86,403	467,401	553,804	206,300	450,121	656,421	49,786	706,207	2287.6	5.4
小金井市	—	—	—	1,692	—	1,692	3,973	5,665	—	—
小平市	151,600	810,011	961,611	157,775	1,092,791	1,250,566	21,790	1,272,356	4.1	75.0
日野市	—	—	—	132,144	798,200	930,344	48,747	979,091	—	△ 53.6
東村山市	31,850	167,609	199,459	25,000	421,170	446,170	29,475	475,645	△ 21.5	98.2
国分寺市	4,000	2,360,911	2,364,911	—	—	—	—	—	—	—
国立市	17,500	—	17,500	96,535	213,589	310,124	14,395	324,519	451.6	△ 6.9

田無市	123,740	—	123,740	5,529	129,269	172,100	—	172,100	9,832	181,932	39.1	77.8
保谷市	80,000	113,850	193,850	1,546	195,396	64,000	109,365	173,365	1,407	174,772	△ 20.0	△ 9.0
福生市	40,000	200,000	240,000	12,319	252,319	35,000	342,000	377,000	30,000	407,000	△ 12.5	143.5
狛江市	13,000	—	13,000	13,374	26,374	—	—	—	12,676	12,676	—	△ 5.2
東大和市	—	—	—	20,350	20,350	—	—	—	12,188	12,188	—	△ 41.1
清瀬市	1,000	—	1,000	8,750	9,750	1,000	—	1,000	13,730	14,730	0	57.0
東久留米市	38,489	277,509	315,998	10,565	326,563	16,400	5,601	22,001	16,659	38,660	△ 57.4	57.7
武蔵村山市	—	—	—	25,158	25,158	208,968	377,000	585,968	—	585,968	—	—
多摩市	186,946	—	186,946	343,934	530,880	729,063	—	729,063	240,256	969,319	290.0	△ 30.1
稲城市	7,000	—	7,000	9,655	16,655	6,000	—	6,000	2,333	8,333	△ 14.3	△ 75.8
秋川市	105,462	220,768	326,230	1,315	327,545	109,000	341,151	450,151	2,478	452,629	3.4	88.4
羽村町	5,000	126,000	131,000	3,476	134,476	27,000	84,240	111,240	30,818	142,058	440.0	786.6
瑞穂町	195,635	867,894	1,063,529	5,782	1,069,311	154,090	763,950	918,040	15,312	933,352	△ 21.2	164.8
計	2,355,011	11,541,744	13,896,755	1,226,073	15,122,828	3,465,977	7,481,277	10,947,254	1,094,330	12,041,584	47.2	△ 10.7
合計	18,009,205	44,692,364	62,701,569	10,230,851	72,932,420	25,744,583	45,741,238	71,485,821	10,799,181	82,285,002	43.0	5.6

表一9 道路関係(街路樹等) 予算

単位：千円

行政機関	昭和57年度		年度計	昭和58年度		年度計	前年度対比%	
	新設費	維持費		新設費	維持費		新設費	維持費
東京都建設局	220,000	1,626,661	1,846,661	221,000	1,780,740	2,001,740	0.45	9.5
“ 港湾局	—	—	—	—	—	—	—	—
“ 住宅局	—	—	—	—	—	—	—	—
“ 南多摩 開発本部	4,010	8,039	12,049	101,000	15,000	116,000	2,418.7	86.6
計	224,010	1,634,700	1,858,710	322,000	1,795,740	2,117,740	43.7	9.9
千代田区	3,335	43,009	46,344	11,664	54,388	66,052	249.7	26.5
中央区	4,180	43,446	47,626	9,438	63,554	72,992	125.8	46.3
港区	7,147	23,814	30,961	7,762	33,413	41,175	8.6	40.3
新宿区	30,247	68,159	98,406	—	32,321	32,321	—	△ 52.6
文京区	14,153	29,782	43,935	5,433	36,574	42,007	△ 61.6	22.8
台東区	—	97,296	97,296	14,760	39,499	54,259	—	△ 59.4
墨田区	35,673	44,627	80,300	25,890	58,014	83,904	△ 27.4	30.0
江東区	24,233	43,294	67,527	—	32,007	32,007	—	△ 26.1
品川区	17,040	12,741	29,781	12,626	13,307	25,933	△ 26.0	4.4

目黒区	2,178	6,116	8,294	14,625	7,176	21,801	571.5	17.3
大田区	12,000	18,880	30,880	15,570	31,314	46,884	30.0	65.9
世田谷区	39,660	30,527	70,187	62,000	37,820	99,820	56.3	23.9
渋谷区	—	11,251	11,251	—	11,256	11,256	—	0.0
中野区	39,618	53,850	93,468	25,879	57,998	83,877	△ 34.7	7.7
杉並区	4,271	21,721	25,992	—	24,166	24,166	—	11.3
豊島区	40,000	18,088	58,088	7,200	20,236	27,436	△ 82.0	11.9
北区	—	46,747	46,747	43,300	41,160	84,460	—	△ 12.0
荒川区	83,420	10,297	93,717	16,822	13,082	29,904	△ 79.8	27.0
板橋区	17,185	81,957	99,142	3,360	93,316	96,676	△ 80.4	13.9
練馬区	1,350	30,719	32,069	—	437	437	—	△ 98.6
足立区	93,976	46,891	140,867	100,274	82,754	183,028	6.7	76.5
葛飾区	152,300	—	152,300	436,034	52,838	488,872	186.3	—
江戸川区	—	13,641	13,641	444,300	141,507	585,807	—	937.4
計	621,966	796,853	1,418,819	1,256,937	978,137	2,235,074	102.1	22.7

表一-9 道路関係（街路樹等）予算

単位：千円

行政機関	昭和57年度		昭和58年度		前年度対比%	
	新設費	維持費	新設費	維持費	新設費	維持費
八王子市	8,529	14,680	—	19,340	—	31.7
立川市	—	11,656	900	—	—	—
武蔵野市	21,560	5,200	—	—	—	—
三鷹市	2,740	2,049	6,926	400	152.8	△ 80.5
青梅市	34,483	4,983	7,000	4,232	△ 79.7	△ 15.1
府中市	290,479	47,817	25,500	31,038	△ 91.2	△ 35.1
昭島市	—	2,723	—	2,489	—	△ 8.6
調布市	4,000	9,533	16,000	—	300.0	—
町田市	—	19,129	—	2,020	—	△ 89.4
小金井市	—	—	—	—	—	—
小平市	—	—	—	—	—	—
日野市	—	2,825	—	3,785	—	34.0
東村山市	500	—	4,500	129	800.0	—
国分寺市	2,000	2,938	—	1,031	—	△ 64.9
国立市	6,216	—	—	—	—	—

田無市	—	1,050	1,050	—	1,150	1,150	—	9.5
保谷市	—	—	—	300	—	300	—	—
福生市	—	—	—	—	—	—	—	—
狛江市	4,240	700	4,940	—	750	750	—	7.1
東大和市	—	5,717	5,717	—	5,125	5,125	—	△ 10.4
清瀬市	—	—	—	3,000	—	3,000	—	—
東久留米市	600	5,116	5,716	500	3,960	4,460	△ 16.7	△ 22.6
武蔵村山市	2,294	1,576	3,870	8,264	34,023	42,287	260.2	2,058.8
多摩市	—	15,801	15,801	2,230	31,061	33,291	—	96.6
稲城市	—	1,730	1,730	9,994	4,093	14,087	—	136.6
秋川市	—	—	—	9,875	—	9,875	—	—
羽村町	—	4,133	4,133	—	4,133	4,133	—	0.0
瑞穂町	—	1,870	1,870	—	—	—	—	—
計	377,641	161,226	538,867	94,989	148,759	243,748	△ 74.8	△ 7.7
合計	1,223,617	2,592,779	3,816,396	1,673,926	2,922,636	4,596,562	36.8	12.7

(3) 学校等その他の公共施設（表一10）

イ・23区

学校・庁舎・公民館・保育所等公共施設の緑化を行なうもので、新設費については、予算額3億6千万円で対前年度比0.5%の増加となっている。しかし新宿・荒川・目黒・渋谷・北・足立区では40%以上の減少となっている。維持費については、予算額2億8千万円で対前年度比19.1%の増加となっているが、品川・渋谷・中野・中央・板橋区では40%以上の減少となっている。

ロ・三多摩市・町

新設費については、予算額1億8千万円で対前年度比4.9%の減少となっているが、とくに昭島・多摩・東大和・武蔵村山・秋川市・瑞穂町では40%以上の減少となっている。維持費については、予算額5千万円で対前年度比49.2%の減少となっており、とくに調布・日野・東村山・稲城・青梅・八王寺・府中・小平・東久留米・武蔵村山・国分寺市では40%以上の減少となっている。

(4) 苗木配布等普及事業（表一11）

樹木・草花・土等の配布、緑の相談所、緑化普及に関する講演会、講習会等を積極的に実施しているが、予算額2億2千万円で対前年度比41.7%の減少となっている。

表一10 学校等その他の公共施設予算

単位：千円

行政機関	昭和57年度		昭和58年度		前年度対比%	
	新設費	維持費	新設費	維持費	新設費	維持費
千代田区	—	—	2,839	3,580	—	—
中央区	—	5,909	—	—	—	—
港区	16,000	2,798	21,830	3,000	36.4	7.2
新宿区	1,800	5,816	700	6,603	△ 61.0	13.5
文京区	—	—	—	—	—	—
台東区	17,110	5,164	15,566	15,799	△ 9.0	201.4
墨田区	9,500	12,121	15,919	28,654	67.6	136.4
江東区	—	6,301	8,032	17,996	—	185.6
品川区	37,966	15,336	35,402	8,759	△ 6.8	△ 42.9
目黒区	10,705	9,630	6,057	9,710	△ 43.4	0.8
大田区	10,700	43,989	23,930	49,830	123.6	13.3
世田谷区	57,840	15,104	58,760	34,396	1.6	127.7

単位：千円

行 機	政 関 区	昭 和 57 年 度		昭 和 58 年 度		前年度対比%	
		新設費	維持費	新設費	維持費	新設費	維持費
澁谷区	1,900	4,524	6,424	—	1,175	1,175	△ 74.0
中野区	2,789	17,250	20,039	18,526	6,980	25,506	△ 59.5
杉並区	50,226	7,215	57,441	53,141	10,157	63,298	5.8
豊島区	—	1,340	1,340	—	3,000	3,000	— 123.9
北区	160	5,926	6,086	—	11,221	11,221	— 89.4
荒川区	8,165	8,550	16,715	1,146	14,176	15,322	△ 86.0
板橋区	—	35,261	35,261	3,800	—	3,800	— —
練馬区	5,920	15,554	21,474	17,274	15,739	33,013	191.8
足立区	71,615	—	71,615	—	17,340	17,340	— —
葛飾区	16,500	9,999	26,499	37,900	14,409	52,309	129.7
江戸川区	39,172	4,650	43,822	38,880	4,406	43,286	△ 0.75
計	358,068	232,437	590,505	359,702	276,930	636,632	0.5

八王子市	7,200	8,200	15,400	9,400	—	9,400	30.6	—
立川市	5,000	—	5,000	5,000	—	5,000	—	—
武蔵野市	—	2,700	2,700	—	4,000	4,000	—	48.1
三鷹市	1,830	—	1,830	3,000	—	3,000	64.0	—
青梅市	—	1,500	1,500	31,030	—	31,030	—	—
府中市	60,080	12,455	72,535	54,000	—	54,000	△ 10.1	—
昭島市	20,000	—	20,000	3,900	—	3,900	△ 80.5	—
調布市	—	9,990	9,990	—	1,260	1,260	—	△ 87.4
町田市	27,851	3,904	31,755	30,000	11,325	41,325	7.7	190.1
小金井市	—	—	—	1,000	—	1,000	—	—
小平市	—	1,098	1,098	—	—	—	—	—
日野市	10,563	32,405	42,968	11,417	3,365	14,782	8.1	△ 89.6
東村山市	7,000	6,290	13,290	4,500	600	5,100	△ 35.7	△ 90.5
国分寺市	—	1,563	1,563	—	900	900	—	△ 42.4
国立市	—	966	966	—	950	950	—	△ 1.7

行機	昭和57年度		昭和58年度		前年度対比%	
	新設費	維持費	新設費	維持費	新設費	維持費
田無市	50	600	650	650	11,300.0	8.3
保谷市	—	—	—	—	—	—
福生市	—	4,754	4,754	4,900	—	3.1
狛江市	—	1,500	1,500	3,048	—	103.2
東大和市	2,226	1,350	3,576	6,202	—	359.4
清瀬市	—	300	300	300	—	0.0
東久留米市	—	3,419	3,419	—	—	—
武蔵村山市	1,000	699	1,699	—	—	—
多摩市	47,000	—	47,000	7,680	17,680	△ 78.7
稲城市	—	726	726	333	—	△ 54.1
秋川市	2,000	355	2,355	215	—	△ 39.4
羽村町	—	—	—	—	—	—
瑞穂町	1,500	—	1,500	—	—	—
計	193,300	94,774	288,074	48,106	231,915	△ 4.9
合計	551,368	327,211	878,579	325,036	868,547	△ 1.4

表一11 苗木配布等普及事業（樹木・草花・土等の配布）予算

単位：千円

行政機関	昭和57年度		昭和58年度		前年度 対比%
	樹木・草花	その他	樹木・草花	その他	
千代田区	2,158	226	2,384	226	2.5
中央区	595	—	595	—	—
港区	13,349	2,798	16,147	1,856	△ 23.1
新宿区	6,052	—	6,052	5,216	82.3
文京区	15,891	295	16,186	77	—
台東区	364	—	364	—	0.0
墨田区	11,308	3,817	15,125	—	△ 81.6
江東区	8,728	938	9,666	—	△ 9.9
品川区	3,642	368	4,010	—	58.3
目黒区	6,345	3,570	9,915	2,000	△ 46.4
大田区	32,300	364	32,664	19,438	12.8
世田谷区	37,358	—	37,358	2,100	△ 74.5

単位：千円

行政機関	昭和57年度		昭和58年度		前年度 対比%
	樹木・草花	その他	樹木・草花	その他	
渋谷区	5,940	150	4,440	68	△ 26.0
中野区	4,725	6,909	4,006	694	△ 59.6
杉並区	21,042	495	18,120	762	△ 12.3
豊島区	1,823	8,165	3,106	108	△ 67.8
北区	3,144	1,978	5,274	4,043	81.9
荒川区	5,304	—	5,391	—	1.6
板橋区	16,835	20,762	15,920	—	△ 57.7
練馬区	14,497	64,544	4,500	701	△ 93.4
足立区	14,098	13	5,314	688	△ 57.5
葛飾区	21,761	4,658	6,275	29,323	34.7
江戸川区	2,306	—	7,112	13	209.0
計	249,565	120,050	148,052	67,313	△ 41.7

八王子市	390	—	390	—	—	—	—
立川市	949	—	949	966	—	966	1.8
武蔵野市	835	1,984	2,819	754	210	964	△ 65.8
三鷹市	1,100	—	1,100	1,644	—	1,644	49.5
青梅市	4,820	72	4,892	4,545	4,044	8,589	75.6
府中市	26,140	17,812	43,952	2,610	6,579	9,189	△ 79.1
昭島市	923	—	923	279	—	279	△ 69.8
調布市	730	—	730	240	—	240	△ 67.1
町田市	12,079	—	12,079	4,650	—	4,650	△ 61.5
小金井市	10	—	10	10	—	10	0.0
小平市	546	—	546	490	—	490	△ 10.3
日野市	3,226	237	3,463	2,945	260	3,205	△ 7.5
東村山市	1,900	2,012	3,912	1,957	20	1,977	△ 49.5
国分寺市	551	—	551	650	—	650	18.0
国立市	405	—	405	373	—	373	△ 7.9

行機	昭和57年度		昭和58年度		前年度 対比%
	樹木・草花	その他	樹木・草花	その他	
田無市	3,000	—	3,000	265	3,265 8.8
保谷市	300	—	300	—	300 0.0
福生市	1,437	181	1,618	—	600 △ 62.9
狛江市	393	33	426	25	425 △ 0.2
東大和市	—	—	—	—	—
清瀬市	—	—	—	—	—
東久留米市	—	—	—	—	—
武蔵村山市	—	—	—	—	—
多摩市	2,678	398	3,076	414	2,177 △ 29.2
稲城市	300	—	300	—	305 1.7
秋川市	—	—	—	—	—
羽村町	1,168	1,500	2,668	—	160 △ 94.0
瑞穂町	—	—	—	—	—
計	63,880	24,229	88,109	11,817	40,458 △ 54.1
合計	313,445	144,279	457,724	79,130	255,823 △ 44.1

2. 緑化行政の現状

(1) 緑被率（表－12）

23区内における緑被率は表－12のとおりであるが、その調査年、定義、基準、測定下限面積等が各区で異なるため、一概に比較は出来ないが、それぞれの傾向を表しているものと思われる。このように各区の緑被率の定義、基準がまちまちであり、農地の取り扱いも不明確で、個人庭園、生垣、街路樹等はほとんど除外されているが、これらの取り扱いについて統一した基準を定める必要が痛感される。

(2) 緑化関係条例（表－13,14,15,16）

東京都においては、昭和47年10月「東京における自然の保護と回復に関する条例」並びに同施行規則を公布し昭和48年4月より施行しているが、これにならって各区・市・町においても、それぞれの地域の特性をいかして、地域の自然環境を保護し育成するための緑化関係条例・要綱が制定された。これによって既存樹木・樹林の保護を重点に緑化協定、緑化基準、モデル地区の指定、生垣造成、緑化知識の普及啓発、公共民間施設の緑化等が積極的に推進されて来ている。

また、これらの自然の保護と育成回復に関する施策を推進するにあたり、各行政機関においては、表－16に示すような、緑化に関する実態調査を行なっている。

緑化関係条例及び要綱にもとづく緑化協定は表－15のとおりで、前年度調査と大きな変化は見られないが、引き続き地域住民のコンセンサスを得ながら、住民が主体的な立場に立って良好な環境確保のため努力している。

表一12 緑 被 率

行政機関	緑				被				率	
	調査年	%	内	記 述	調査年	%	内	記 述	調査年	%
千代田区	49	21.5	樹木16.8%草地4.7%		—	—	—	—	—	—
中央区	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
港区	—	—	—	54	15.42	樹木12.78%草地2.64%		—	—	—
新宿区	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
文京区	49	17.77	樹木17.77%	54	17.42	樹木16.39%草地1.03%		—	—	—
台東区	49	9.1	樹木7.9%草地1.2%	—	—	—	—	—	—	—
墨田区	48	5.38	樹木3.47%草地1.91%	—	—	—	—	—	59	—
江東区	48	12.9	樹木及び草地	—	—	—	—	—	56	14.1
品川区	—	—	—	55	15.9	樹木5.9%草地10.0%		—	—	—
目黒区	—	—	—	52	15.8	樹木4.8%草地1.0%		—	—	—

大田区	49	19.8	樹木12.1%草地7.7%	—	—	58	—	調査中
世田谷区	48	33.85	樹木15.39%草地18.4%	—	—	56	25.04	樹木16.33%草地8.71%
渋谷区	—	—	—	—	—	—	—	—
中野区	—	—	—	52	9.0	—	—	—
杉並区	47	24.02	樹木14.15%草地9.87%	52	21.56	57	20.84	樹木13.45%草地8.11%
豊島区	—	—	—	—	—	57	14.5	樹木10.2%草地4.3%
北区	—	—	—	—	—	58	—	調査中
荒川区	—	—	—	53	3.3	—	—	—
板橋区	49	21.5	樹木8.4%草地13.1% (生産緑地含む)	54	11.2	—	—	—
練馬区	49	35.8	樹木16.1%草地19.7%	52	34.0	57	28.9	樹木15.7%草地18.3%
足立区	—	—	—	50	17.99	—	—	—
葛飾区	49	20.3	樹木6.2%草地14.1%	55	21.0	—	—	—
江戸川区	—	—	—	—	—	58	—	調査中

表一13 緑化関係条例

行政機関	名 称	公布年月日	主 な 内 容
東 京 都	東京における自然の保護と回復に関する条例	47. 10. 26	知事、区市町村、都民の責務、都民の協力、施策の目標、自然の回復、自然の保護、規則
港 湾 局	海上公園条例	50. 10. 22	都臨海部の自然の保護と回復
千 代 田 区	—	—	—
中 央 区	—	—	—
港 区	港区みどりを守る条例	49. 6. 28	保護樹木等の指定、緑化協定、民間施設の緑化等
新 宿 区	新宿区緑と花の条例	48. 4. 1	苗木の配布、地域緑化の助成、樹木、樹林の指定等
文 京 区	文京区みどりの保護条例	50. 4. 1	みどりの保護、育成、知識の普及、その他
台 東 区	—	—	—
墨 田 区	—	—	—
江 東 区	江東区みどりの条例	48. 10. 13	みどりの育成、普及をはかる
品 川 区	—	—	—
目 黒 区	—	—	—
大 田 区	大田区みどりの保護と育成に関する条例	50. 3. 31	みどりの保護と育成について必要な措置を講じ地域の緑化の推進を図り、みどり豊かな区民の生活環境をつくり出す
世 田 谷 区	自然的環境の保護及び回復に関する条例	52. 4. 1	民有地における樹木、樹林地の指定、みどりのモデル地区の指定、緑化知識の啓発

波谷区	渋谷区緑化推進条例	53. 4. 1	樹木等の保護育成
中野区	中野区みどりの保護と育成に関する条例	53. 12. 16	落葉受忍の義務、樹木樹林の保護指定、モデル地区の指定、みどりの協定
杉並区	みどりの条例	48. 10. 1	みどりの保護、育成、区民の責務、協力、計画の策定及び調査、知識の普及等の義務、推進団体の育成
豊島区	—	—	—
北区	—	—	—
荒川区	荒川区みどりの保護育成条例	55. 4. 1	保護樹木等の指定、モデル地区の指定、公共民間施設の緑化、みどりの協定の締結、生垣の助成等
板橋区	板橋区緑化の推進に関する条例	55. 1. 1	区内における自然の保護と回復
練馬区	練馬区みどりを保護し回復する条例	52. 3. 29	みどりの保全地区の指定、みどりの推進協定の締結、緑化委員会の設置、緑化協力員の設置
足立区	足立区緑の保護育成条例	51. 7. 10	樹木の保存、民間緑化、公共緑化、緑の協定
葛飾区	葛飾区緑の保護と育成に関する条例	50. 7. 8	保存樹木等の指定、緑の育成基準、緑の協定、知識の普及、緑化推進協力員
江戸川区	—	—	—

八王子市	八王子市環境保全条例	47. 7. 10	開発行為に伴う植樹基準、緑地保全区域の指定、生活環境の保全
立川市	立川市緑化推進条例	49. 4. 1	緑の保護及び緑化の推進

行政機関	名 称	公布年月日	主 な 内 容
武蔵野市	武蔵野市緑被地確保のための農地保全条例	49. 3. 22	緑被地の確保、生活環境としての緑の保全育成
三鷹市	三鷹市緑の保護および緑化推進条例	47. 10. 5	市長の責務、施設管理者等責務、勧告、市民の責務、保存樹木の指定及び保存義務、緑化推進員、緑地保全農地の指定、助成措置
青梅市	—	—	—
府中市	府中市自然環境保全及び育成に関する条例	47. 3. 29	良好な自然環境を保全する
	府中市環境保全協定	58. 6. 28	市と市民が相互に協調の精神で対策を進め、良好な都市環境を保全する
昭島市	環境保全条例	47. 4. 8	市民の健康で快適な生活環境の確保
調布市	調布市緑化条例	47. 12. 21	自然保護、緑化推進、開発規制
町田市	—	—	—
小金井市	小金井市緑地保全条例	48. 12. 15	緑地の保全、緑化推進により健康で快適な生活環境確保
小平市	小平市緑の保護と緑化の推進に関する条例	48. 3. 28	保存樹林樹木、生垣の指定及び補助金交付
日野市	日野市緑化推進に関する条例	50. 12. 27	緑化の推進を図る。苗木の配布を行なう、樹木、樹林の保護を図る
	日野市環境緑化基金条例	58. 4. 1	10億円を目途に基金を積立て緑地保全のための基金を運用する
東村山市	東村山市緑の保護と育成に関する条例	48. 6. 27	市内に残存する樹林、樹木、防風林、生垣などの身近な緑の保護

国分寺市	国分寺市の緑の保護と推進に関する条例	49. 2. 19	樹木、樹林の保護、緑化推進
国立市	—	—	—
田無市	田無市緑化の推進及び保全に関する条例	48. 1. 1	すべての市民が安全かつ快適な生活を営むことができるよう自然と生活の調和した良好な自然環境を保全するため、緑の保護回復及び緑化をはかる
保谷市	保谷市みどりの保護と育成に関する条例	55. 7. 14	みどりの保護と育成及び緑化の推進
福生市	福生市の緑を守り育てる条例	50. 10. 14	緑を育てるための市民の責務、知識の普及、樹林地の指定、緑化計画の策定等
狛江市	狛江市環境の保全に関する条例	48. 3. 31	生活環境の保全、自然の保護及び緑化の推進
東大和市	東大和市みどりの保護・育成に関する条例	47. 12. 22	緑の保護、保存樹木等の指定、緑化推進
清瀬市	—	—	—
東久留米市	東久留米市のみどりに関する条例	47.	市内のみどりを守り、緑化を進め、快適な生活環境の確保に寄与する
武蔵村山市	—	—	—
多摩市	多摩市緑化条例	50. 3. 31	緑の保護と保存等に関すること
稲城市	稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例	49. 4. 1	自然環境の保護と回復、保全地域、保存樹木の指定、自然環境保全審議会の設置
秋川市	—	—	—
羽村町	—	—	—
瑞穂町	—	—	—

表一14 緑化関係条例を補完する要綱等

行政機関	名 称	施行年月日	主 な 内 容
東京都 住宅局	都営住宅緑化基準	51. 9. 16	空地面積の50%以上を緑化対象面積とし、4㎡当たり高木1本、低木2本以上を植樹する
南多摩開発 本部	多摩ニュータウン西部地区開発大綱	52. 11. 30	公園・緑地及び宅地内緑地等は、住区面積の30%以上を確保する
千代田区	—	—	—
中央区	—	—	—
港区	緑化協力員運営要綱 生垣造成助成要綱 事業所等緑化助成要綱	49. 6. 28 51. 4. 1	緑化協力員の選出基準等この制度の運営に必要な事項 5 m以上の生垣を新たに設置する土地の所有者又は管理者を 対象とした助成 敷地面積 300 ㎡以上の事業所等を対象とした緑化助成
新宿区	地域緑化助成事務取扱要綱	51. 4. 1	
文京区	生垣造成補助金交付要綱 宅地開発並びに中高層建築物等の建設 に関する指導要綱	56. 4. 1 57. 6. 1	交付の対象、額の決定、申請、請求等 一定規模の宅地開発もしくは一定規模の中高層建築をする場 合、公共・公益施設等整備の基準を設けた
台東区	みどりの保護と育成に関する要綱	50. 8. 1	区内の緑化の推進と保存をはかり、区民の健康で快適な生活 環境の維持及び向上をはかる
墨田区	緑化の推進に関する要綱	48. 4. 1	公共用地の緑化、緑化事業の助言指導、保護樹木の指定、緑 のへい設置費助成、緑の銀行設置、苗圃の設置、緑化相談、 歩道緑化、工場等の緑化協定、雑公共的空地の緑化

江東区	—	—	—
品川区	中高層集合住宅等の建設に関する開発環境指導要綱 樹木の保存に関する要綱 グリーンバンク事業の運営に関する要綱	55.10.1 50.12. 56.12.	開発事業に伴う生活環境の悪化防止 「都市の美観と風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき区内に残された数少ない貴重な緑を保存する 不用樹木の引き取り、あっ旋
目黒区	樹林保存要綱 生垣造成助成要綱	51.10.1 54.4.1	一定基準以上の樹木、樹林、生垣を保存指定し、管理費用の一部を助成、樹木保険に区が加入 道路に面して5m以上生垣を造成する場合に造成費の一部を助成、新設5,000円/m、改造6,000円/m、限度額15万円
大田区	開発指導要綱	57.4.15	無秩序な開発行為を防止し、良好な生活環境を図り安全で快適な街づくりの推進を目的とし緑化基準を設ける
世田谷区	区営苗圃の設置基準 特別保護区補助金交付要綱 公共施設緑化基準	48.4.1 52.4.1 58.4.1	苗圃の運営に関する事項 保護区内土地所有者に対する助成に関すること 学校等の緑化基準
渋谷区	緑化推進条例施行規則	53.4.1	指定樹木等の手続及び補助金
中野区	みどりの保護育成の推進に関する助成要綱	55.5.6	保護樹木、樹林の維持管理助成、生垣設置助成、みどりの協定、モデル地区の助成
杉並区	保護樹木等の補助金交付要綱 生けがき協定における生けがきの造成等の補助金交付要綱 緑化推進モデル地区における生けがき造成推進要綱 公共施設緑化推進要綱基準	48.11.1 48.11.1 53.10.1 54.4.1	保護樹木等の維持管理費の一部補助 生けがき造成費等の補助 " 公共施設の緑化基準

行政機関	名 称	施行年月日	主 な 内 容
豊 島 区	みどりの保護と育成に関する要綱	57. 4. 1	みどりの保護、育成、普及啓発
北 区	生垣造成助成金交付要綱	58. 4. 1	新たに生垣を造成し、延長が3 mで高さが1 mで道路に面していること 1. 生垣の造成費1 mにつき5,000円 2. 既存壁の撤去1 mにつき3,000円を限度
荒 川 区	市街地整備指導要綱	58. 4. 1	宅地開発事業(一定規模)等の対象事業に対する事前協議、公共公益施設の整備(公園・緑地の設置等)、防災対策
板 橋 区	生垣造成助成要綱 民間施設の緑化に関する要綱 中高層住宅宅団地建設等指導要綱	56. 5. 23 47. 11. 1	申込者1/2以上、区1/2以内の範囲で造成工事を実施する 民間施設の緑化 建設地内への緑地の設置
練 馬 区	保護樹木樹林補助金交付要綱 生垣造成補助金交付要綱 緑化協力員運営要綱 保護樹木樹林の維持管理に関する要綱 震災対策用苗木配布要綱 宅地開発指導要綱	53. 2. 1 54. 8. 1 52. 12. 1 55. 10. 2 54. 6. 1 53. 10. 1	
足 立 区	緑の協力員運営要綱 緑化用苗木栽培委託事業実施要綱 誕生記念植樹事業実施要綱 新築植樹奨励用苗木配布実施要綱 苗木配布事業実施要綱	52. 4. 1 52. 4. 1 52. 4. 1 53. 5. 1 56. 7. 1(改)	

葛 飾 区	開発行為及び大規模造成等による住宅等建設に関する緑化指導取組要綱	52. 6. 1	500㎡以上の開発行為や建築行為等をを行う際に緑化基準を定め緑化計画書の提出を義務づけ緑化に関する指導を行なう
	緑化推進協力員運営要綱	51. 4. 1	区の実施する緑化に関する施策に協力し、緑の保護と育成に関する運動を自ら積極的にすすめる民間協力者
	地域における自主的な緑化活動団体育成要綱	55. 11. 18	地域住民による緑の育成に関する自主的活動をする団体を育成、地域の緑化を推進する
	生垣造成補助金交付要綱	58. 4. 1	民間施設、住宅等の生垣や新設、既存の万年塀・ブロック塀等の生垣化を推進するため生垣造成に要する費用の一部を補助する ブロック塀等の取りこわし 3,000円/㎡ 生垣の造成 5,000円/㎡
	グリーンバンク事業の運営に関する要綱	58. 4. 1	住宅の新築、改築等で不要となった樹木を有効に活用するため引取希望者への斡旋及び公共施設等への移植を行なう
江 戸 川 区	民間施設等緑化助成要綱	58. 4. 1	民間施設の緑化を推進するため、緑化に要する費用の一部を補助する 私立保育園 高木 1,300円/本 中木 1,000円/本 中小企業 高木 1,000円/本 中木 700円/本
	緑化推進要綱	48. 10. 1	緑をふやす対策と緑を守る対策
八 王 子 市	宅地開発指導要綱	47. 4. 1	八王子市環境保全条例に準ずる
立 川 市	—	—	—
武 蔵 野 市	宅地開発等に関する指導要綱	46. 10. 1	開発面積が3,000㎡以上の場合6～10%以内の公園用地提供、敷地面積の20%以上の緑地空地の確保
	ブロック塀等改善補助金交付要綱	57. 9. 1	倒壊の危険性のあるブロック塀等を生垣等に改善するための一部経費の補助

行政機関	名 称	施行年月日	主 な 内 容
田 無 市	樹木・樹林補助金交付要綱 宅地開発に関する指導要綱 事業所緑化推進要綱	49. 4. 1 47. 4. 1 49. 4. 1	樹木、樹林の所有者又は管理者に対し、その維持・管理と保護に要する経費を補助し、緑の保全と育成をはかる
保 谷 市	宅地開発等に関する指導要綱	48. 5. 1	安全で健康的な住みよき街づくりをめざし、無秩序な市街化を防止し、良好な生活環境の整備をはかる
福 生 市	—	—	—
狛 江 市	宅地開発指導要綱	46. 11. 15	無秩序な宅地開発を防止し、地域住民の生活環境を守り、住みよき街づくりの実現をはかる
東 大 和 市	緑化基準 宅地開発等指導要綱 みどりの保護育成に関する補助金交付要綱	51. 6. 1 51. 6. 1 50. 9. 1	公共施設及び民間施設の緑化 無秩序な宅地開発を防止し、良好な市街地を形成することにより、住みよき生活環境を実現する
清 瀬 市	みどりの保護と育成に関する要綱 宅地開発等に関する指導要綱	53. 7. 1 49. 4. 1	樹林環境保全区域＝特に緑の保護を図る必要があると認められる区域を所有者の申請に基づき指定（基準面積1,000㎡以上）する。 特別保全区域＝失われつつある野草の群落が所在し良好な自然環境を保持する区域を所有者の申請に基づき指定する 樹木の登録＝地上から1.5mの高さにおける幹の太さ1.5m以上

東久留米市	みどりに関する補助金交付要綱 宅地開発等に関する指導要綱	48. 1. 1 48. 2. 15	保存樹木等の保護をはかるため補助金の交付について必要な事項を定める。
武蔵村山市	保存樹木の指定に関する要綱 宅地開発等指導要綱	54. 4. 1 49. 4. 1	市街化区域内の木の高さおおむね5 m以上の樹木の集団として いる樹林一筆の面積が500 ㎡以上
多摩市	宅地開発等指導要綱	50. 4. 1	
稲城市	宅地開発等指導要綱 自然環境の保護と緑の回復に関する補助金交付要綱	54. 4. 1 49. 4. 1	自然環境との調和（自然環境の保全と植栽） 開発面積に応じた公園、緑地の整備
秋川市	—	—	—
羽村市	宅地開発等指導要綱 保存樹木の指定に関する要綱	54. 11. 1 53. 4. 28	宅地開発事業等で開発した面積に対する公園および緑地、広場の面積比率 幹の周囲2.0 m以上、ただし保存価値のあるものは1.0 m以上
瑞穂町	—	—	—

行政機関	名 称	施行年月日	主 体	内 容
三 鷹 市	—	—	—	—
青 梅 市	梅の古木等指定補助金交付要綱 宅地開発等指導要綱	51. 10. 1 50. 4. 1	梅の古木、梅林の指定補助金 開発指導要綱	
府 中 市	みどりの保護育成に関する要綱	54. 4. 1	みどりの保護育成をはかり市民の健康で快適な生活環境を確保する	
	みどりの銀行実施要綱	53. 4. 1	樹木のあっせん、受託に関すること	
	市民花壇を育てる要綱	56. 7. 1	市民自らの手で花を育てることを通じ快適な環境をつくりだす	
	指定樹木等に関する奨励金交付要綱	54. 4. 1	良好な生活環境を保全するため交付する	
	緑化推進委員会設置要綱	55. 10. 1	35名、個別、共同にて緑化推進活動、指導を行なうこと	
	記念樹園実施要綱	56. 4. 1	記念樹の受託事業（植栽場所の確保）	
	記念樹配布要綱	55. 4. 1	各種人生記念樹の配布	
昭 島 市	緑化相談員設置要綱	49. 6. 1	市民の緑化相談に応じ、民有地（家庭）緑化の推進	
	宅地開発指導要綱	49. 4. 1		
	保存樹木等の指定に関する要綱	49. 4. 1		
調 布 市	緑の保全に関する補助金交付要綱	48. 5. 31	緑の環境保全地区等指定に関する補助	
	緑と花の運動補助金交付要綱	50. 1. 30	参加団体に対する運動事業経費の補助	
	工場等緑化の推進に関する要綱	49. 10. 1	工場敷地内の緑化の推進	
	緑化用樹木支給要綱	54. 7. 1	神社仏閣、工場又は事業所運動施設、私立学校、保育所等の敷地の緑化推進	
	緑の団体の助成に関する規程	54. 2. 1	緑化の推進、自然保護を行なう市民団体	

町田市	市民の森の設置要綱 宅地開発指導要綱	47. 11. 9 45. 9. 10	市街化区域内の山林を、地主との契約により指定し、緑の保存と憩いの場の確保を行なう 開発面積が500㎡以上の宅地開発事業につき、公共公益施設の整備等の負担を事業主に課するもの
小金井市	宅地開発等指導要綱	47. 6. 1	
小平市	緑の保護と緑化の推進に関する要綱 同補助金交付要綱 宅地開発等指導要綱	48. 4. 1 48. 4. 1 47. 4. 1	緑の保護と緑化の推進に関する施策の大綱を定め、その推進をはかる 保存樹林等に対する補助金の交付
日野市	緑化推進委員規則 みどりの保護育成に関する要綱 住みよいまちづくり指導要綱	51. 4. 1 47. 7. 1 53. 11. 1	市長の緑化推進に関する諮問に対して具体的な施策等の意見を述べる 一定規模の樹林、樹木の保護育成のため、補助金を交付する 開発行為、宅地造成に当たって、緑化を義務づける
東村山市	樹林樹木等管理費補助金交付要綱	49. 7. 31	良好な樹林樹木もしくは防風林、生垣の所有者に対し、その管理に係る補助金を交付する
国分寺市	宅地開発等に関する指導要綱	48. 4. 1	事前協議、紛争の予防措置 門柱、塀等の安全性、公園緑地の確保
国立市	開発行為等指導要綱	53. 10. 1	開発行為によって無秩序な市街化が行なわれることを規制し、良好な市街地の造成、快適な生活環境を保持する 1,000㎡以上の開発行為について5～6%以上の公園緑地空間地を設定する

表一15 住民との協定

行政機関	名 称	根 拠	内 容		実 績	摘 要
			行 政 側	住 民 側		
千代田区	—	—	—	—	56年度 — 57年度 —	
中央区	—	—	—	—	—	
港区	緑化協定 (生垣協定、地域協定)	みどりを守る条例	緑化協定の認定公表 補助金交付 苗木の供給等の現物 助成	緑化協定書の作成提 出 認定生垣等の保護育 成保存	2件 1件	
新宿区	—	—	—	—	—	
文京区	みどりの育成協定	みどりの保護条例	畑土、植栽物、肥料 等の提供	維持管理	2件	2件
台東区	区道緑化協定 花だんづくり管理協 定	—	—	—	—	
墨田区	歩道緑化協定 羽村町 工場緑化協定 準公共的空地の緑化	緑化の推進に関する 要綱	樹木の植栽等の技 術指導 緑化推進に 関する指導助言 維持管理の指導助 言	水やり、清掃、施設、 樹木の事故通報	—	—
江東区	緑化協定	みどりの条例	助成	維持管理	45,357㎡ 40,710㎡	
品川区	—	—	—	—	—	
目黒区	グリーンクラブの植 栽地に関する維持管 理協定	—	花苗等の助成、植栽 地の造成、フラワー ポットの設置	花苗等の植栽、維持 管理、清掃	—	—
大田区	—	—	—	—	—	

世田谷区	モデル地区	自然的環境の保護及び回復に関する条例	フラワーポット設置等	維持管理	—	—
渋谷区	—	—	—	—	—	—
中野区	みどりの協定	みどりの保護と育成に関する条例	1軒当たり中木5本程度を配布	植樹後の維持管理	—	3件
杉並区	生がき協定 育成協定	みどりの条例 〃	既存の塀の取りこわし、生垣造成費の補助、苗木の供給	生がきの造成、保護育成20m以上苗木の植栽保護育成	—	—
豊島区	—	—	—	—	—	—
北区	—	—	—	—	—	—
荒川区	みどりの協定	みどりの保護育成条例	フラワーポット、客土、株物	植栽、維持管理	—	2件
板橋区	民間施設緑化協定	緑化の推進に関する条例 民間施設の緑化に関する要綱	1/2以内負担	1/2以上負担	1件	1件
練馬区	みどりの推進協定	みどりを保護し回復する条例	苗木の供給、生垣化の助成、害虫の駆除	育成管理	1地区 1件	1地区 3件
足立区	緑の協定	緑の保護育成条例	苗木の供給、管理指導	維持管理	5社	3社 対象は工場、事業所
葛飾区	緑の協定	緑の保護と育成に関する条例	苗木の除根等緑の育成に必要な措置を講ずる	協定の定めるところに従って緑を育成しななければならない	2件	4件

行政機関	名称	根拠	内容		住民側	実績		摘要
			行政側	維持管理		56年度	57年度	
江川区	沿道緑化協定	—	樹木の供給	維持管理	4件	14件		
	準公共空地緑化協定	—	"	"	11件	13件		
	ペラランダ緑化協定	—	容器・用土の供給	"	45団地	50団地		
	グループ緑化協定	—	容器・用土・花苗の供給	"	50団地	62団体		
八王子市	—	—	—	—	—	—		
立川市	—	—	—	—	—	—		
武蔵野市	—	—	—	—	—	—		
三鷹市	保存樹木の協定	緑の保護および緑化推進条例	1本につき3,000円	10年の義務	—	—		
	保存樹木の協定	"	固定資産税の当額 $\frac{85}{100}$ 相	5年の義務	—	—		
	緑地保全農地の協定	"	固定資産税の当額 $\frac{50}{100}$ 相	権利移転市長に届出	—	—		
青梅市	—	—	—	—	—	—		
府中市	環境保全協定	環境保全協定	相互の協調精神のもとに都市環境を保全する		—	—	58.6.28～	
	樹木保険	指定樹林	風災害で生じた第3者への損害救済措置		—	—	58.7.25～	
昭島市	—	—	—	—	—	—		
調布市	—	—	—	—	—	—		

町田市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小金井市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小平市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日野市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東村山市	緑地保全協定書	緑の保護と育成に関する条例	固定資産税、都市計画税の減免管理費の補助、1㎡当たり10円相当の設置に伴う資材の補助	区域の維持管理	—	—	—	—	—	—	—	58年5月に実施 53ヶ所 90名 274,182㎡
国分寺市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国立市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
田無市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
保谷市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福生市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
狛江市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東大和市	保存樹木	みどりの保護、育成に関する条例	管理費の補助 害虫駆除	適正な管理	291本	285本	—	—	—	—	—	—
清瀬市	保存樹林	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東久留米市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
武蔵村山市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

行政機関	名称	根拠	内容		実績		摘要
			行政側	住民側	56年度	57年度	
多摩市	保存植物	緑化条例	補助金交付	清掃・維持管理	198	198	
稲城市	—	—	—	—	—	—	
秋川市	—	—	—	—	—	—	
羽村町	—	—	—	—	—	—	
瑞穂町	—	—	—	—	—	—	

表一16 緑化に関する調査

行政機関	名 称	作成年月	主 な 内 容
東京都建設局	公園緑地生態調査	58. 3	土壌調査、樹木現況調査
	施肥調査	58. 3	コンポストの施肥による肥効と安全性調査
	緑化に関する調査報告	58. 3	緑化に関する調査試験の結果のとりまとめ
" 湾 局	臨海部土壌調査	50~55	臨海部埋立地土壌の分析調査と植生図作成
	臨海部根系生態調査	55. 3	臨海部埋立地樹木の根系と生態の調査
東京都多摩開発部	多摩ニュータウン西部地区自然環境保全生態調査	50. 3	植生調査、小動物昆虫生態調査に基づき自然環境保全の提言
	多摩ニュータウン西部地区自然環境保全対策調査	53. 3	表土分布及び水系保全調査等
千代田区	緑の実態調査報告書	50. 1	樹木の被覆率、草地率、裸地率、構造物被覆率、樹木緑化余力率
中央区	—	—	—
港区	みどりの実態調査	55. 3	樹木、樹林、街路樹、樹木健康度、生垣現地調査、航空写真撮影による緑被率、緑化余力率等の解析、各調査結果による緑の現況
新宿区	実態調査報告	47.12	樹木、樹林、樹種別数量と健康度実態調査
文京区	緑地実態調査報告書	55. 2	調査の概要……目的、体系、緑の状況 樹木の現況……本数、健康度、生垣等 その他緑地の現況、緑化余力、課題等

行政機関	名	称	作成年月	主 な 内 容
台東区	みどりの実態調査		50. 3	ゾーン別、太さ別、樹種別、用途別樹木数の把握 街路樹の現況を把握 樹木の健康度を判定 樹木被覆率、草地率、裸地率、構造物被覆率等の解説 樹林、寺社、公園、学校等の緑地の把握
墨田区	緑の現況調査報告書		49. 3	樹木の現況、オープンスペースの現況 緑量と緑化余力率
江東区	みどりの現況調査		57. 3	オープンスペース、緑被地、樹木、街路樹、樹林地の状況
品川区	緑の実態調査		56. 3	現地調査及び航空写真の解析による区内の緑の現況の把握
目黒区	緑とオープンスペースの調査計画報告書		54. 3	みどりとオープンスペースの実態に関する現況を把握、これにもとづく防災、レクリエーション、住環境の整備等の観点からの分析、及び計画の提言
大田区	緑化基礎調査		59. 3(予定)	緑化の推進を計画的に進めていくため、現況を評価分析し、緑の変化の状況を明らかにするとともに、今後の緑化施策への指針とする
世田谷区	みどりの現況調査 国分寺崖線湧水調査 地下水調査		57. 3 57. 3 57. 3	区内の緑被率及び主要施設の緑被等 湧水の分布、水量等の調査 玉川地区5ヶ所に観測井戸を設置し、地下水位の変化を調査
渋谷区	樹木の実態報告書		54. 3	樹木の現況調査、樹林の現況調査、オープンスペース調査
中野区	みどりの実態調査		53. 8	みどりの状況の推移、オープンスペース、樹木、樹林、生垣、街路樹調査
杉並区	緑化基本調査		58. 3	緑の現況(緑地調査、緑被調査、緑化余力調査、樹木・樹林調査) 緑の景観(緑視景観の構成) 緑の管理(区民の意識、役割分担)

豊島区	緑の実態調査	58. 3	緑と住民意識(アンケート調査等) 緑のまちづくり一提言
北川区	緑の実態調査 防災緑化調査 緑のアンケート調査	59.3 予定 " "	現地調査並びに航空写真の解析調査により、区内の樹木、樹林、生垣、街路樹等の現況を明らかにし、又緑被率等の緑の総合的な現況把握を行った 樹木調査、大木健康調査、生垣調査、街路樹調査、植生・オープンスペース調査等 防災基礎調査、壁け止まり候補線の抽出調査、市街地危険想定、防災緑地構想の策定等 区民の緑についての意識調査、サンプル数1,500 世帯
荒川区	緑の実態調査	54. 3	樹木の現況、緑地の現況、緑被の現況、総合評価と緑化余力率課題と提言
板橋区	緑地樹木の実態調査 野鳥の実態調査 みどりのアンケート 樹林の実態調査	50.4及び55.4 58. 3 57. 3 57. 3	区内存在分緑地樹木の現状調査 自然環境を鳥の生態から調査 地域緑化指向性調査 所有者の将来意向のみ調査
練馬区	緑の実態調査報告書 樹林における自然環境 " (I) " (II) 白子川流域湧水構造調査報告書	53.11 55. 2 57. 3 57. 2	樹林の実態、土地利用の現況、緑地の実態等 樹林の土壌、植生昆虫の実態 " 白子川流域湧水構造調査
足立区	緑化計画に関する基礎調査報告書	52. 3	現地調査一樹木 樹林健康度、土壌調査等 航空写真の解析一都市構造、樹木及び草地の被覆分布等
葛飾区	樹木調査 緑の現況調査(第二次)	58.10 56. 3	区内にある直径30cm以上の樹木を調査 緑の現況調査
江戸川区	樹木実態調査	59.3(予定)	全樹木の本数、樹種、形状等について調査 各丁目単位による悉皆調査、緑被率算出、報告書作成

行政機関	名 称	作成年月	主 な 内 容
八王子市	緑地保全資料用航空写真撮影	53. 58	市内全域を航空写真で撮影し、緑地の現存状況を把握する
立川市	みどりの実態調査	52. 2	都市構造区分、緑生被覆区分、緑生活力評価 樹木、樹林、公共施設、街路樹、生垣、竹林、屋敷林の調査
武蔵野市	みどりの調査報告書	55. 3	保存樹木、樹林調査、緑地等の面積と変せん、緑被地の変せん んと環境、景観評価 緑被地の保全施策、環境指標林
三鷹市	緑の実態基本調査	56. 3	緑被分布、樹木活力度
青梅市	—	—	—
府 中 市	苗木配布、記念樹配布追跡調査 府中市緑被率調査 植物ガイドブック みどりの散歩みち	50. 4 58. 6 57. 4. 1 55. 4. 1	活着状況調査 航空写真で分析調査し、報告書、パネル、現況図の作成 みどりに関する資料を一冊の本として発行 （毎年発行）
昭島市	—	—	—
調布市	—	—	—
町田市	—	—	—
小金井市	—	—	—
小平市	—	—	—
日 野 市	緑のマスタープラン 東豊田緑地保全地域構造調査報告書	57. 12 55. 3	自然環境及び都市公園の確保のため、系統的な緑地の配置計画を行った 緑地保全計画と自然教育の場としての利用計画立案のため、 様々な角度から基礎調査を行った

東村山市	樹林樹木実態調査	48. 11	都市化が進むなかで残された数少ない樹林樹木について綿密に調査し分析を加えて、緑の実態を把握し、緑地保全の資料とする
国分寺市	—	—	—
国立市	—	—	—
田無市	—	—	—
保谷市	—	—	—
福生市	—	—	—
狛江市	自然環境実態調査	48. 9	航空写真、樹木、樹林調査、オープンスペース調査、樹木健康度調査
東大和市	—	—	—
清瀬市	—	—	—
東久留米市	—	—	—
武蔵村山市	—	—	—
多摩市	多摩市の植生公園緑地調査	56. 3 58. 3	地域の植生的な自然環境の現状等の調査 法面を中心とした緑の管理のための調査
稲城市	緑の実態調査報告書	54. 3	市内の樹木、野草及び野鳥の実態調査
秋川市	—	—	—
羽村町	—	—	—
瑞穂町	—	—	—

(3) 緑化思想の普及活動

イ. 普及活動 (表—17, 18)

各行政機関における普及活動は条例及び要綱にもとづいて、公共施設並びに民間施設に対し緑化を義務づけ、緑化思想を指導するとともに、緑の相談所の開設、講習会、講演会、観察会の開催、手引書、パンフレットの発行、木・花・鳥の指定、モニター制度の活用等によって都民の緑化思想の普及につとめている。

ロ. 緑化に関する行事 (表—19)

建設省の提唱による「都市緑化月間」が毎年10月、また、環境庁主唱による「環境週間」が6月に行なわれ、緑化思想の普及高揚につとめているが、今回58年度から3箇年にわたり「緑化宝くじ」が発行されることになった。これは58年3月総理府に設置された「緑化推進連絡会」が別紙—1のとおり「緑化推進運動の実施方針」を定め、各自治体に対し緑化の推進を要請するとともに、この財源として、「緑化宝くじ」を発行することとなったものである。都においては発行額80億円程度を予定し、その収益金をもって、公園、道路、河川(含親水)、庁舎、学校等の公共施設の緑化事業を都及び区市町村で実施することとなった。58年度における都事業費432百万円、区市町村への補助事業費432百万円の予定である。

首都緑化推進委員会が緑化強調期間として3月1日～5月15日までの76日間「緑の羽根」募金運動を強力に展開するため、区・市・町・村・公立学校・ボーイスカウト・ガールスカウト・官公署・民間企業等の協力を得て実施し、募金実績は26,000千円に達した。そして、地元における緑化推進の機運を盛り上げるため、募金の60%を還元(官公署、企業その他を除く)し、それぞれの希望による公共施設、学校等の自主緑化を実施したほか、社会福祉施設への植栽、開校記念樹贈呈等が行なわれた。また、山の植樹祭(青梅市)、街の植樹祭(目黒区)が行なわれたほか、緑化強調期間、緑の週間(4月1日～7日)、都市緑化月間(10月1日～31日)の行事として、苗木即売会及び

無料配布，緑化相談所の開設，都庁内緑化等が実施されている。

区・市・町においては，10月の都市緑化月間，6月の環境週間以外に，独自の「みどりの月間」「みどりの旬間」等を決めて緑化行事を行っており，苗木の無料配布及び即売会，園芸講習会，映画と講演会，緑化相談所の開設等が行なわれ，緑化思想の普及高揚につとめている。

別紙一 1 <緑化推進連絡会の「緑化推進運動の実施方針」>

1 目的

緑化推進は，国土及び環境の保全，水資源の涵養，生活環境の改善等の観点から極めて重要であり，国においては，国土の緑化に関し総合的かつ効率的な諸施策を推進するため，緑化推進連絡会議を設置したところであるが，その一層の推進を図るためには，地方公共団体特に地域住民に密着した市町村（特別区を含む。以下「市町村」という。）を中心とした施策の展開を図るとともに，国民の自発的な理解と協力を得る必要がある。

このため，市町村を主体として国民が広く参加し得る緑化運動が，地域の実情に即して全国に展開されるよう，地方公共団体に要請するとともに，国は，所要の措置を講ずるものとする。

2 緑化運動の推進体制

- (1) 市町村が主体となり，議会，地域住民，緑化関係団体等の発意，賛同を得て，自主的に3を内容とする緑化運動が推進されるようにする。
- (2) 都道府県及び民間団体においても，本運動の趣旨に基づき，積極的な対応がなされるようにする。

3 緑化運動の内容

市町村に対し，次の事項に留意の上，緑化運動を実施するよう要請する。

- (1) 市町村は，既に別の緑化計画等を定めている場合を除き，次のような事項を定めるか，差し当たって当面の具体的行動計画を定めるかにより，計

画的に実施すること。

- ア 緑化の基本的構想
 - イ 緑化の計画・目標
 - ウ 緑化の具体的行動計画
 - エ 国、都道府県の緑化計画等との関係の調整
- (2) 市町村は、国が実施、主唱している次の事業を、国と協議の上、積極的に活用すること。
- ア 林野庁が実施する「緑と花で結ぶむらとまち運動」による森林づくり
 - イ 建設省が実施する「まちの森」づくり、「並木のみち」づくり
 - ウ 環境庁が主唱する「小鳥がさえずる森」づくり
- (3) 市町村は、広く地域住民、民間団体等に本運動への参加・協力を呼び掛けて本運動の実施に努めること。

4 国及び都道府県の助成等

- (1) 国は、本運動を実施する市町村に対し、必要な助言及び技術的援助を行うものとする。
- (2) 国は、本運動を実施する市町村に対し、場所の提供、苗木種子のあっせんその他必要な協力を行うものとする。
- (3) 国は、都道府県に対し、本運動を実施する市町村に対する必要な助言等を行うよう要請する。

5 財源措置

- (1) 地方公共団体における緑化事業の財源に供するため、昭和58年度からおおむね3箇年度にわたり宝くじを発売することについて具体策を検討する。
- (2) 緑の羽根募金運動を積極的に展開する。
また、都市緑化基金の拡充強化を推進する。
- (3) その他緑化事業を推進する公益法人への民間拠出金の受入れを促進する。

6 内閣総理大臣等の表彰

本運動の実施について顕著な功績のあった個人、団体に対し、内閣総理大臣等の表彰を行う。

7 推進体制の整備

国及び都道府県は、市町村を主体とした全国的な緑化運動が組織、実践されるよう、広く関係機関、団体等に働き掛けるとともに、緑化運動の効率的な推進に資するため緑化関連団体による連絡体制の整備を要請する。

8 国及び都道府県の緑化事業との関係

国及び都道府県は、その緑化事業を実施するに当たって、本運動を実施する市町村と緊密な連絡調整を図り、当該市町村の実施する緑化事業の効率的促進を図られるよう努めるものとする。

9 国民の緑化意識の啓発、高揚

本運動に対する国民の理解が深まり、自ら参加する気運が醸成されるよう、民間諸団体の協力を求めるとともに、政府としても積極的な広報活動を行うこととするほか、緑化に関する情報の提供や相談、各種行事の開催を推進する。

緑化推進のための宝くじの発売について

1. 趣 旨

国土の緑化推進運動の一環として、地方公共団体が行う緑化事業の財源にあてるため、新規に宝くじ（以下「緑化くじ」という。）を発売する。

2. 発売額

昭和58年度からおおむね3か年度で、収益額ペースで約150億円を確保するものとし、370～380億円の発売額を目標とする。

昭和58年度については、既存の発売計画額に100億円程度の発売額の上乗せをめざすものとする。

3. 発売時期

昭和58年度については、第4四半期の3月初旬(全国通常第197回を吸収)とする。

4. 発売方式

昭和58年度における最高賞金は、ジャンボくじに準じた高額賞金とする。但し、発売額は定額(昭和58年度の場合、100億円程度)とし、予約制は採用しない。

なお、緑化くじの発売目標の達成を図るとともに、既存くじの発売額への影響を極力避けるため、賞金、売場等の面でできるだけ工夫を行うものとする。

5. 持寄額

各発売団体の持寄額は、前年度1年間のジャンボくじ(昭和58年度の場合、57ドリーム・57サマー・57年末)に係る各発売団体の消化実績の平均シェアを緑化くじの発売額(昭和58年度の場合、100億円程度)に乗じた額とする(政令市とこれをその行政区域に含む道府県との相互調整を行うことができるものとする。)。

なお、売残りが出た場合及び時効益金については、緑化くじと通常くじとの間で比例案分とする。

表一17 緑化思想の普及活動（その1）

行政機関	緑化相談所		手引書・パンフレット等の作成			
	有・無	57年度の相談件数 件	一般PR用	緑化の手引	開発規制関係	その他
東京都建設局	有	7,076	—	—	—	—
千代田区	有	—	—	—	—	—
中央区	—	—	—	—	—	—
港区	みどりの相談	260	緑の事業案内	—	—	—
新宿区	有	3,457	—	—	—	—
文京区	有 (臨時)	134	みんなのでつくろう緑の まちなを サツキの育て方	緑化計画書作成の手引	—	—
台東区	—	—	—	—	—	—
墨田区	有	427	花ごよみ 緑と花の学習園	グリーンフェンス	—	—
江東区	有	746	みどりの現況と緑化事業	家庭園芸の基礎 鉢植えの基礎	—	—
品川区	有	400	グリーンライフ品川 品川区の保存樹	—	—	—
目黒区	有	712	野鳥のすめるまちづく り 緑化事業ガイド	—	—	街の自然12か月 めぐりの動植物ガイド

行政機関	緑化相談所		手引書・パンフレット等			作成	
	有・無	57年度の相談件数	一般PR用	緑化の手引	開発規制関係	その他	
大田区	有	357	緑の相談あれこれ 区の木、区の花	樹の本	—	—	
世田谷区	有	850	みどりの課事業概要 新聞みどり	緑の便利帳	—	樹木害虫防除の手引	
渋谷区	—	—	みどりはみんなの財産	—	—	—	
中野区	—	—	グリーンライフなかの	—	緑化計画の手引	—	
杉並区	—	78	緑（私たちの生活の中 から） みどりの新聞	みどりと私たち（小学 校5年生用副読本） 緑の豊かなまちづくり （生垣）	地区指定制度について	—	
豊島区	—	—	みどりを大切に	—	—	—	
北区	—	—	—	—	—	—	
荒川区	—	—	荒川区をみどりに 荒川自然公園	緑化の手引 道	—	—	
板橋区	業務実施中 （植物園）	—	街路樹ガイド 植物園だより	もっと緑を	あり	小学生向副教科書出版	
練馬区	—	—	練馬の自然みどりを保 護し回復する条例の手 引	—	みどりあふれる練馬区 を	—	
足立区	有	1,242	みんなのでみどり、を大 切に	緑化計画書の手引き	—	—	
葛飾区	有	若干	みどり豊かな葛飾に	緑化推進関係要綱集	—	みんなのでみどりを ふやし、そだてましょ う。	

江戸川区	—	4件	グリーンピア江戸川区あなただ	—	住宅等整備指導要綱	—
八王子市	—	—	—	—	—	—
立川市	—	—	—	—	—	—
武蔵野市	有	37	—	—	宅地開発等に関する指導要綱関係集	—
三鷹市	—	—	市の緑化対策推進事業	家庭果樹入門、家庭の緑化、家庭菜園の手引	—	公害概況
青梅市	—	—	—	—	—	—
府中市	有	135	都から購入 250 部	1,000 部	—	—
昭島市	—	—	—	—	—	—
調布市	有	100	緑のパンフレット	—	—	—
町田市	—	—	—	—	—	—
小金井市	—	—	—	—	—	—
小平市	—	—	—	—	宅地開発等指導要綱	—
日野市	有	—	—	—	—	—
東村山市	—	—	—	58年度予定	—	—
国分寺市	—	—	—	—	—	—
国立市	—	—	—	—	—	—
田無市	有	120	—	やさしい緑の豆知識	—	—

行政機関	緑化相談所		手引書・パンフレット等の作成			
	有・無	57年度の相談件数	一般PR用	緑化の手引	開発規制関係	その他
保谷市	—	—	—	—	—	—
福生市	有	20	—	—	—	—
狛江市	—	—	—	—	—	—
東大和市	—	—	—	—	—	—
清瀬市	—	—	—	—	—	—
東久留米市	—	—	緑	—	—	—
武蔵村山市	—	—	—	—	—	—
多摩市	有	100	自然のなかまたち	—	—	—
稲城市	—	—	—	—	—	—
秋川市	—	—	—	—	—	—
羽村町	—	—	—	—	—	—
瑞穂町	—	—	—	—	—	—

表一18 緑化思想の普及活動（その2）

行政機関	都・区・市・町の指定		モニター制度の概要
	木	花 鳥	
東京都	イチヨウ	花 (ソメイヨシノ) 非公募	ユリカモメ
千代田区	—	—	—
中央区	—	—	—
港区	—	—	—
新宿区	ケヤキ	ツツ	—
文京区	イチヨウ	ツツ	—
台東区	サクラ	アサガオ	—
墨田区	サクラ	ツツ	—
江東区	クロマツ	サザンカ	—
品川区	シイノエ	サツキ	ユリカモメ
目黒区	シイ	ハギ	シジュウカラ
大田区	クスノキ	ウメ	—
世田谷区	ケヤキ	サギソウ	オナガ
渋谷区	ケヤキ	ハナシヨウブ	—
新宿区	ケヤキ	ツツ	—
文京区	イチヨウ	ツツ	—
台東区	サクラ	アサガオ	—
墨田区	サクラ	ツツ	—
江東区	クロマツ	サザンカ	—
品川区	シイノエ	サツキ	ユリカモメ
目黒区	シイ	ハギ	シジュウカラ
大田区	クスノキ	ウメ	—
世田谷区	ケヤキ	サギソウ	オナガ
渋谷区	ケヤキ	ハナシヨウブ	—

行政機関	都・区・市・町の指定		概要
	木	花	
中野区	シ	イ ツ	—
杉並区	ス アケボノ サザン	ギ キ カ	—
豊島区	ソ メイ ヨシ	ノ ツ	—
北区	サ ク	ラ ツ	—
荒川区	サ ク	ラ ツ	公園等連絡員の制度……公園・児童遊園の見廻り、指導など
板橋区	ケ ヤ	キ ニ リ ソ ウ	—
練馬区	コ ブ	ツ	—
足立区	イ ス ケ	ウ チ ヨ カ ケ ノ キ キ	—
葛飾区	シ ダ レ	ヤ ナ ギ	緑化推進協力員制度
江戸川区	ク ス ノ	キ サ ツ	—
八王子市	イ チ ヨ ウ	ウ ヤマ ユ リ	—
立川市	ケ ヤ	キ コ ブ シ 、 ス ミ レ ツ ツ シ 、 サ ル ビ ア コ ス モ ス 、 サ ザ ン カ ス イ セ ン	—
武蔵野市	ハ ナ コ ケ	キ ズ ミ ブ ヤ シ キ シ キ	—

行政機関	都・区・市・町の指定			モニタリング制度の概要
	木	花	鳥	
東大和市	ケヤキ	ツツジ	—	—
清瀬市	ケヤキ	サザンカ	オナガ	緑化推進事業、緑化運動、樹木や樹林の巡回・監視などに関して提言したり、又は市民運動の先頭に立って、緑化推進の高揚を図っている
東久留米市	イチヨウ	ツツジ	オナガ	—
武蔵村山市	—	—	—	—
多摩市	イチヨウ	ヤマザクラ	ヤマバト	—
稲城市	イチヨウ	梨	—	—
秋川市	キンモクセイ	—	—	—
羽村町	イチヨウ	—	—	—
瑞穂町	モクセイ	チャノハ	ヒバ	—

表一19 昭和57年度緑化行事

行政機関	期 間	内 容
東京都建設局	4月	街の植樹祭
東京都南多摩開発本部	4月30日～5月5日 5月18日	ガーデンシティ多摩'83(フェスティバル)植樹祭
千代田区	4月 5日間 5月 3日間	植木無料配布 植木市、園芸講座
中央区		—
港区	春、秋	球根等の記念品配布、緑の相談、区内業者による展示即売会
新宿区	6月	植樹祭
文京区	—	—
台東区	—	—
墨田区	4月、5月、10月 5月、6月	23日間 4日間 苗木の無料配布、苗木の即売会 栗野町友好サツキキバザール
江東区	—	—
品川区	4月、5月、10月 10月	10日間 4日間 植木市 苗木の無償配布

行政機関	期	間	内	容
目黒区	—	—	—	—
大田区	2月 5月、10月	1日 4日間	梅まつり 苗木配布	
世田谷区	2月、3月 6月	23日間 7日間	梅まつり 普及、啓発	
渋谷区	—	—	—	—
中野区	—	—	—	—
杉並区	6月	7日間	植樹祭、園芸教室、苗木の配布、さつき展等	
豊島区	—	—	—	—
北区	—	—	—	—
荒川区	10月、12月、3月	—	草花即売会	
板橋区	—	—	緑化大会、講演会、植樹祭	
練馬区	3回	—	緑化講習会	
足立区	—	—	—	—
葛飾区	—	—	—	—
江戸川区	5月、11月	—	植樹祭	
八王子市	—	—	—	—
立川市	4月第3土、日曜日	—	苗木、畑土の配布、植木品評会、見本庭園の展示	

武蔵野市	4月		植木市、苗木配布、園芸講習会、公園等清掃、緑の特集号
三鷹市	春 秋	10日間 10日間	パネル展、バソフレット配布、苗木配布 "
青梅市		随時	各種記念樹の配布、市民緑化木の配布、園芸教室の開催
府中市	4、5、10、11月 5、10月		花いっぱい運動、即売会、公園めぐり 緑化講習会
昭島市		—	—
調布市		—	—
町田市	10月 4月、9月		緑の交換会 花壇コンクール
小金井市		—	—
日野市	4月、10月		苗木、球根配布、園芸講座、緑地清掃、地域緑化、自然観察会
東村山市	5月	3日間	家庭内緑化、5会場での花ツツジ2,500本配布、15種類1,535本半額補助 配布
国分寺市		—	—
国立市		—	—
田無市	10月、3月	10日間	苗木供給事業
保谷市		1日間	苗木の無料配布
福生市	4月、10月		市の木の配布

行政機関	期 間	内 容
狛江市	—	—
東大和市	—	—
清瀬市	—	—
東久留米市	—	—
武蔵村山市	—	—
多摩市	—	—
稲城市	4月25日～5月1日	苗木の無料配布
秋川市	—	—
羽村町	—	—
瑞穂町	—	—

(4) 公園・緑地・緑道・植樹帯の面積（表—20,21）

各行政機関の公園・緑地・緑道・植樹帯（街路樹を除く）の各面積は表—20のとおりであり、その総面積は3197ヘクタールで、56年4月に比べ425ヘクタールの増加となっており、調査外の町村のものを加えた総面積は表—21のとおり3413ヘクタールである。

(5) 昭和57年度公園緑地植栽樹木（表—22,23）

57年度中に公園緑地に植栽された樹木のうち、都・区・市町毎に中高木上位15種、低木5種を調査したところ表—22、表—23の結果となった。未調査のところも見受けられるが、都にあっては中高木の一位キンモクセイ、二位イヌツゲ、三位サザンカ、23区にあっては一位サザンカ、二位ヒイラギモクセイ、三位サングジュ、市にあっては一位雑木類、二位ツバキ類、三位キンモクセイとなっている。低木についてはツツジ類が圧倒的に一位を占めている。

(6) 昭和57年度末街路樹の現況（株物を除く）（表—24）

57年度末における街路樹のうち、都・区・市町毎に上位15種を調査したところ、表—24のとおりで、イチョウ、スズカケノキ、トウカエデ、サクラ、エンジュ、ケヤキが上位を占めている。なお、昭和57年4月1日現在における東京都内街路樹等管理者別現況は表—25のとおりである。

(7) 昭和57年度に新設された公園・緑道（表—26）

57年度に新設された公園・緑道は表—26のとおりである。植栽費率についてみると55・56年度には30%以上のものが211地区中38地区で18%であったが、57年度は154地区中34地区で22%である。このことは公園造成工事が施設に重点が置かれているためではないかと思われる。

表一20 公園・緑地・緑道・植樹帯の面積

(昭和58年4月1日現在) 単位 m^2

行政機関	公園	緑地	緑道	植樹帯	摘要
東京都建設局	10,645,363	-	143,835	795,383	
東京都港湾局	1,195,838	-	-	-	
東京都住宅局	-	-	-	-	
東京都南多摩開発本部	625,000	201,000	108,000	-	
計	12,466,201	201,000	251,835	795,383	
東京都住宅供給公社	400,238	-	-	-	
計	400,238	-	-	-	
千代田区	72,898	3,910	7,190	11,769	
中央区	172,372	24,229	6,896	9,060	
港区	230,914	-	-	16,101 m	
新宿区	325,559	-	-	10,428	
文京区	173,266	581	-	4,668	
台東区	172,799	-	-	6,520	
墨田区	459,535	7,982	13,902	5,474	

江東区	437,011	-	29,379	7,156
品川区	265,828	132,716	-	11,520
目黒区	156,809	-	37,904	3,909
大田区	674,665	746,766	57,054	16,272
世田谷区	887,678	12,385	132,190	16,849
渋谷区	91,450	-	30,831	12,774
中野区	230,787	3,161	1,080	4,123
杉並区	280,115	615	17,777	2,462
豊島区	118,973	-	-	5,009
北区	341,603	148,443	-	12,814
荒川区	195,829	111,434	2,230	4,516
板橋区	547,884	681,491	82,659	38,240
練馬区	241,882	4,999	24,345	-
足立区	1,196,666	6,304	2,715	22,382
葛飾区	326,931	1,248	5,391	10,549
江戸川区	907,163	790,830	13,989	117,122
計	8,508,617	2,677,094	465,532	349,717

行政機関	公園	緑地	緑道	植樹帯
八王子市	621,601	25,638	22,050	-
立川市	163,938	212,347	14,604	9,804
武蔵野市	126,144	-	2,825	5,769
三鷹市	129,232	542	4,295	2,880
青梅市	402,616	43,300	-	16,533
府中市	626,529	2,541	63,259	56,823
昭島市	200,955	148,363	-	526
調布市	276,442	-	3,500	5,738
町田市	564,907	51,534	6,377	32,689
小金井市	22,252	9,980	3,726	1,321
小平市	118,719	-	-	3,169
日野市	247,569	60,656	6,250	3,430
東村山市	164,420	27,800	4,000	-
国分寺市	42,265	-	-	1,581
国立市	100,196	19,060	1,777	26,099
田無市	69,992	1,413	-	3,560

保谷市	6,818	-	-	-	-
福生市	204,853	10,046	1,334	-	-
狛江市	46,992	56,308	-	-	-
東大和市	83,450	9,989	13,810	-	-
清瀬市	125,788	-	-	1,634	-
東久留米市	30,000	6,000	1,000	-	-
武蔵村山市	115,811	-	-	-	-
多摩市	680,922	528,800	76,200	-	-
稲城市	61,370	-	230	3,954	-
秋川市	8,436	-	-	882	-
羽村町	245,756	7,333	-	-	-
瑞穂町	38,094	-	26,314	6,496	-
計	5,526,067	1,221,650	251,551	182,888	-
合計	26,901,123	4,099,744	968,918	1,327,988	-

表一21 都市公園の現況

(昭和58年4月1日現在)

地 域		総 数	区 部	市 部	町 村 部	
総 数	数	6,105	3,802	2,199	104	
	面積(m ²)	34,127,534	21,813,452	10,462,710	1,851,372	
都 立 公 園	都 直 轄	数	56	38	15	3
		面積(m ²)	10,750,743	5,931,590	3,368,795	1,450,358
	区 長 委 任	数	1	1	—	—
		面積(m ²)	38,455	38,455	—	—
区 市 町 村 立 公 園	数	3,016	1,892	1,060	64	
	面積(m ²)	15,811,914	10,009,482	5,432,501	369,931	
区 市 町 村 立 児 童 遊 園	数	2,759	1,700	1,023	36	
	面積(m ²)	1,864,856	962,647	873,592	28,617	
海 上 公 園	数	33	33	—	—	
	面積(m ²)	1,087,577	1,087,577	—	—	
国民公園その の他都市公園 に準ずるもの	数	240	138	101	1	
	面積(m ²)	4,573,989	3,783,702	787,822	2,465	

単位：本

表一22 昭和57年度公園・緑地植栽樹木（中・高木）

○印は数量不明

行政機関	イヌツゲ	エゴノキ	エンジュ	カナメモチ	キョトウチ	キンセイモク	クロマツ	ケヤキ	サザンカ	サンゴジュ	シラカン
東京都建設局	2,504	—	381	—	1,268	—	487	473	—	398	—
東京都港湾局	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—	○
東京都住宅局	1,225	—	—	949	—	5,280	—	—	3,417	1,814	—
東京都南多摩開発本部	—	170	—	1,800	—	—	—	270	—	—	230
計	3,729	170	381	2,749	1,268	5,280	487	743	3,417	2,212	230

行政機関	ネズミモチ	ハナミズキ	ヒモクセイ イラギ	マテバシイ	モッコク	ムクゲ	ヤブツバキ	雑木類	サクラ	クスノキ
東京都建設局	—	—	505	446	—	—	377	—	—	—
東京都港湾局	—	—	—	○	○	—	—	○	○	○
東京都住宅局	1,596	653	—	—	1,290	1,639	—	—	—	—
東京都南多摩開発本部	—	270	—	—	—	—	170	3,000	—	—
計	1,596	923	505	446	1,290	1,639	547	3,000		

単位：本
○印は数値不明

行政機関	カイブズカ	カナメモチ	キンモク	クスノキ	ケヤキ	サクラ	サザンカ	サンゴジュ	シイノキ	シラカシ	ツバキ類	ミモチ トウネズ	ネズミモチ	モクセイ ヒイラギ	マテバシイ	ヤブツバキ	ヤマモモ	雑木類
千代田区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中央区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
港区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新宿区	-	-	-	-	22	-	-	-	-	18	-	-	-	-	10	-	-	29
文京区	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	4	-	-	-	-	-	-	12
台東区	-	-	29	19	-	18	30	33	-	-	9	-	-	-	-	33	-	3
墨田区	54	-	-	29	-	13	35	70	-	-	24	-	-	35	24	21	-	-
江東区	-	-	-	60	136	120	242	337	-	-	-	64	-	-	70	169	-	-
品川区	108	46	-	19	-	39	81	-	-	35	-	-	-	44	196	-	29	-
目黒区	151	27	103	-	-	-	60	-	-	24	54	-	131	60	-	-	-	-
大田区	-	136	114	68	-	78	-	315	-	71	-	-	125	174	113	-	-	84
世田谷区	-	-	-	-	-	40	67	32	-	-	-	-	-	494	-	56	-	91
渋谷区	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
中野区	16	-	13	-	-	10	131	-	120	-	20	-	-	-	-	-	-	-
杉並区	-	-	32	-	37	-	143	68	-	-	-	104	-	-	31	-	-	-
豊島区	-	-	-	-	3	1	-	-	1	-	-	-	3	-	-	-	-	-
北区	-	5	-	-	-	22	89	14	-	-	22	-	-	-	5	-	-	4
荒川区	-	74	17	-	9	55	166	-	-	9	-	-	70	-	6	-	-	-
板橋区	-	-	-	6	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12
練馬区	-	-	○	-	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-
足立区	319	-	508	116	101	300	316	-	-	-	-	-	-	228	-	108	-	-
葛飾区	-	-	88	-	-	-	219	231	-	-	206	148	-	-	109	-	80	-
江戸川区	-	-	444	227	-	88	759	345	100	270	408	-	-	663	236	-	232	-
計	648	288	1,348	544	308	804	2,338	1,445	225	427	747	316	329	1,698	800	387	341	235

単位：本
○印は数量不明

行政機関	イヌツゲ	キンモク	クロマツ	ケヤキ	サザンカ	サンゴジュ	シラカン	ツバキ類	ニヒツバコウ	ネズミモチ	ヒイラギ	モクセイ	マテバシイ	雑木類
八王子市	—	159	—	96	120	259	—	176	206	145	—	105	—	
立川市	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	
武蔵野市	—	—	—	34	—	—	—	—	—	—	—	—	68	
三鷹市	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—	—	
青海市	—	—	—	3	—	6	4	7	—	—	—	—	4	
府中市	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	○	—	
昭島市	—	7	—	6	—	6	15	—	—	—	—	25	—	
調布市	—	54	—	—	—	—	—	—	—	—	247	—	21	
町田市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小金井市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小平市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
日野市	145	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	111	
東村山市	—	—	—	—	—	—	—	—	16	—	—	—	—	
国分寺市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国立市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
田無市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
保谷市	—	—	—	○	○	○	○	—	—	—	—	○	—	
福生市	—	22	—	—	—	—	10	—	—	—	—	—	—	
狛江市	—	54	—	7	—	—	—	—	—	—	—	2	—	
東大和市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
清瀬市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
東久留米市	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	125	
武蔵村山市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
多摩市	—	61	—	151	—	—	278	255	—	—	—	—	247	
稲城市	—	—	206	—	—	—	—	59	—	—	—	48	106	
秋川市	—	15	—	14	10	—	29	—	—	—	—	—	—	
羽村町	—	—	—	○	○	○	—	○	—	—	—	—	—	
瑞穂町	—	○	—	○	○	—	—	—	—	○	—	—	—	
計	145	387	206	312	130	271	336	497	222	145	247	180	682	

表一23 昭和57年度公園・緑地植栽樹木（低木）

単位：本

○印は数量不明

行政機関	ツツジ類	アペリア	ジュンチョ	コデマリ	サツキ	ドウツダジ	ヒナランギ	イヌツゲ	シャリンバイ	カンツバキ	アジサイ	ユキヤナギ
東京都建設局	38,481	8,116	—	1,984	—	—	—	—	—	—	—	—
東京都港湾局	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
東京都住宅局	97,208	—	7,283	5,714	—	11,348	—	—	—	4,872	—	—
東京都南多摩開発本部	20,400	—	—	—	13,400	—	—	—	—	—	1,300	—
計	156,089	8,116	7,283	7,698	13,400	11,348	—	—	—	4,872	1,300	—
千代田区	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中央区	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
港区	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新宿区	4,642	425	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
文京区	90	—	—	—	—	—	—	—	—	—	20	—
台東区	2,264	1,230	230	20	—	390	—	—	—	—	—	234
墨田区	984	1,196	—	—	100	—	48	—	—	—	—	65
江東区	4,529	366	—	—	—	—	—	—	—	598	—	—
品川区	3,100	—	53	—	308	55	—	—	—	55	—	—
目黒区	861	—	402	—	—	—	299	—	243	—	—	—
大田区	10,111	—	1,247	—	—	—	1,541	1,025	—	—	938	—
世田谷区	—	—	—	—	1,383	1,193	—	—	—	—	1,364	1,090
渋谷区	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—
中野区	1,576	400	200	—	—	—	—	—	110	—	—	110
杉並区	574	620	430	—	1,107	1,439	—	—	—	—	—	—
豊島区	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北区	7,897	—	—	—	—	—	839	—	754	—	200	—
荒川区	816	104	74	—	—	—	82	—	—	—	—	—
板橋区	1,115	—	230	—	1,179	270	—	—	—	—	—	—
練馬区	○	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	—
足立区	7,263	—	1,318	—	4,353	—	1,533	—	—	1,024	—	—
葛飾区	7,381	—	440	—	—	—	—	1,127	610	—	—	—
江戸川区	5,002	—	—	—	3,729	—	844	3,804	840	791	—	—
計	58,205	4,341	4,624	20	12,159	3,347	5,186	5,956	2,557	2,468	2,522	1,499

単位：本株

○印は数量不明

行政機関	アジサイ	アベリア	ウバメガシ	サツキ	ツツジ類	ドウツジ	ハマヒサ	ヒイラギ	レンギョウ
八王子市	477	465	—	845	1,337	—	—	—	543
立川市	—	—	—	○	○	—	—	—	—
武蔵野市	286	796	—	401	1,224	—	—	—	—
三鷹市	—	—	—	○	○	○	—	—	—
青海市	—	180	—	545	545	—	—	—	—
府中市	—	—	—	○	○	○	—	—	—
昭島市	—	—	—	—	700	—	—	—	—
調布市	—	—	—	—	600	500	—	—	—
町田市	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小金井市	—	—	—	—	—	—	—	—	29
小平市	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日野市	—	—	—	—	495	—	—	—	50
東村山市	—	—	—	—	20	—	—	—	—
国分寺市	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国立市	—	○	—	○	○	—	—	—	—
田無市	—	—	—	—	—	—	—	—	—
保谷市	—	—	—	○	○	—	—	○	—
福生市	50	—	—	120	315	—	—	—	—
狛江市	—	—	—	—	1,588	—	—	—	—
東大和市	—	—	—	—	—	—	—	—	—
清瀬市	—	—	—	—	80	—	—	—	—
東久留米市	—	—	—	—	200	—	—	—	—
武蔵村山市	—	—	—	—	—	—	—	—	—
多摩市	—	1,504	1,163	—	10,046	—	795	1,608	—
稲城市	—	○	—	○	○	—	—	—	—
秋川市	—	—	—	310	—	110	—	110	—
羽村町	—	—	—	○	○	—	—	—	—
瑞穂町	—	—	—	—	○	—	—	—	—
計	813	2,945	1,163	2,221	17,150	610	795	1,708	622

表一24 昭和57年度末街路樹（株物を除く）

行政機関	アオギリ	イチヨウ	エンジュ	カイヅキ	クスノキ	ケヤキ	サクラ	サンゴジュ	スズカケノキ	トウカエデ
東京都建設局	3,547	25,663	9,271	—	3,254	5,320	1,830	—	29,572	14,547
東京都港湾局	—	—	—	—	—	—	120	—	—	—
東京都住宅局	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東京都南多摩 開発本部	—	280	—	—	—	—	—	—	490	470
計	3,547	25,943	9,271	—	3,254	5,320	1,950	—	30,062	15,017
千代田区	157	1,017	391	—	—	—	309	—	627	787
中央区	524	687	254	—	84	141	53	—	3,050	416
港区	52	535	104	—	—	14	259	10	777	151
新宿区	71	702	92	—	—	63	132	—	56	431
文京区	—	510	1	—	—	1	127	—	—	128
台東区	100	36	30	—	—	—	20	—	1,936	148
墨田区	196	56	—	—	—	—	—	—	1,817	1,336
江東区	279	755	—	—	—	240	45	—	1,256	106
品川区	76	213	332	549	—	22	222	—	445	1
目黒区	38	301	—	—	—	8	592	—	7	170
大田区	160	370	114	1,419	279	17	674	—	125	164
世田谷区	2	1,215	20	864	—	165	1,464	1,223	50	207
渋谷区	10	1,084	97	—	—	108	—	—	257	304
中野区	—	27	—	—	—	100	78	—	39	—
杉並区	—	208	127	—	—	31	38	—	102	111
豊島区	—	123	31	92	—	68	316	—	317	216
北区	22	468	—	—	—	63	787	—	660	176
荒川区	—	204	—	—	—	—	709	—	49	218
板橋区	9	445	94	—	—	327	1,018	—	249	511
練馬区	—	23	—	49	—	181	638	44	25	—
足立区	—	1,883	125	—	—	8	341	—	770	566
葛飾区	—	35	—	—	—	—	750	—	8	302
江戸川区	279	1,778	230	—	886	854	325	—	512	170
計	1,975	12,675	2,042	2,973	1,249	2,411	8,897	1,277	13,134	6,619

単位：本

ニセアカシア	ハナミズキ	フウ	マテバシイ	ヤナギ	アキニレ	トチノキ	フサアカシア	グルミ シナサワ	その他	計
—	—	4,081	—	4,384	—	—	—	—	—	101,469
—	—	—	—	1,276	1,187	—	355	101	74	3,113
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	490	—	—	—	1,790
—	—	4,081	—	5,660	1,187	490	355	101	74	106,372
—	—	48	—	86	—	86	—	—	554	4,062
—	—	122	—	395	—	—	—	—	294	6,020
5	—	68	71	765	—	—	—	—	230	3,041
—	—	72	23	294	—	—	—	—	332	2,268
43	75	—	399	116	—	—	—	—	171	1,571
—	—	—	—	735	—	40	—	—	2	3,047
—	126	136	114	440	—	—	—	—	0	4,221
138	—	359	876	464	213	—	—	—	166	4,897
254	—	175	97	966	—	—	—	—	519	3,871
15	104	45	—	108	24	86	—	—	128	1,626
298	—	192	155	323	—	—	—	—	1,021	5,311
18	905	—	115	102	—	—	—	—	1,751	8,101
—	—	—	—	184	—	—	—	—	178	2,222
35	—	—	—	227	—	25	—	—	84	615
42	—	—	13	—	—	—	—	—	50	722
—	31	—	—	165	185	—	—	—	472	2,016
234	—	229	—	57	—	—	—	—	76	2,772
—	—	—	61	51	—	—	—	—	3	1,295
171	418	516	33	9	—	—	—	—	2,377	6,177
—	80	—	—	—	83	—	—	—	175	1,298
—	222	26	455	1,064	354	—	—	—	437	6,251
—	—	106	—	502	—	—	—	—	976	2,679
128	—	238	674	133	—	—	—	—	813	7,020
1,381	1,961	2,332	3,086	7,186	835	237	—	—	10,833	81,103

行政機関	イチヨウ	エンジュ	カイブズカ	ケヤキ	コブシ	サクラ	サンゴジュ	シラカシ	スズカケノキ
八王子市	372	1,569	—	1,392	—	—	—	—	—
立川市	174	55	—	422	42	113	—	—	393
武蔵野市	329	—	—	—	85	418	—	—	75
三鷹市	○	—	—	○	○	○	—	—	—
青梅市	49	403	—	—	—	41	—	—	—
府中市	768	350	525	263	—	1,165	—	—	—
昭島市	492	90	—	—	116	50	—	—	—
調布市	—	—	—	38	—	—	—	—	—
町田市	2,509	910	—	1,494	—	785	—	—	554
小金井市	18	—	—	33	7	53	—	4	—
小平市	22	—	—	170	—	62	—	—	—
日野市	554	—	—	88	—	9	—	—	—
東村山市	—	—	—	13	—	108	—	—	11
国分寺市	—	—	—	261	—	29	56	—	—
国立市	304	—	—	—	—	452	—	—	—
田無市	170	—	72	44	—	—	—	—	—
保谷市	—	—	—	—	—	42	—	—	—
福生市	268	—	—	—	—	—	—	—	—
狛江市	145	—	—	—	13	131	—	—	—
東大和市	214	—	—	259	—	46	—	—	—
清瀬市	—	—	—	189	—	—	—	—	—
東久留米市	150	409	—	457	18	93	—	—	—
武蔵村山市	92	—	—	128	186	9	—	—	84
多摩市	396	170	—	718	464	1,954	—	583	—
稲城市	390	—	—	484	—	104	—	—	—
秋川市	—	—	—	—	—	—	—	—	—
羽村町	2,431	—	—	—	—	—	—	—	—
瑞穂町	—	—	—	86	—	—	421	44	—
計	9,847	3,956	597	6,539	931	5,664	477	631	1,117

単位：本
○印は数量不明

トウカエデ	トチノキ	トベラ	ニセアカシア	ハナミズキ	フウ	マテバシイ	ヤナギ	雑木類	計
1,561	127	—	187	148	—	554	—	—	5,910
895	54	—	65	—	—	36	—	—	2,249
90	—	—	—	91	—	202	—	—	1,290
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	60	192	483	—	212	1,440
967	170	—	—	249	157	—	—	—	4,614
216	301	—	—	72	—	—	—	—	1,337
—	—	—	—	155	—	—	—	—	193
396	418	—	775	324	—	—	399	—	8,564
231	—	—	—	—	—	—	—	4	350
104	—	—	258	17	—	—	—	—	633
1,335	—	—	—	46	—	—	83	—	2,115
288	5	—	—	—	—	—	—	—	425
82	—	—	—	—	—	—	—	—	428
—	—	—	—	102	—	88	—	—	946
—	—	—	22	—	—	—	—	—	308
150	—	—	—	—	—	—	—	—	192
462	—	—	—	—	—	—	—	—	730
—	—	—	—	—	—	—	9	—	298
571	—	—	56	104	—	78	46	—	1,374
—	—	—	—	—	—	—	—	—	189
—	36	772	48	—	—	—	—	332	2,315
162	—	—	—	—	—	—	45	—	706
108	—	—	—	40	—	—	450	—	4,883
—	—	—	—	—	—	—	—	—	978
146	—	—	—	—	—	—	—	—	146
16	—	—	—	—	—	—	—	—	2,447
159	—	—	—	—	—	255	—	—	965
7,939	1,111	772	1,411	1,408	349	1,696	1,032	548	46,025

表一25 東京都内街路樹等管理者別数量調査

(昭和57年4月1日現在)

	合計			地区別計			都 道			国 道			区 道		市町村道			
	順位	本数	%	順位	区 部	多摩 部他	順位	計	多摩 部他	順位	計	多摩 部他	順位	計	順位	順位		
ア オ ギ リ	8	5,986	2.3	8	5,810	176	8	3,549	55	8	3,549	406	7	406	8	1,910	22	121
ア キ ニ レ	18	1,765	0.7	16	1,735	30	17	688	—	17	688	—	—	—	14	1,047	—	30
イ チ ヨ ウ	1	58,893	23.0	2	39,555	19,338	2	25,703	6,439	2	25,703	8,199	1	11,501	2	12,092	1	9,597
ウ バ メ ガ シ	19	1,352	0.5	18	1,207	145	37	1,100	37	16	1,100	—	—	—	24	144	23	108
エ ン ジ ュ	4	14,422	5.6	5	10,821	3,601	4	9,087	1,065	4	9,087	854	4	882	7	1,945	5	2,508
ク ス ノ キ	11	5,089	2.0	11	2,990	2,099	9	3,079	1,170	9	3,079	29	—	29	13	1,052	12	929
ケ ヤ キ	7	14,038	5.5	7	6,138	7,900	6	4,992	1,772	6	4,992	1,065	3	2,605	9	1,853	3	4,588
サ ク ラ	5	14,120	5.5	6	9,161	4,738	10	1,750	891	10	1,750	—	—	21	3	8,281	4	4,068
シ ン ジ ュ	25	690	0.3	24	318	372	22	118	—	22	118	—	—	—	23	200	17	372
スズカケノキ	2	51,042	19.9	1	47,949	3,093	1	29,777	1,011	1	29,777	6,053	2	6,379	1	13,130	7	1,756
トウカエデ	3	28,817	11.3	3	13,149	15,665	3	14,212	7,635	3	14,212	185	6	629	5	6,387	2	7,589
トチノキ	16	2,097	0.8	20	911	1,186	20	442	366	20	442	219	10	219	21	326	8	1,110
トネリコ	20	1,170	0.5	19	1,144	26	19	546	—	19	546	320	8	320	22	278	—	26
ニセアカシア	12	4,952	1.9	13	2,421	2,531	12	1,442	582	12	1,442	—	—	—	11	1,561	6	1,949
ハナミズキ	15	2,953	1.2	15	1,981	970	21	291	—	21	291	—	—	—	10	1,692	11	970
フ ウ	14	3,196	1.4	12	2,891	305	11	1,718	—	11	1,718	—	—	—	12	1,173	18	305

表一26 昭和57年度に新設された公園・緑道

行政機関	公園(緑道)名	面積(延長 m ² (m)	建設費(千円)		植栽費率 b/a %	摘要
			総額 a	植栽費 b		
東京都建設局	13号地公園	16,950	198,377	96,757	48.8	拡張
	猿江公園	42,930	348,573	38,820	11.1	"
	光ヶ丘公園	47,000	393,359	39,500	10.0	"
	小金井公園	6,310	52,900	27,500	52.0	"
東京都港湾局	有明テニスの森緑道公園	97,593	1,795,000	166,000	9.2	
東京都住宅局	町田市武蔵岡公園	6,000	55,249	19,166	34.6	
	練馬北町8丁目公園	940	20,712	2,119	10.2	
	清瀬竹丘1丁目公園	1,600	23,332	9,503	40.7	
	江東区大島4丁目公園	1,700	27,067	5,293	19.5	
	三鷹市上連雀9丁目公園	2,462	28,761	7,116	24.7	
	北区浮間1丁目公園	960	17,973	3,848	21.4	
	北区浮間1丁目緑地	3,920	20,680	6,422	31.0	
田無南町1丁目公園	740	15,241	2,546	16.7		

東京都南多摩 開発本部	大平公園	7,000	73,000	11,000	15.1	56~58
	溜池公園	2,000	38,000	1,000	2.6	57~58
	14住区歩行者専用道路	(1,255)	295,000	31,000	10.5	
東京都住宅供給 公社	東久留米市下里本邑遺跡公園	7,954	80,000	16,450	20.6	
	品川区八潮公園	8,800	123,500	22,569	18.3	
千代田区	-	-	-	-	-	
中央区	月島川みどりの散歩道	(229)	18,350	4,734	25.8	
	三田台公園	2,132	15,858	3,237	20.4	
新宿区	北新宿公園	6,993	156,000	9,600	6.2	
	中町公園	761	33,000	6,569	19.9	
	大久保三角公園	646	15,000	4,699	31.3	
	小滝公園	222	6,550	937	14.3	
文京区	小日向二丁目児童遊園	249	4,564	1,503	32.9	
	寿3丁目児童遊園	231	8,400	1,330	15.8	
台東区	ロックフラワーロード	(180)	47,750	7,500	15.7	
	梅若公園	1,267	25,111	8,086	32.2	
墨田区	墨田第3児童遊園	742	14,700	1,856	12.6	

行政機関	公園（緑道）名	面積(延長) ㎡ (m)	建設費(千円)		植栽費率 b/a %	摘要
			総額 a	植栽費 b		
江東区	八広つるかめ児童遊園	672	13,000	1,538	11.8	
	ごあずま児童遊園	403	9,100	1,029	11.3	
	立花第1児童遊園	419	10,000	1,309	13.1	
	東陽5丁目公園	2,529	37,500	5,832	15.6	
品川区	大島2丁目公園	1,291	28,210	2,984	10.6	
	大島5丁目公園	4,944	71,860	12,696	17.7	
	高森公園	3,700	-	-	-	移管
	大島4丁目第2公園	1,621	-	-	-	〃
品川区	品川区民公園	20,000	308,460	54,300	17.6	
	二葉公園	332	10,600	482	4.5	
目黒区	洗足2丁目児童遊園	503	8,200	731	8.9	
	下六児童遊園	527	8,500	679	8.0	
	5本木東児童遊園	318	6,200	383	6.2	
	蛇崩川支流緑道	(220)	16,796	1,255	7.5	
大田区	羅漢寺川緑道	(271)	16,354	2,363	14.4	
	平和の森公園外16ヶ所	54,443	968,819	156,194	16.1	平和の森公園は4ヶ年計画の2期分
	緑道	(1,952)	177,679	34,817	19.6	

世田谷区	祖師谷3丁目公園	1,605	19,190	3,695	19.3	
	桜上水1丁目公園	1,120	22,260	1,638	7.4	
	深沢4丁目公園	912	20,700	1,666	8.0	
	次大夫堀公園	11,429	56,280	11,645	20.7	6ヶ年計画の57年度分
	野川緑道	(780)	39,900	9,350	23.4	
渋谷区	本町1丁目児童遊園	896	24,200	3,330	13.8	
中野区	松が丘公園	415	6,500	674	10.4	
	みずき公園	725	19,480	1,824	9.4	
	囲桃園公園	658	10,280	825	8.0	
	早稲田通公園	1,032	17,800	3,436	19.3	
	神田川緑道	(101)	25,100	17,000	67.7	
杉並区	高南幼児公園	230	10,650	675	6.3	
	高井戸わんぱく公園	700	19,610	1,459	7.4	
	柿木公園	300	6,452	756	11.7	
	梅里中央公園	6,286	113,580	18,271	16.1	
	山中公園	408	8,690	1,063	12.2	
豊島区	今川1丁目公園	1,745	44,905	3,086	6.9	
	高井戸東児童遊園	800	17,900	2,420	13.5	
	南大塚2丁目第1児童遊園	460	11,150	1,002	9.0	

行政機関	公園(緑道)名	面積(延長 m ² (m))	建設費(千円)		植栽費率 b/a %	摘 要
			総額 a	植栽費 b		
北 区	南長崎1丁目仮児童遊園	1,554	14,700	2,918	19.9	
	新河岸川緑地	8,380	180,982	11,560	6.4	
	昭和町3丁目児童遊園	1,191	27,900	4,850	17.4	
	王子4丁目遊ひ場	431	2,150	173	8.0	
荒 川 区	東日暮里3丁目児童遊園	867	18,432	2,796	15.2	
	西日暮里2丁目北児童遊園	908	16,690	4,586	27.5	
板 橋 区	石神井川緑道	(122)	11,600	3,114	26.8	
	蓮根川緑道	(221)	42,200	10,210	24.2	
	出井川緑道	(315)	44,200	6,850	15.5	
	前谷津川緑道	(495)	120,230	18,277	15.2	
	南常盤台公園	2,571	45,800	8,830	19.3	
練 馬 区	中丸なかよし児童遊園	303	7,150	600	8.4	
	大泉つつじ公園	1,559	21,104	4,300	20.4	
	春日公園	2,707	42,000	4,990	11.9	
	北八風の子公園	974	—	—	—	
	西大泉こぐれ公園	2,209	32,300	4,160	12.9	
	もみじ公園	931	13,700	1,760	12.8	

足立区	舎人1号公園	8,657	14,020	9,100	64.9
	舎人4号公園	4,525	6,598	4,376	66.3
	舎人5号公園	6,792	7,274	4,112	56.5
	下沼公園	2,731	4,254	2,783	65.4
	八十町公園	2,885	4,312	2,806	65.1
	陣川戸公園	3,363	4,772	3,096	64.9
	花又公園	3,276	4,483	2,871	64.0
	中組西公園	1,682	4,193	2,768	66.0
	原公園	805	1,012	749	74.0
	山王堀公園	1,876	3,249	2,023	62.3
	道海公園	3,887	7,231	4,750	65.7
	辰沼公園	4,669	17,280	7,990	46.2
	中川防災公園	1,505	2,095	1,450	69.2
	五反野コミュニティ公園	7,858	152,300	38,917	25.6
	梅島中央公園	4,060	37,500	10,100	26.9
	梅島東公園	1,149	27,470	5,624	20.5
	佐野第3公園	2,383	4,042	2,354	58.2
沖谷公園	1,416	2,694	1,559	57.9	
八百免公園	1,820	2,546	1,660	65.2	

行政機関	公園(緑道)名	面積(延長 m ² (m))	建設費(千円)		植栽費率 b/a %	摘要	
			総額 a	植栽費 b			
葛飾区	六木1号公園	982	3,906	1,117	28.6		
	加賀公園	1,883	2,290	1,474	64.4		
	東水元みどり公園	2,005	36,742	11,129	30.7		
	東新小岩2丁目公園	1,418	—	—	—	公団から引継	
	小菅西公園	14,000	494,750	124,990	25.3		
	小松川境川親水公園	1,014	56,048	22,380	39.9		
	立石さくら通り	(190)	140,000	27,288	19.5		
	西亀有1丁目緑道	(100)	1,347	1,347	100.0		
	白鳥1丁目緑道	(300)	4,792	4,792	100.0		
	東金町8丁目緑道	(300)	38,886	12,293	31.6		
	堀切8丁目緑道	(336)	56,350	5,045	8.9		
	桜堤防	(120)	48,653	9,031	18.6	5ヶ年計画初年度	
	江戸川区	鹿骨1丁目公園	1,226	23,980	2,103	8.7	
		松島4丁目公園	1,545	30,333	2,588	8.5	
	東小松川5丁目公園	897	22,360	2,494	11.0		
	東葛西4丁目公園	1,593	32,800	5,851	18.0		
	北小岩7丁目公園	788	20,940	1,397	6.6		

八王子市	南小岩5丁目公園	875	21,100	2,624	12.0	
	小松川境川親水公園	7,250	363,100	7,200	2.0	
	総合レクリエーション公園	19,556	563,265	102,700	18.2	
	緑道	(5,137)	601,800	149,280	24.8	
立川市	緑町公園	8,978	46,400	21,483	46.3	4ヶ年計画の57年度分
	立川公園	6,130	61,800	16,895	27.3	
	根川緑道	(650)	8,830	235	2.7	
武蔵野市	西久保公園	9,591	21,540	1,621	7.5	
	大師通り公園	987	7,200	1,006	14.0	
	もくせい公園	1,174	6,700	1,127	16.8	
	むさしの市民公園	6,326	40,150	7,023	17.5	
	本田南公園	259	1,900	270	14.2	
	千川上水遊歩道	2,376	13,260	2,724	20.5	5ヶ年計画2年度分
	グリーンパーク遊歩道	2,024	25,940	5,545	21.4	6ヶ年計画5年度分
三鷹市	堀合児童公園	2,560	42,390	3,750	8.8	
	上連雀すずかけ児童遊園	538	-	-	-	国鉄で築造
	下連雀そよかぜ児童遊園	241	-	-	-	寄附
	下連雀わかき児童遊園	317	-	-	-	〃
	下連雀あじさい児童遊園	399	5,410	-	-	

行政機関	公園（緑道）名	面積（延長 m ² ）	建設費（千円）		植栽費率 b/a %	摘要
			総額 a	植栽費 b		
青 梅 市	新川けやき児童遊園	566	1,450	—	—	
	井口西児童遊園	880	5,461	—	—	
	天ヶ瀬公園	2,103	26,900	4,100	15.2	
	浜矢場公園	523	—	—	—	帰属
	小山公園	316	—	—	—	〃
府 中 市	二ヶ村緑道	(366)	52,800	12,400	23.5	
	万蔵庵公園	1,957	19,500	2,700	13.9	
	桶久保公園	1,346	16,710	3,030	18.1	
	晴見町第2公園	1,049	9,630	1,208	12.5	
	本宿町第2公園	1,434	12,300	2,509	20.4	
	南町緑地あかしやの森	4,423	25,920	7,000	27.0	
	南町第3公園	1,706	14,500	1,975	13.6	
	若松町幼児公園	430	4,400	876	19.9	
	市民会館公園	3,879	—	18,600	—	
昭 島 市	古天神公園	2,867	29,000	4,321	14.9	
	入間公園	4,500	17,000	—	—	2ヶ年計画57年度分
	多摩川旧堤敷緑道	(500)	10,750	—	—	〃

町 田 市	澁の沢児童公園	350	-	-	-	寄 附
	鶴川駅前公園	850	-	-	-	"
	相原坂下児童公園	359	-	-	-	"
	凶師大橋坂公園	459	-	-	-	"
	玉川学園長坂公園	218	-	-	-	"
	玉川学園新玉園台公園	603	-	-	-	"
	玉川学園3丁目公園	232	-	-	-	"
	今井谷戸児童公園	675	-	-	-	"
	芹ヶ谷公園	41,000	209,690	-	-	一期工事分
		-	-	-	-	
小 金 井 市						
小 平 市						
日 野 市	猪谷戸公園	882	-	-	-	帰 属
	七曲り公園	770	-	-	-	"
	砂層公園	490	-	-	-	"
	百草台自然公園	12,377	-	-	-	住宅都市整備公団造成
	山の神公園	1,329	-	-	-	帰 属
	下郷公園	935	-	-	-	"
	北山公園	3,000	26,390	-	-	
東 村 山 市	星ヶ丘公園	706	5,400	-	-	

行政機関	公園（緑道）名	面積(延長) m ² (m)	建設費(千円)		植栽費率 b/a %	摘 要
			総額 a	植栽費 b		
国分寺市	-	-	-	-	-	
国立市	青柳北第2遊園	339	-	-	-	帰属
	北遊園	79	-	-	-	"
田無市	西原2丁目第1公園	188	-	-	-	寄附
	西原4丁目第1公園	1,278	-	-	-	"
	西原4丁目第2公園	1,021	-	-	-	"
	芝久保4丁目第1公園	122	-	-	-	"
	南町5丁目第1公園	300	-	-	-	"
	南町5丁目第2公園	459	-	-	-	"
	向台6丁目第1公園	222	-	-	-	"
保谷市	北町坊が谷公園	673	-	-	-	"
	ひばりが丘北わんぱく公園	351	-	-	-	"
福生市	わらつけ公園	3,812	36,150	5,100	14.1	
狛江市	松原児童遊園	178	-	-	-	寄附
	岩戸第2児童遊園	100	-	-	-	"
東大和市	-	-	-	-	-	
清瀬市	かぜのこ広場	2,142	5,370	-	-	

	野塩 2 丁目内遊園地	498	4,000	—	—	—
東久留米市	下谷公園	2,148	9,444	1,800	191	
武蔵村山市	—	—	—	—	—	
多摩市	殿田橋公園	732	7,500	1,166	15.5	
	並木公園	10,412	29,400	3,969	13.5	
	みゆき橋公園	814	11,500	692	6.0	
	大谷戸川緑地	2,300	40,500	6,277	15.5	
	貝取北公園	33,000	193,000	45,849	23.7	
	一本杉公園	40,000	109,000	6,178	5.7	
	多摩東公園	5,000	39,440	17,680	44.8	
	多摩中央公園	4,000	10,000	3,164	31.6	
	鶴牧東公園	27,000	176,000	20,411	11.6	
稲城市	丸山児童公園	1,601	5,260	355	6.7	
	平和児童公園	2,873	470	—	—	
秋川市	八雲公園	1,663	22,199	3,751	16.8	
	玉見ヶ崎公園	1,253	32,400	3,479	10.7	
羽村町	うさぎ児童公園	291	—	—	—	寄附
瑞穂町	松山公園外 1ヶ所	6,394	27,000	7,850	29.1	

(8) ユニークな公園・緑道 (表-27,28)

昭和57年度末までに造成されたもの及び58年度以降に計画されているユニークな公園・緑道は表-27, 表-28のとおりである。

(9) コミュニティ道路 (表-29)

現在行なわれている「コミュニティ道路」といわれるものは、表-29のとおりであるが、共通していることは、歩行者の安全、快適性を高め、車道はスピードを出しにくいように蛇行させたり、ブロック舗装したり、両側に緑地帯を設けたり、各種街具を設置したり特色を出していることである。今後このように生活道路が歩行者優先の道路として整備されることを望むものである。

(10) 神社・寺院の緑の現況 (表-30)

今回はじめて神社・寺院の緑の現況を調査したところ、表-30のとおりの結果を得た。この中には、境内にある樹木にまつわるエピソードや、天然記念物指定、文化財指定にいたる経緯等について由緒あるものが、相当に見受けられる。

表一27 昭和57年度末までに造成されたユニークな公園・緑道

行政機関	公園・緑道名	所在地	概要
東京都建設局	-	-	-
東京都港湾局	東京港野鳥森公園	大田区東海1丁目	バード・サンクチュアリー
	大井中央海浜公園	品川区八潮4丁目	臨海部の自然観察ゾーンと釣公園
	京浜島つばさ公園	大田区京浜島2丁目	羽田空港の飛行機を見学する公園
東京都住宅局	-	-	-
東京都南多摩開発公社	東中野公園	八王子市松が谷	日本庭園風の池を設け、公園内の雨水を滝口に集め池の唯一の水源としている
	14住区歩行者専用道路	八王子市南大沢	幅員12mのモール風の歩行者専用道路で、広場には彫刻2体を設置し、将来は野外彫刻展も可能な構造をもつ
東京都住宅供給公社	下里本邑遺跡公園	東久留米市	先土器時代・縄文式時代の遺跡のあるところにつくった公園なので、掘削は出来ず盛土を行い排水は沿路を利用した。

行政機関	公園・緑道名	所在地	概要	要
千代田区	-	-	-	-
中央区	-	-	-	-
港区	-	-	-	-
新宿区	北新宿公園	北新宿3丁目	防災機能を持つ多目的広場、高低差を利用した展望テラス	
	新宿中央公園	西新宿2丁目	近隣児童の利用を主としたコミュニティ広場、夏季利用のジャブジャブ池（徒渉池）と冬期利用のローラースケート場	
文京区	本郷給水所公苑	本郷2-7	水道局給水所上人工地盤	
	新江戸川公園	目白台1-1	池泉回遊式日本庭園	
台東区	-	-	-	-
墨田区	-	-	-	-
江東区	仙台東掘川公園	北砂6丁目～南砂3丁目	延長3,400m、幅員36m（水路7m、公園29m）面積約100,000㎡、桜並木、散策路、魚釣場、親水池、広場、大陶壁、ブロンズ像、小川、記念碑他	
	中の島公園	越中島1丁目先	隅田川内の水上公園、島の面積2,737㎡	
品川区	トリム公園	西品川1-28-25	島の周囲約200m、自然魚釣場、感潮池	
目黒区	林試の森	下目黒5丁目	17種類のトリム遊具をコースとして設置	
			林業試験場跡地を暫定的に公園として開放するため	

				に整備したもの、園内を利用形態別にゾーンニングし、フィールドアスレチックを楽しめる「冒険の森」デイキャンプの出来る「憩いの森」「大きいはらっぱ」「のびのび広場」などがある。また正確なイラストによる「自然観察案内板」を設置し、園路を巡りながら観察を楽しめる。
大田区	旧六郷用水緑道	田園調布本町40～33		歴史的価値の高い六郷用水路で現在なおその面影を残す場所である。自然湧水を利用した循環式水路で微生物との共存が保てるように水生植物の保護育成が可能となる構造としている
世田谷区	平和の森公園 こどものひろば公園	平和の森公園2番 下馬2-31-4		昭和56～59年の4ケ年で整備する当区最大の総合公園、面積約10.5 ha 小学校児童から子ども遊び場プランを募集し、児童のアイディアを活かし造成された公園で、主な施設として遊べる小川、スカイウェイ、立体迷路等がある
渋谷区	散策路(旧玉川上水ルート)	大山町21番 ～西原2丁目34番		体力増強のためのスポーツ施設(スポーツ・ゾーン)
中野区	-	-		-
杉並区	-	-		-

行政機関	公園・緑道名	所在地	概要
豊島区	南大塚2丁目第1児童遊園	南大塚2-5	園内に遊具と防災用を兼ねて手押ポンプを設置
	赤羽交通公園	荒川河川敷	交通ルールの教育、ゴカート、自転車 12,000㎡の四季に咲くお花畑
荒川区	神谷堀公園	王子5-1	森と水の公園
	-	-	-
板橋区	赤塚植物園	赤塚5丁目	都市緑化植物園
	温室植物園	高島平8丁目	冷房付高山植物園及び温室植物展示
	西台公園	西台1丁目	丸太組合型運動補助器具設置
	東板橋公園	板橋3丁目	動物園、水族館を有する公園
練馬区	-	-	-
足立区	-	-	-
葛飾区	上千葉南公園	お花茶屋3-1-3	ゲートボール場を主体とした公園
	小菅西公園	小菅1-2-1	下水道小菅処理場の屋上を利用（フィールドアストレ チックあり）
	西亀有せせらぎ公園	西亀有1-10-1地先	親水公園
江戸川区	小松川境川親水公園	新小岩1-28地先	〃
	小松川境川親水公園	中央4丁目地内	溪流、滝、河原、吊橋、築山
	行船公園	北葛西3-2-1	自然動物園、ホタルの小川

	総合レクリエーション公園	南葛西4丁目	レストハウス、土俵、壁打ボード、多目的広場
	“	西葛西6丁目	木製遊具、芝生広場
	ポケットパーク	船堀3丁目、 松江2丁目	地域に身近なバス停をミニ公園化し、ふれあいの場にする
八王子市	-	-	-
立川市	栄緑地	栄町地内	旧引込線を使い延長1,600mの緑地帯であり、四季の味わいが出るような植樹帯とその間をぬって、赤いアスファルト舗装による幅2.5mの遊歩道を設置し、緩いカーブをつけ、自転車も走れるようにした緑道である
武蔵野市	-	-	-
三鷹市	-	-	-
青海市	-	-	-
府中市	-	-	-
昭島市	-	-	-
調布市	深大寺自然広場、野草園	深大寺町	武蔵野の野草並びにホタルの保護育成、一般市民への開園より自然愛護意識の高揚をはかる
	ホタル園		

行政機関	公園・緑道名	所在地	概要
町田市	芦ヶ谷公園	原町田5丁目1679	市街地に近く、南東より北西方向に細長く伸びた谷間と旧水田地の平坦地で構成されており、園内には芝生自然広場、ジャブジャブ池、流れ、冒険広場や四季を色どる花木園等がある
小金井市	-	-	-
小平市	鈴木地域センター公園	鈴木町1丁目	児童の遊戯利用を主体にしつつ、地域センターを併設した公園として特色をもたせた
日野市	山王下公園	豊田4-46-40	湧水を園内に引き込み、湿性植物や山野草が楽しめるよう設計されている
	百草台自然公園	百草917-3	裸地に雑木やアカマツを植栽し、自然の回復をめざしている。園内には流れや池があり、野草コーナーや薬草コーナー等がある。
東村山市	北山公園	野口町3、4丁目内	水と緑を主体とした自然の公園であり、市民の生活環境に関する教育エリアとしての役割を果たす憩いの場でもある。園内は水田、池、湿地、草地があり、福祉田として水稻栽培、花菖蒲8,000本、花蓮、アヤメ、ガマ等の水生植物も植えられている。遊休池には、カルガモ、カイツブリ等の野鳥がいる
	野火止通り	栄町2、3丁目と萩山3、4丁目の境	歩道の車道側と民家側の両方に緑地帯を設けた

国分寺市	-	-	-
国立市	-	-	-
田無市	-	-	-
保谷市	-	-	-
福生市	-	-	-
狛江市	-	-	-
東大和市	-	-	-
清瀬市	-	-	-
東久留米市	竹林公園	南沢7丁目	面積約0.4 ha でその中80%が孟宗竹の竹林である
武蔵村山市	-	-	-
多摩市	-	-	-
稲城市	-	-	-
秋川市	-	-	-
羽村町	羽村町動物公園	羽4,122	哺乳類32種 222点、鳥類49種、268点 面積42,692 m ²
	水上公園	羽中4-9-1	流水プール25 mプール、低学年用プール、幼児用 プール、スライダープール、面積9,184 m ²
	グリーン・トリム公園	羽西1-1,713	フィールドアスレチック約20種、面積12,600 m ²
瑞穂町	-	-	-

表一28 昭和58年度以降に計画されているユニークな公園・緑道

行政機関	公園・緑道名	所在地	概要	要
東京都建設局	-	-	-	-
東京都港湾局	15号地海浜公園	江東区若州	海釣公園・マリナー等	
東京都住宅局	-	-	-	
東京都南多摩開発本部	大平公園	八王子市南大沢	高台に風車を設置し、その動力で池の水を流れを通し循環し、併せて噴水も上げる	
	小山公園	八王子市南大沢町田市小山	多摩川支流の旧大田川の源流を保全し湧水を利用した池を設け流れの復元をはかる	
千代田区	-	-	-	
中央区	-	-	-	
港区	-	-	-	
新宿区	新宿中央公園	西新宿2丁目	改造4ヶ年計画の完了、生まれかわった都心型公園、新しい景観、名所の造成	
文京区	旧教育大跡地公園	大塚3-29	防災広場を中心とする森林公園	

	江戸川公園	関口2-1	空中回廊のある傾斜地公園（大改造）
台東区	-	-	-
墨田区	-	-	-
江東区	横十間川親水公園	隔橋3丁目 ～南砂2丁目	延長1,240m幅員40m、ポート場、散策路、水上木製遊具
品川区	-	-	-
目黒区	駒場2丁目公園	駒場2丁目	教育大跡地を公園として整備するもの、水田、池、雑木林などの多様な自然環境を生かした公園造成を計画、自然観察の場等としての活用を図る
大田区	-	-	-
世田谷区	仮称 兵庫島公園	多摩川河川敷（二子玉川）	歴史的にも由緒ある場所、この周辺は多摩川の一夫大拠点として利用者が非常に多い所である。この歴史的なものを保存し、水と緑と人との望ましい空間として整備する
	仮称 深沢中村公園	深沢4-36	在来樹林地を生かし広場を重点に造成される。公園に隣接した児童館分室は文庫蔵を移設し、児童の屋外及び屋内の遊びを連携したもので、老人の休息、子どもの遊びの相互作用を有効に活用する
渋谷区	散策路（旧玉川上水ルート）	58～59年度 初台1-37～代々木4-28	緑の中で美術に親しむ遊び場（ファミリー・ゾーン）

行政機関	公園・緑道名	所在地	概要
		59年度 初台2-28～初台1-37	シンボルツリー、噴水など駅前広場の性格をもつ (コミュニティ・ゾーン)
中区	仮称 中央防災公園	新井3-37-38	下水道処理施設と公園との共用施設
杉並区	仮称 オリエンタル跡遊水地	松が丘1-33	遊水地と公園との共用施設
豊島区	-	-	-
北区	滝野川公園	西ヶ原2-1	震災時の広域避難場所に指定されている関係から防 災的に必要な設備を設置した公園を整備する
荒川区	日暮里南公園	東日暮里5-19-1	昭和60年度既設公園の改修、面積約6,230㎡薬山、 滝、流れ、釣堀、アスレチック施設等
板橋区	昆虫公園	徳丸3丁目	公園の中で、昆虫を飼育し、展示する
	竹の子公園	大門	竹の子の成長を観察できる
練馬区	仮称 光が丘第一公園	光が丘	都市緑化ゾーン (緑とふれあい、学ぶひろば) 2.95ha
	仮称 光が丘第二公園	"	水系ゾーン (水と林間広場) 2.2 ha
	仮称 光が丘第三公園	"	運動ゾーン (運動自由広場) 2.34ha
	仮称 光が丘第四公園	"	郷土景観ゾーン (林と田園広場) 1.82ha
足立区	-	-	-
葛飾区	小菅東公園 (仮称)	小菅3-1-1	下水道小菅処理場の屋上を利用 (スポーツ施設)

	新小岩公園（仮称）	西新小岩1-1	防災機能を持たせる
	新宿交通公園	新宿3-23-19	ミニSLが走る公園
	総合スポーツセンター（仮称）	奥戸7-17	陸上競技場、体育館、緑地が一体をなしている
	亀有1丁目コミュニティ 道路（仮称）	亀有1丁目	パーゴラ、彫刻、植栽等を配した憩いのある道路
江戸川区	小松川境川親水公園	松島1丁目	恐竜、滝、冒険船
	〃	東小松川1、2丁目	溪流、洲浜
	総合レクリエーション公園	南葛西4丁目	回廊、噴水、野外ステージ、バラ園
	〃	中葛西7丁目	自由広場
	〃	中葛西8丁目	レジャープール、テニスコート
	〃	西葛西7丁目	公式野球場、中心広場、滝、少年野球場2面
八王子市	-	-	-
立川市	-	-	-
武蔵野市	-	-	-
三鷹市	-	-	-
青梅市	-	-	-
府中市	生垣コンクール	指定生垣138ヶ所の中から外観上の美観状況、周辺調和病虫害への対策について審査、58年6月実施	
昭島市	-	-	-

行政機関	公園・緑道名	所在地	概要
調布市	-	-	-
町田市	尾根緑道	小山町、下小山田町 常盤町	多摩丘陵の西南端にあたる尾根道（7.9 km、現在 国有地）を自然とのふれあいのための自然探勝、レ クリエーションの場とすべく遊歩道、サイクリング ロード、公園等の整備を行なう
	成瀬弁天橋公園	成瀬 2.045	旧河川敷を利用した公園、地元住民の手づくりによ る公園で池や散策路をつくり子供が釣りもできる池 をつくる予定
小金井市	-	-	-
小平市	地域センター公園		地域センターを併設する公園として、一体利用が図 れるよう特色をもたせる
日野市	黒川公園	東豊田 3 - 16 - 1	湧水を園内に流し、緑の中で水に親しめる場を設け ると同時に貴重な湿性植物や野草を保護し自然観察 ができるよう整備する
東村山市	-	-	-
国分寺市	-	-	-
国立市	城山公園	谷保 1.696	都の歴史環境保全地域に指定された城山（城跡）に

				隣接した自然観察園的公園を計画している。60年度以降整備工事の予定
田無市	仮称田無第一公園	向台町5-1,059		
保谷市	-	-		-
福生市	-	-		-
狛江市	-	-		-
東大和市	-	-		-
清瀬市	仮称清瀬緑地自然公園	中里4-650外		近くには柳瀬川が流れ附近は畑、山林に恵まれた自然環境である。この自然環境を活し、市民が憩の場として利用できる公園である。
東久留米市	-	-		-
武蔵村山市	-	-		-
多摩市	-	-		-
稲城市	-	-		-
秋川市	-	-		-
羽村町	仮称多摩川羽村堰周辺自然遊園	羽700地先 多摩川河川敷		多摩川周辺自然遊園等
	仮称加美緑地	羽加美2-2457		自然林内に遊歩道、休憩場等を配した自然公園
瑞穂町	-	-		-

表一29 コミュニティ道路の現状

行政機関	名称	区間	幅員m	延長m	内容	実施年度
東京都南多摩開発本部	歩行者専用路	全区間	6～12	31,000	一般道路とは交わらないよう立体的に分離し、安全で快適な歩行者動線を確保する	46～65
千代田区	-	-	-	-	-	
中央区	-	-	-	-	-	
港区	赤坂一ツ木通り		1.5～4.0	510	高木62本、低木1,090株	57
	大門通り	芝大門1丁目13～2丁目4	7.0	183	植樹帯134m、植樹枿6ヶ所	57
	芝大神宮通り	芝大門1丁目8～16	2.8	120	高木21本	57
新宿区	西新宿1丁目	西新宿1丁目地内	10	292	ケヤキ41本、低木192株	
文京区	-	-	-	-	-	
台東区	ロックフラワーロード	浅草1-43～2-4	11	180	歩行者の安全、快適性をたかめ街の顔となるように樹木を大巾にとり入れた。エンジュの街路樹を4ヶ所設けた植込地は「浅草の四季を詩う」をテーマにして「隅田川の春」「浅草寺の夏」「ひょうたん池の秋」「伝法院の冬」と名付けて植栽を行なった	

墨田区	-	-	-	-	-	-	58
江東区	コミュニティ道路	東陽4丁目区役所 文化センター南側	歩道 2.75～ 4.75 車道 3.5～ 5.0	280	幅員を広くとり、歩行者優先の道路として、車道はスピードを出しにくいブロック舗装をして蛇行させている。エンジュ等の並木やケヤキ等の高木、歩道と車道の間にはツツジ等を植栽、その他ベンチ、イス、街路灯、時計台を設置		
品川区	-	-	-	-	-	-	
目黒区	-	-	-	-	-	-	
大田区	-	-	-	-	-	-	
世田谷区	-	-	-	-	-	-	
渋谷区	-	-	-	-	-	-	
中野区	-	-	-	-	-	-	
杉並区	-	-	-	-	-	-	
豊島区	-	-	-	-	-	-	
北区	コミュニティ道路	浮間1丁目5-11 " 14-15 浮間2丁目26-27	8-12 10-12 8-10	280 180 120	街路樹（配植は公園的）ケヤキ60本 アメリカワウ12本、サザナカ120本 街路樹（配植は公園的）ケヤキ58本 サザナカ158本、サツキ150本 街路樹（配植は公園的）ケヤキ49本、 サツキ150本	56 57 58	

行政機関	名称	区間	幅員 <i>m</i>	延長 <i>m</i>	内容	実施年度
					従来の植栽樹ではなく、ツリーサークル等により土壌の保護、また配植は直線ではなく、公園的な形をとっている	
荒川区	-	-	-	-	-	
板橋区	光ヶ丘ゆりのき通り	赤塚3丁目付近	14~26	450	人間優先の街路	57
練馬区	-	-	-	-	-	
足立区	コミュニティ道路	綾瀬1丁目5~39	7.7~9.2	692	植樹帯 (W = 755) 88.0m (W = 455) 131.5m 並木ます 41ヶ所、花だん 100ヶ所、低木 (ツバキ、サツキ) 899株、高木 (クスノキ) 8本	56
葛飾区	立石さくら通り	立石5-13地先	15.5	190	ソメイヨシノを植栽し、滝を配している	56、57
江戸川区	-	-	-	-	-	
八王子市	旧駅前通り (通称三和会通り)	駅前~国道20号	13.5	270	車道 3.5~5.5m、歩道 (両側) (4~5m) × 2、現行の歩車道を逆転し、歩行者優先道路 (トラジットモ-ル) に整備し、各種ストリート・	予定 59~60

							ファニチャーを設置することにより 買物客に憩いの場を提供する。植樹 40本
立川市	-	-	-	-	-	-	-
武蔵野市	-	-	-	-	-	-	-
三鷹市	-	-	-	-	-	-	-
青海市	-	-	-	-	-	-	-
府中市	-	-	-	-	-	-	-
昭島市	-	-	-	-	-	-	-
調布市	-	-	-	-	-	-	-
町田市	-	-	-	-	-	-	-
小金井市	-	-	-	-	-	-	-
小平市	-	-	-	-	-	-	-
日野市	-	-	-	-	-	-	-
東村山市	市道129号線	富士見町1丁目2-3	約10	145	歩道幅員2.4～3.9m、インターロッキングブロックN型舗装、ケヤキ5本、トチノキ5本、ユリノキ5本 オオムラサキツツジ120株、サツキ60株、ドウダンツツジ162株、イヌツゲ135株 工事費25,960,000円		

行政機関	名 称	区 間	幅員 m	延長 m	内 容	実施年度
国分寺市	-	-	-	-	-	
国立市	-	-	-	-	-	
田無市	-	-	-	-	-	
保谷市	-	-	-	-	-	
福生市	-	-	-	-	-	
狛江市	-	-	-	-	-	
東大和市	-	-	-	-	-	
清瀬市	-	-	-	-	-	
東久留米市	市道東2-8号線	東本町6番地区	6	124	インターロッキング、植栽工、木曾グラ ニット小舗石張	56
武蔵村山市	-	-	-	-	-	
多摩市	-	-	-	-	-	
稲城市	-	-	-	-	-	
秋川市	-	-	-	-	-	
羽村町	-	-	-	-	-	
瑞穂町	-	-	-	-	-	

表一30 神社・寺院の緑の現況

行政機関	神社・寺院名	所在地	境内面積 概算 ㎡	主たる樹種	樹木にまつわるエピソード等
東京都南多摩 開発本部	八幡神社	-	-	オオツクハネガシ	八王子市天然記念物
千代田区	-	-	-	-	-
中央区	-	-	-	-	-
港区	-	-	-	-	-
新宿区	-	-	-	-	-
文京区	根津神社	根津1-28-9	樹林面積 15,600	ツツジ、ケヤキ イチョウ	親子榎の木がある
	富士神社	本駒込5-7-20	" 1,200	イチョウ、スダジイ	
	円通寺	本駒込2-19-8	" 2,000	イチョウ、ネズミモチ	
	願行寺	向丘2-1-5	" 2,650	イチョウ	
	大林寺	向丘2-27-11	" 2,700	イチョウ	
	光源寺	向丘2-38-22	" 1,650	イチョウ	
	湯島神社	湯島3-30	" 6,600	イチョウ、ウメ	
	護国寺	大塚5-40-1	" 5,400	イチョウ、ケヤキ カシ	
	善仁寺	小石川4-13-19	" 1,500	クスノキ、ジュロ、イ チョウ、ネズミモチ	
台東区	-	-	-	-	
墨田区	江島杉山神社	千歳1-8-2	緑化協定 923	イチョウ、ヒノキ シイ	
	稲荷神社	八広6-32-9	" 550		

行政機関	神社・寺院名	所在地	境内面積 概算 ㎡	主たる樹種	樹木にまつわるエピソード等
江東区 品川区	白鬚神社	東墨田3-13-24	410		
	日枝神社	八広6-32-6	282		
	白髭神社	立花6-19-17	150		
	—	—	—	—	
	長心寺	小山1-4-15	12,800	シイ	
	海晏寺	南品川5-16-22	12,500	シイ、ケヤキ	
	本立寺	東五反田3-6-27	9,100	ソロ、ケヤキ	
	天妙国寺	南品川2-8-23	8,900	イチョウ、クスノキ	
	東海寺	北品川3-11-9	8,400		
	養玉院	西大井5-22-25	8,300	イチョウ、アカマツ	
	品川神社	北品川3-7-15	8,200	クスノキ、ケヤキ、 シイノキ	
	品川寺	南品川3-5-17	6,250	シイノキ	イチョウの大木 (H=20m、 C=5.2m) 区指定文化財あり
	常行寺	南品川2-9-18	5,950		
	摩耶寺	荏原7-6-9	5,650	シイノキ	
	旗ヶ岡八幡神社	旗の台3-6-12	5,000	ケヤキ、シイノキ	
東海寺墓地	北品川4-11-1	4,900	シイノキ、ソロ、 シラカシ		
法禅寺	北品川2-2-14	4,550	イチョウ	イチョウの大木 (H=25m、 C=3.4m) 区指定文化財あり	
天理教日本橋人教会	東五反田5-25-1	4,475			
天龍禅寺	南品川4-2-17	4,350			

目黒区	-	-	-	-	-	-
大田区	-	-	-	-	-	-
世田谷区	浄真寺	奥沢3-221	60,000	カヤ、イチョウ	東京都指定天然記念物	
	水川神社	喜多見3475	18,000	ウメ、シイ	椎の神木あり	
	等々力不動尊	等々力1-53	15,200	サクラ	サクラの名所	
	慶元寺	喜多見4-17-1	10,000	イチョウ、ケヤキ	庭園式の庭が見事	
	勝光院	桜1-26-35	10,000	エノキ、アカマツ	世田谷領主吉良家の菩提寺	
	烏山寺町 妙高寺外7寺	北烏山4-9-1外	23,100	ケヤキ、イチョウ	この一帯は世田谷の小京都といわれ木々のみどりが美しい。	
	実相院	弦巻3-29-6	9,200	サクラ、ツバキ	本堂に至るまでの境内は石がしがらみ、周囲は木々が繁り薄暗闇の森にいるようである。	
	世田谷八幡神社	宮坂1-26-3	9,000	ケヤキ、ソロ	数多くある神社の中でも樹木が多い。	
	松陰神社	若林4-35-1	5,000	クスノキ、サクラ	クスの大木が非常に多く見られる	
	明治神宮(内苑)	代々木神園町1	699,000			
渋谷区	代々木八幡神社	代々木5-1-1	12,000	クロマツ、クスノキ		
	水川神社	東2-5-6	11,286	イチョウ、ケヤキ アラタナス		
	祥雲寺	広尾5-1-21	5,800	イチョウ、ケヤキ		
	乗泉寺	鶯谷町10-15	3,900	ケヤキ、ヒマラヤスギ		
	宝泉寺	東3-8-16	2,200	ケヤキ、マツ モッコク		
	妙円寺	神宮前3-8-9	1,600	ケヤキ、ツゲ		

行政機関	神社・寺院名	所在地	境内面積 概算㎡	主たる樹種	樹木にまつわるエピソード等
中野区	鳩森八幡神社	千駄谷1-1-24	1,500	イチョウ、クスノキ	
	穂田神社	神宮町5-26-2	1,300	イチョウ、ケヤキ	
	宝仙寺	中央2-33-3	20,250	イチョウ、シイ	
	蓮華寺	大和町4-37-15	12,562	カシ、ムク	
	福蔵院	白鷺1-31-5	11,687	カシ、ソロ	保護樹林
	東福寺	江古田3-9-15	10,000	ソロ、サクラ	保存樹林
	成願寺	本町2-26-6	7,062	イチョウ、ケヤキ	保護樹林
	梅照院	新井5-3-5	6,500	ケヤキ、サクラ	
	東光寺	上高田5-21-5	6,375	シイ、ケヤキ	保護樹林
	萬昌院功運寺	上高田4-14-1	6,187	ケヤキ、ヒマラヤスギ	
杉並区	観泉寺	今川2-16	27,300	カシ、ケヤキ、マツ	
	大宮八幡宮	大宮2-3-1	25,328	マツ、イチョウ	都指定天然記念物
	妙法寺	堀ノ内3-48	22,339	ケヤキ	3将軍手植の月桂樹
	井草八幡宮	普福寺1-33-1	22,224	マツ、スギ、ケヤキ	頼朝手植の松(神社の御神木)、都指定天然記念物
	真盛寺	梅里1-1	18,734	スギ、マツ	
	熊野神社	和泉3-21-29	8,415	マツ、ケヤキ	家光が鷹狩りの途中に手植した松
	西照寺	高円寺南2-29	7,985	マツ、サクラ	
	大円寺	和泉3-52	7,950	シラカシ、マツ エノキ	
	荻窪八幡神社	上荻4-19-2	7,864	ケヤキ、マツ、 イチョウ	樹令300余年のケヤキの森(樹木保存法に基づく保存樹木)又田道種手植の樺。

杉並区	中道寺	狹窪2-25		6,321	ヒマラヤシダー	
	八幡神社	下高井戸4-39		6,084	ケヤキ	
	天祖神社	南荻窪2-37-22		5,940	イチョウ	
	妙正寺	清水3-5		5,700	ケヤキ、カシ	
	高円寺	高円寺南4-18		4,873	イチョウ	家光ゆかりの茶の木
	天祖神社	阿佐ヶ谷北1-25-5		4,820	イチョウ	
	雑司谷霊園	南池袋4-25	樹林地	4,000	スダジイ、イチョウ ケヤキ	
	染井霊園	駒込5-5-1		21,700	サクラ、イチョウ、 スダジイ	
	法明寺鬼子母神	雑司谷3-15		5,600	イチョウ、スダジイ ケヤキ	
	祥雲寺	池袋2-1571		3,100	ケヤキ、スダジイ	
	長崎神社	長崎1-9-4		2,150	ケヤキ、イチョウ スダジイ	
	水川神社	池袋本町3-14		1,550	イチョウ、ケヤキ	
	観静院	南池袋3-5		1,550	ケヤキ、サクラ、 スダジイ	
	法明寺	南池袋3-18		1,350	ケヤキ、スダジイ イチョウ	
大鳥神社	雑司谷3-20		1,300	ケヤキ		
御嶽神社	池袋2-967		1,150	イチョウ		
東光院	西巢鴨2-22-6		1,150	スダジイ、ケヤキ		
富士浅間神社	高松2-41		750	イチョウ、ケヤキ		

行政機関	神社・寺院名	所在地	境内面積 概算 m^2	主たる樹種	樹木にまつわるエピソード等
北 区	-	-	-	-	-
荒 川 区	諏訪神社	西日暮里3-4-1	3,450	イチヨウ、スタジイ ケヤキ	
	南 泉 寺	西日暮里3-8-5	2,575	ケヤキ、イチヨウ モッコク	
	八 幡 神 社	西尾久3-7-3	2,500	イチヨウ、スタジイ ヒマラヤスギ	
	円 通 寺	南千住1-59	2,450	イチヨウ、ケヤキ カヤ	
	阿 遮 院	東尾久3-6-25	2,250	スタジイ、イチヨウ ヒマラヤスギ	
	満 光 寺	東尾久3-1	1,952	ケヤキ、クスノキ スタジイ	
	法 光 寺	西日暮里3-8-6	1,525	サクラ、カヤ、シュロ	
	真 正 寺	南千住1-56	1,125	イチヨウ、ケヤキ、 アオギリ	
	延 命 寺	西日暮里3-10-6	1,000	スタジイ、マキ アオギリ	
	宝 蔵 院	西尾久3-16-19	950	スタジイ、ケヤキ、 イチヨウ	
	小塚原回向院	南千住5-33	925	イチヨウ、アオギリ サクラ	
	浄 閑 寺	南千住2-1-8	925	イチヨウ、ケヤキ エンジュ	
	観 音 寺	荒川4-5-5	900	ヤナギ、ケヤキ、スタジイ	
	浄 正 寺	荒川3-53-53	825	イチヨウ、ケヤキ ヒマラヤスギ	
大雄山泊船軒	荒川7-17-17	800	イチヨウ、ケヤキ、マツ		
板 橋 区	-	-	-	-	
練 馬 区	白山神社			ケヤキ	国天然記念物指定、樹令800年
	金 乗 院			イチヨウ	三代將軍家光公お手植え

練馬区	長命寺				菩提樹	開山記念のため植栽、樹令300年以上
	富士稻荷公園				クスノキ	徳川家が直接植えたと言い伝えあり
足立区	-	-	-	-	松	薬師堂もあり、その薬師の松は南蔵院の投込みと称する白亀丸なる売薬と、本尊薬師如来に因する
葛飾区	-	-	-	-	-	-
江戸川区	-	-	-	-	-	-
八王子市	-	-	-	-	-	-
立川市	-	-	-	-	-	-
武蔵野市	月窓寺	吉祥寺本町1-22-26	4,854		シラカシ、ケヤキ トウネズミモチ	
	武蔵野八幡宮	吉祥寺東町1-1-23	4,469		スダジイ、ウス、サ クラ、クスノキ	
	杵築神社	境南町1-16-13	3,373		サワラ、スダジイ、 サカキ	
	源正寺	緑町1-6-7	3,206		モウソウチク、 スズ、アオキ	
	安養寺	吉祥寺東町1-1-21	3,097		モウソウチク、ツバ キ、カヤ	
	蓮乗寺	吉祥寺本町1-10-12	2,764		モウソウチク、シラ ガシ、ツバキ	
	延命寺	八幡町1-1-2	2,691		モウソウチク、サング ジュ、カイズカイブキ	
	観音院	境南町2-4-8	2,483		ヒノキ、サクラ、 サワラ	
	光専寺	吉祥寺本町1-10-21	1,920		サワラ、ヒノキ、シラ カシ	

行政機関	神社・寺院名	所在地	境内面積概算㎡	主たる樹種	樹木にまつわるエピソード等
三鷹市	八幡神社	八幡町1-1-3	1,816	クスノキ、イチョウ モミジ	
	大法寺	吉祥寺東町2-9-13	1,454	ヒノキ、モチノキ、 アオキ	
	神明社	牟礼	2,206	シラカシ、イチョウ、 クロマツ、イヌシデ	
	真福寺	牟礼	4,069	クスノキ、ヒノキ、カヤ、 サルスベリ	
	禅林寺	下連雀	4,221	イチョウ、アカマツ クロマツ	
	八幡神社	下連雀	3,734	シイ、コブシ、ヤマモ ミジ	
	八幡神社	野崎	2,202	イチョウ、シラカシ クロマツ	
	八幡神社	大沢	1,982	ケヤキ、シイ、サカキ	
	長久寺	大沢	3,024	イチョウ、コウヤマキ ボダイジュ	
	天神	新川	2,158	ケヤキ、ムクノキ	
	竜源寺	大沢	4,024	イチョウ	
	大盛寺	井の頭	2,073	ホウ	
	青梅市	春清寺	新川	5,135	イチョウ
中島神社		中原	2,776	イチョウ	
玉光神社		井の頭	2,554	アカマツ	
井口院		上連雀	8,416	モミ	
勝淵神社		新川	1,191	イヌシデ	
春日神社		野上1-38	2,723	スギ、ヒノキ	
成木神社		成木3-207	2,970		

青 梅 市	鹿島玉川神社	長淵2-519	2,732	ヒノキ、スギ	
	住吉神社	青梅12	3,099	ヒノキ、スギ、ケヤキ	
	御嶽神社	新町490	2,062	ヒノキ、カン、スギ サクラ	
	愛宕神社	梅郷	99,000	ツツジ	数千株に及ぶツツジがあり、 一名「つじが丘」の名称
	武蔵御嶽神社	御岳山176	32,426	ヒノキ、スギ、ツガ、 モミ、カヤ、マツ	
	報恩寺	今寺540	3,300	大杉	
	観音寺	塩船194	82,500	マツ、スギ、ツツジ	
	薬王寺	今井2,520	3,303	ユズ、モミジ、スギ、モク セイ、ウメ、サルスベリ	
	金剛寺	青梅1,039	5,590	ウメ	平将門が植えたと思われる 梅が実がなつて落ちて いとところから、青梅とい う地名が生れた
	乘願寺	勝沼3-114	2,742	スギ、ヒノキ	
	玉泉寺	下長淵3-299	2,000	ヒノキ、モクセイ、マキ ゲッケイジュ、サザナ	
	天寧寺	根ヶ布1-454	9,900	スギ、ヒノキ、タケ、 ウメ	
	聞修院	黒沢3-1578	1,874	ウメ、モミジ、ヒバ、 モクセイ	
府中市	-	-	-	-	
昭 島 市	本覚院	拝島町1-6-15	9,900	ケヤキ	
	大日堂	拝島町1-2130	4,163	ケヤキ	
	龍津寺	拝島町5-2-37	3,900	ツバキ	

行政機関	神社・寺院名	所在地	境内面積 概算㎡	主たる樹種	樹木にまつわるエピソード等
調布市	円福寺	拜島町1-6-5	2,640	ケヤキ	
	観音寺	大神町214	2,442	トチノキ	
	阿弥陀寺	宮沢町140	2,296	ケヤキ	
	福巖寺	中神町499	2,145		
	天神社	拜島町2-1905	2,088	ケヤキ	
	熊野神社	中神町521	2,004	イチヨウ	市指定天然記念物
	広福寺	福島町448	1,914	マツ	市指定天然記念物
	龍田寺	上川原町152	1,885	ツバキ	
	普明寺	拜島町1-20-16	1,878	ケヤキ	
	宝積寺	郷地町404	1,326	ケヤキ	
	真覚寺	玉川町5-9-27	1,247		
	稻荷神社	郷地町401	1,197	ケヤキ	市指定天然記念物
	糟嶺神社	入間町2-19-13	1,300	カシ、マツ	
	祇園寺	佐須町415	2,500	カシ、シイ	
町田市	八幡社	矢部町2626	9,896	ケヤキ、サクラ、ヒノキ	
	菅原神社	本町田802	5,742	スギ、サクラ、サカキ	町田市名木百選 モミノキ、サカキあり
	飯守神社	真光寺189	5,042	イチヨウ、ケヤキ	” ケヤキ
	諏訪神社	相原町1,742	3,161	スギ、ケヤキ、エノキ	” ケヤキ
	杉山神社	金森326	2,481	イチヨウ	” イチヨウ

町田市	野津田神社	野津田町2,319	2,082	スギ、タブノキ	町田市名木百選 タブノキ、コウヨウサン
	春日神社	大蔵町2,822	1,910	ケヤキ、サクラ	
	梁田寺	山崎町166	32,600	スギ、ケヤキ、ツバキ、ホトノキ	東京都指定天然記念物 ハリギリあり
	大泉寺	下小山田町332	26,400	スギ、サクラ	町田市名木百選 スギ
	高蔵寺	三輪町1,739	8,000	サクラ、ウメ、カキ、ヤマツツジ	” イヌツゲ
	清水寺	相原町701	5,000	カシ、サクラ、イチヨウ	町田市指定天然記念物 カシ群落
	宏善寺	本町田3,409	3,960	イチヨウ、マキ、クスノキ、サクラ	町田市名木百選 イヌマキ
	養運寺	本町田3,644	2,763	ケヤキ、スギ、モクセイ	” ムクロジ
	万松寺		2,700	カヤ、マツ、カキ、モクセイ	” カヤ
小金井市	金蔵院	中町4丁目	4,131	ケヤキ	市保存樹木指定
小平市	-	-	-	-	-
日野市	金剛寺	高幡733	30,127	マツ、イチヨウ	
	長楽寺	程久保405	15,116	雑木	
	宝泉寺	日野本町3-6-9	9,252	雑木	
	安養寺	下田31	6,536	雑木	
	宗印寺	平山6-15-11	5,242	雑木	
	真照寺	落川1,113	5,091	雑木	
	善生寺	東豊田2-26-2	4,746	雑木	

行政機関	神社・寺院名	所在地	境内面積 概算㎡	主たる樹種	樹木にまつわるエピソード等
東村山市	寿徳寺	南平4-11-10	4,654	雑木	
	大昌寺	日野本町2-12-13	4,409	ケヤキ、サクラ	
	石田寺	石田145	4,394	カヤ、イチヨウ	
	成就院	栄町5-5-1	4,309	雑木	
	若宮神社	東豊田2-32-5	4,273	ケヤキ、イチヨウ	
	延命寺	川辺堀之内595	3,908	雑木	
	欣浄寺	日野本町4-16-17	3,758	雑木	
	八坂神社	日野2541	2,541	ケヤキ	
	八坂神社	栄町3-35-1	7,019	スギ、カシ	樹合300年をこえると思われる杉の古木があり、そのご神木にたひたひの猿人形が5寸釘でうちつけられていた。真夜中近くから白装束の女がスーツと来て打ちつけたのではないかと、そして、明治の末期社殿屋根のふき替えのため、枝を切り落そうとしたら、自分の腕を切って大けがをした、古木のあたりではないかと言われている。今はしめ縄をはりめぐらしてある
	熊野神社	久米川町5-13-1	6,515	イチヨウ、カシ	
	梅岩寺	久米川町5-24-6	6,181	ケヤキ	都指定天然記念物 大ケヤキ 市指定天然記念物 カヤ
	正福寺	野口町4-6-1	6,005	スギ	
	稲荷神社	恩多町3-33-1	5,592	イチヨウ、カシ	

東村山市	秋津神社	秋津町5-27-1	3,929	ケヤキ	
	国平寺	萩山町1-15-13	2,931	マツ	
	諏訪神社	諏訪町1-4-3	2,623	サクラ	
	氷川神社	秋津町4-13-1	2,148	ケヤキ	
	徳蔵寺	諏訪町1-26-1	2,132	サクラ	
	大善院	野口町4-16-1	1,996	コブシ	
	金山神社	廻田町4-12-1	1,811	ケヤキ	
	氷川神社	多摩湖3-16-28	1,231	ナシ	
	地藏尊	久米川町5-6-20	948	ケヤキ	
	榛名神社	久米川町4-44-1	489	イチヨウ	
	国分寺市	-	-	-	-
国立市	谷保天満宮	谷保5,209	17,110	ウメ、ケヤキ、カシ、エノキ、イチヨウ、ウクスノキ、シイ、コブシ	梅林、古木多し
	谷保南養寺	谷保6,218	9,331	ケヤキ、カシ、エノキ、サクラ、クスギ、サツキ	雑木が多い、奥庭は雲山頓電(1810~1869)の作庭である
	天理教	谷保5,791	5,791	ケヤキ、カシ、エノキ	
	宝林山永福寺	谷保6,879	1,662	ケヤキ、カシ、エノキ	
	稲荷神社	青柳2,336	1,336	ケヤキ、カシ、エノキ、イチヨウ	
	神明宮	谷保6,015	1,144	ケヤキ、カシ、エノキ、スギ、ナラ、カヤ	雑木が多い
	応善寺	東2-2-1	1,074	カシ、マツ、サクラ	

行政機関	神社・寺院名	所在地	境内面積 概算 m^2	主たる樹種	樹木にまつわるエピソード等
田無市	白山神社	谷保4.130	445	ケヤキ、カシ、エノキ	
	田無神社			イチョウ	市指定保存樹木
保谷市	真教寺	ひばりが丘4-1-15	4,924	サクラ、マツ	
	東禅寺	住吉町1-2-12	3,598	ケヤキ、エノキ	
	尉殿神社	住吉町1-21-1	3,543	ケヤキ、イチョウ	
	阿波洲神社	新町2-7-24	3,226	ヒノキ、カシ	
	天神社	北町6-7-19	3,185	イチョウ、カシ	
	東伏見稲荷神社	東伏見1-5-38	2,225	マツ、クスギ	
	如意輪寺	泉町2-15-7	1,983	ケヤキ、サクラ	
	氷川神社	東伏見2-6-13	1,513	マツ	
	宝樹院	泉町2-7-25	1,229	イチョウ	
	福泉寺	下保谷3-11-17	578	イチョウ	
福生市	心光寺	泉町1-14-19	414	-	
	宝晃院	住吉町1-6-5	330	ケヤキ、イチョウ	
	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
狛江市	伊豆美神社	中和泉3-684	3,848		
	菅原神社	猪方2-725	252		
	子ノ権現三島神社	西野川1-182	519		
	八幡神社	西野川2-788	919		

狛江市	八幡神社	岩戸南2-39	740		
	日枝神社	駒井町1-53	674		
	円住院	駒井町1-54	1,169		
	玉泉寺	東和泉3-2,653	2,588		菩提樹が狛江市文化財保護 樹木に指定されている
	慶岸寺	岩戸北4-1,408	1,439		
	千手院	東野川2-209	2,139		
	泉竜寺	元和泉1-1,667	6,567		
	明静院	岩戸南2-557	3,417		
	豊鹿島神社	芋窪1-2,067	-	ケヤキ	
東大和市	清水神社	清水3-786-1	-	イチヨウ	
	-	-	-	-	-
	清瀬市	-	-	-	-
東久留米市	净牧院	大門町1-3	14,227	ケヤキ、スギ、サワラ	
	大円寺	小山2-10	8,438	マツ、ケヤキ、 孟宗竹	
	多聞寺	本町4-13	4,412	マツ、サワラ、ヒノキ	
	米津寺	幸町4-2	3,873	ケヤキ、スギ、ムクノ キ、孟宗竹	
	水川神社	下里2-9	2,537	ケヤキ、アカマツ、イ ヌシデ	
	子の神社	小山1-14	2,306	ケヤキ、イヌシデ、サ ワラ	
	八幡神社	八幡町2-5	2,265	イチヨウ、ケヤキ	

行政機関	神社・寺院名	所在地	境内面積 概算 m^2	主たる樹種	樹木にまつわるエピソード等
	宝泉寺	神宝町2-5	2,057	イチヨウ、サクラ	
	水川神社	南沢3-5	1,820	ケヤキ、シラカシ	
	神明社	南町2-3	1,611	サワラ、ケヤキ	
	浅間神社	浅間町3-7	1,497	アカマツ、ケヤキ	
	長福寺	柳窪4-15	1,434	ケヤキ、アカマツ	
	巖島神社	金山町1-6	1,129	スギ、アカマツ、イチヨウ	
	水川神社	氷川台1-12	1,114	アカマツ、サクラ	
	神明社	中央町2-9	859	スギ、アカマツ	
武蔵村山市	-	-	-	-	-
多摩市	-	-	-	-	-
稲城市	-	-	-	-	-
秋川市	福泉寺	菅生	14,781		
	二宮神社	二宮2,252	11,755	フジ、ヤナギ	市指定天然記念物
	法林寺	小川899	10,004	アラガシ、アカマツ	市指定天然記念物
	慈勝寺	草花1,811	5,625	タブノキ	市指定天然記念物
	珠陽院	瀬戸岡	5,037		
	出雲神社	淵上開戸310	4,438		
	大行寺	草花3,036	3,860		
	普門寺	野辺	3,270		

行政機関	神社・寺院名	所在地	境内面積 概算 ^{m²}	主たる樹種	樹木にまつわるエピソード等	
秋川市	宝蔵寺	菅生尾崎263	3,252			
	真照寺	引田863	3,233			
	地藏院	雨間1,101	3,130	カヤ、イヌグス	市指定天然記念物	
	地藏院	草花1,740	2,888			
	熊野神社	小川639	2,817	ケヤキ	市指定天然記念物	
	西光寺	雨間1,076	2,751			
	観音寺	淵上354	2,617			
	阿蘇神社	羽加美4-6	2,000	シイ、スギ、イチヨウ		
	松本神社	羽西3-7	1,200	イチヨウ、スギ		
	稲荷神社	羽東2-14	3,000	スギ、ヒノキ、ケヤキ		
羽村町	神明神社	神明台1-16	1,000	ヒノキ、スギ、カシ		
	五ノ神神社	五ノ神1-1	500	イチヨウ、サクラ		
	一峰院	羽加美4-12	3,000	マツ		
	禪福寺	羽中4-5	1,000	ケヤキ、ウメ		
	宗禪寺	川崎2-8	2,000	ケヤキ、ヒノキ、イチヨウ		
	禪林寺	羽東3-16	2,500	スギ、ウメ、イチヨウ		
	-	-	-	-	-	
	瑞穂町	-	-	-	-	

東京都指定天然記念物(シイ)天慶3年藤原秀郷が社殿改築の際手植したものと

3 緑化行政の課題

わが国の政治、経済文化の中心である首都東京は全国人口の一割強の人々が集めく巨大都市であり、特に都心部を含む23区は殆んど開発され尽し、成熟した都市というよりもむしろ爛熟し切った市街地により形成された超過密都市といっても過言ではない。僅かに残された周辺部の自然も、都内外からの人口流入による無秩序な開発で貴重な緑は急激に減少しつつあり、前述の緑被率の変化でもわかるとおり、都下における住民の生活環境は、各種の都市型公害が複合して悪化の一途を辿っている現状である。この現状に鑑み、東京都が策定した「マイタウン東京構想」は快適で潤いのある東京、ふるさとと呼べる東京の実現を指向したものとして、都民はその実現に大きな期待を寄せている。

また、51年都市計画中央審議会が答申した「緑のマスタープラン」によれば、市街地の緑地は市街地面積の40%乃至50%が理想となっているが、少なくとも30%以上の緑地は必要といわれており、このためには都市公園施設は人口1人当たり20平方メートルの面積を要することとなる。

建設省では環境保全、レクリエーション、防災の見地から系統的な緑地の配置を計画し、これが実現のため、第一次、第二次都市公園整備5ヶ年計画を策定して整備して来たが、その成果として、46年度人口1人当たり2.0平方メートルであったものが、10年後の56年度には4.34平方メートルにと倍増した。

一方、東京都における都市公園等の整備は、内外諸都市と比較すると、依然立ち遅れており、地域的にも偏っている。又都市の中小河川と用水路は、流域の市街地や下水道の普及等に伴って、流量の減少と水質の悪化を招き、水辺の生態系も劣化し自然性と親水機能は著しく低下している。

このため、東京都においてはそれぞれの生活圏に対応して大小規模の様々な公園緑地を体系的に配置するとともに、中小河川、用水路に清流を復活させ、臨海部では緑地、人工なぎさ、親水護岸等を備えた海上公園を整備するなど、都民が親しめる水辺環境の回復を図っている。

(1) 事業量の拡大

昭和58年4月1日現在の都における都市公園（国民公園等を含む。）の現況は表-21のとおりで6,105か所、総面積3,413ヘクタール、都民1人当りの公園面積は2.93平方メートルである。これを56年4月1日現在と比較すると、箇所数では513か所（9.2%）、面積で258ヘクタール（8.2%）の増加で、都民1人当りの公園面積は0.2平方メートルの増加となっている。これを構築費の伸び率44.9%と比較すると、公園面積の伸び率が少ないが、新設費以外に改修費が相当含まれていることと施設未供用のものがあることによるものと思われる。用地費は一般会計予算計上分以外に、土地開発公社、用地基金等による費用が別途に組まれており、実質的にはもっと多額の費用が投入されているのが実情である。しかし、用地買収費の高騰は必然的に大面積の用地取得に支障を来しており、計画公園の用地取得に多大の年数を要することとなっている。一方土地所有者は税制の優遇措置改善を要望しているが、未だ実現に至っていない。これらの障害を取り除く方法を講ずることによって公園用地の早期取得に努めなければ、今後ますます都市化が進行する中での用地取得は困難となり、ひいては公園緑地等の増量は望めなくなるであろう。

(2) 緑化行政機構の拡充強化

近年、各行政機関における公園緑地及び緑化に関する予算は年々増加し、事業量も増大するとともに、その事業内容も高度の知識、技能を必要とするものとなってきている。これに対して当然のことながら、この事業を担当する官公庁の職員も幅広い専門知識を要求されるにもかかわらず、前年の調査でもわかるとおり、業務が多数の部課に跨っており、必ずしも適性配置がなされていなかったり、人員不足のため片手間に処理されているケースが見受けられることは甚だ遺憾である。緑化行政の一元化をはかった組織機構の設置と優秀な造園職の確保と増員によって、無駄をはぶき効率のよい緑化行政を推進することが強く望まれる。

(3) 維持管理の質の向上

公園緑地管理の質の向上

公園緑地は「主として屋外において休息、観賞、散歩、遊戯、運動その他のレクリエーションの用に供して、住民の情線の純化、健康の増進、教養の向上をはかり、あわせて空地を確保して防災、避難等災害の防止に資する」ために設置されるものであり、極めて広汎多彩な効用、役割を果している。したがってその管理の基本は、その機能を如何にして十分発揮せしめるかにある。

もともと公園緑地は地域社会に密着した形態のものが設置されなければならないのであるが、現実には意外と画一的な、あるいは場当りのなものとなり、ここから管理の困難さが生れてくるのである。即ち、公園施設の設置に当っては当初から管理を念頭において、地域住民の立場で計画、造成されるべきもので、その周辺利用者によって本質的な価値が与えられるものである。そしてまた地域社会に密着した価値ある公園緑地とするには、地域住民がもっと公園緑地の設置目的を理解し、行政側に協力して積極的な建設的意見を述べる必要があるのであって、ややもすれば総論賛成、各論反対のいわゆる住民エゴが起り易いため、管理運営にも支障を来す場合が多い。次に公園緑地は誰でも何時でも自由に利用できる憩いの場であり、遊びの場でもあることを第一義として管理運営さるべきであろう。例えば、公園施設に対するいたずらについても、必ずしもその行為のみを責めるべきではなく、地域住民の協力度と施設管理者の保守管理の不手ぎわによる誘発の反省も必要であろう。一つの破損された外灯が次のいたずら呼び、一つの紙くずが次の投げ捨てをよび、汚れた便所は次の汚れ呼び、草ぼうぼうにしておけば火災、犯罪のもとになるわけである。人間は完璧な美しさには抵抗しないものである。したがって、造成にもまして維持、管理運営には配慮し、十分な予算を計上して、その質的向上をはかるべきである。

(4) 東京都立都市造園緑化研究所（仮称）の設立

東京都が「マイタウン東京構想」で提唱しているように、東京の一点集中型の都市構造から起こる職と住の遠隔化、中心地域における人口の空洞化といっ

た現象を改善するため、多核、多心型都市構造へ転換することは、防災の意味からもコミュニティの形成発展のためにも重要である。この好機を捉えて良好な都市環境づくりに主眼をおき、住環境としても、また仕事をする環境としても、良好な環境で快適な東京にすべきである。

「東京砂漠」、「コンクリートジャングル」、「ウサギ小屋」等々の悪評を解消し、樹林（緑）あふれるアメニティな都市づくりをするためには、各方面から要望の強い「東京都立都市造園緑化研究所（仮称）」の設立を計り、世界中に向けて東京の環境緑化の姿勢を示すべきである。

造園工事は基盤造成から植栽工事、各種施設工事まで広範囲にわたっており、これら工事の歩掛、品質管理、施工管理等にも問題が多く、特に最近新規材料による各種施設でのトラブル等もあり、これらの技術上の品質の確保、安全性の確認等が問題になっている。また最近生化学の進歩によるバイオマス技術の確立に伴い、クローン植物の生産も行なわれており、公害、病虫害に強く四季に花が咲き、移植が何時でも可能な新規植物の開発や、都市緑化特に都市計画、防災避難場所としての緑の適用基準の確立、公園の緑と水と環境の生態学的調査、潤いのある公園の設計基準の作成、緑化思想普及活動、緑化相談、ランドスケープアーキテクト、造園建設業者の育成等都市緑化のための研究のテーマは多く、その成果は今後の緑化推進に大いに寄与するものと思われる。

今般、「東京都緑の倍增計画」が発表された時期でもあり、是非とも都立の研究所の設立が強く望まれる。

(5) 緑の倍增計画に関する提言

東京都は、「マイタウン東京構想」を実現するための「東京都総合実施計画」を策定し、この計画に基いて事業を執行しているが、その中で、東京の緑を倍增し、1人当たり公園面積を6平方メートルにするという「東京都緑の倍增計画」を推進している。

東京のまちは、緑豊かな潤いのある都市環境という点からいえば、決して良好な環境とはいえない。ちなみに1人当たり公園面積をとって見ても、東京の2.93

平方メートルに比べて、諸外国の主要都市は、ワシントン45.7平方メートル、ニューヨーク19.2平方メートル、ロンドン30.4平方メートル、パリ8.4平方メートルと公園の量は圧倒的に多い。そのうえ東京は街なみの緑の量も少なく、如何にも貧弱な都市景観を呈している。こうしたなかで、東京都の「緑の倍增計画」は、潤いのある都市環境づくりを目指している「マイタウン東京構想」の実現には、最も重要で適切な施策といえよう。

この緑の少ない東京を、諸外国なみに緑あふれる都市にするにはどうすればよいか。それにはいろいろな手段や手法があり、それらを積極的に進めていかなくてはならない。まず第一に、都民の緑化意識の高揚、即ち都民1人1人が1本でも樹木を植えて緑をふやしていこうとする意識が必要であるが、それにもまして重要なことは、行政機関が公共事業として、公園緑地の造成、道路の緑化等あらゆる面で緑化を推進するという積極的な姿勢と実行が必要である。公共投資による緑化の推進なくしては、緑の倍增計画の実現はむづかしいものとする。

緑の倍增を進めるにあたっては、公園緑地の面積をふやすという平面的な量の問題と同時に、我々の視覚にとらえられる緑量の多寡が重要であり、その意味では緑をふやす方法や余地は多角的に幅広く考えるべきである。

イ. 公園の緑量増加

公園造成についてみると、大公園はともかく、小・中公園及び運動公園等は、施設面にウエイトが多くかけられ、樹木が従的になっている公園が多い。例えば、小公園あるいは児童遊園の設置は、周辺住民にとっては極めて利用度の高い公園であるが、遊器具等に重点をおき過ぎて、さら地に遊器具を設置しただけという殺風景な遊び場も多く見うけられる。子供の遊び場こそっと緑をふやして、緑の中で遊べる環境をつくるべきである。またこのような小公園は、災害時には一時避難場所としての役割をもっているのであるから、樹木で囲まれているということが必要である。

予算的にみても現在の傾向は、施設費が植栽費を上回っているが、公園造

成にあたっては、公園のもつ本来的な機能を生かすために、植栽費が施設費を上回らなくてはならない。公園造成にあたっては、特に小・中公園は、緑量をふやすという配慮のもとに、公園計画がなされるべきである。

ロ. 道路の緑化

都市の緑量の増加には、まず道路緑化があげられる。現在国道、都道、それに主要な区道には街路樹が植えられているが、東京の街なみが諸外国に比べて緑が貧弱に見えるということは、これらの道路の緑が少ないからであり、また、その植栽方式にも問題がある。すなわち、東京の道路緑化はその植栽方式があまりにも平面的すぎるきらいがある。

たとえば、都道である環状八号線を例にあげるならば、その中央分離帯はかなりの幅員があるにもかかわらず、株物が植えてあるのみである。その中中分離帯に両側の街路樹と同様な高木を植え込めば、緑の中の自動車道路というイメージになり、感覚的にも緑量がふえてドライバー等にも潤いの気持を与えることが出来る。また、ロータリーや交通島、橋台地等も平面的に処理されており、場所によっては単に草地のみにしてある場所もある。ロータリーや交通島は草地にするという先入観があるようであるが、何本かの高木を植え込むことによって、近代的な道路がいつそうひきたち、すばらしい都市景観が構成されるということを知るべきであろう。これからの道路の緑化は、発想の転換がなされるべきであって、立体的な植栽手法を用いることによって、潤いのある街の風景を演出するということを、緑化行政の実行面でもっと重要視すべきであろう。

また、機能的には、道路の緑化を濃密にするということは、災害時における避難路としての利用に役立つという効果がある。このことは、道路緑化の計画、植栽方式の決定には、重要な要素であるということを忘れてはならない。

ハ. ビル等の建物周辺の緑化

緑倍増の一つの手法として、ビル等の建物周辺の植栽及びその植栽方式の

見直しをあげることができる。最近では銀行やオフィスビルその他の新しい大規模な建築物の周辺に、植栽出来る余地を多く残すようになったことは喜ばしいことであるが、しかし、これまた平面的な手法のものが多く、折角の植栽地をとりながら、つつじ等の大刈込みが多いが、これは造園とか修景とかいえるものではなく、むしろ建築物の延長ともいうべきで、そこに使われている素材の植物は、タイル等と同じ建築材料にすぎない感であって、決して植物本来の効用は満されていない。こうした場所にもっと本格的な植栽をすれば、街の緑量も多くなるし、高木を植えることによって、かえってその建築物も映えてくるのである。

このことは、公共の建物の場合には、民間の建物以上にいえることであって、国や都の建物等は敷地いっぱい建てられて植栽の余地すらない所が多く、緑も非常に少ない。緑をふやそうという国の方針や、緑の倍增作戦を展開している東京都の姿勢や、民間の建物の緑化を指導している立場からも、行政側が公共の建物に対する緑化を、もっと積極的に推進して自ら範を垂れるべきであろう。

二. その他の緑化

学校の校庭なども、その周辺はもっと樹木を植えて緑で囲むべきである。最近では万年塀やブロック塀等は、地震に対して危険ということから取り払られて金網柵に取り替えられた所が多いが、どうして金網柵の内側に植樹帯を設けないのだろうか。周囲が緑に囲まれていれば、校庭を利用する児童たちにも快適な環境が与えられるし、校庭は災害時には一時避難場所として利用されるのであるから、周辺の植樹帯が火災から人命を守る遮断林としての機能を果たすことになるのである。

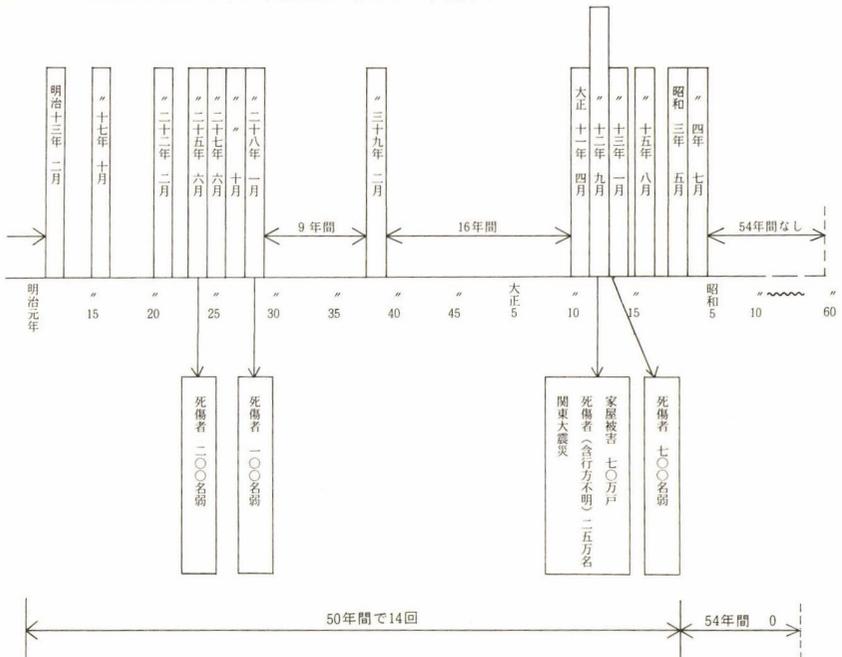
そのほか、高速道路の橋脚やビルの壁面等には、蔓性樹木を植えて壁面を緑で覆う工夫も必要であろう。それは緑量の増加につながり、コンクリートジャングルが緑のジャングルに変わって、潤いある都市環境の創出に貢献することになる。

このように考えてくると、東京の街には容易に緑をふやす手法や余地が多くあることがわかるのである。緑の倍増計画の主役は、都市公園1人当りの面積の増加であることは論をまたないが、上述のように、道路や建築物、学校等の緑化を促進することも、緑倍増の重要な要件であり、東京を「みどり溢れるまち」「みどりに囲まれたまち」にするための決め手であることを強調し、緑倍増に対する提言とするものである。

Ⅲ 防災と緑（点・線・面の緑のネットワーク）

東京では明治13年から昭和4年までの50年間に、震度5以上の地震が実に14回も発生しているが、これは3～4年に1回の割合で発生したことになり、世界の地震国の中でも、極めて高い発生率である。勿論この中には大正12年9月の関東大地震も含まれている。ところが、昭和5年以降今日に至るまで、54年も経過しているにもかかわらず、東京では震度5以上の地震が一度も発生していない。（図-2参照）このことは、地震のエネルギーが逐次蓄積されていることを意味しており、関東大地震が起こってから今年ですでに60年を経過し、しかも関東大地震が安政2年の江戸の大地震から68年目に起こった事を考えれば、いわゆる大地震周期説の限界に近づいていることが予想され、東京はいつ大地震が起きるかもわからない状況におかれているのではないと思われる。

図-2 東京地区における震度5以上の年譜表



関東大地震は、死傷者25万人、家屋の被害は70万戸を超え、当時の大都会における災害の恐怖は、いまだに語りつがれている程のすさまじいものであった。当時の東京は人口250万人であったのにこのような大きな災害となったが、60年を経過した今日では、東京を中心とする首都圏は2,500万人を抱えるマンモス都市となり、関東大地震と同規模の地震が起これば、その被害は想像を絶するものがある。昭和53年6月に発表された「東京区部における地震被害の想定に関する報告書」によれば、その被害想定は次のような膨大なものとなる。

焼失面積 23区の $\frac{1}{3}$ 罹災者 350万人 死傷者 10万人

以上の算出数字の他に、超高層ビルや網の目状の地下街の被害等、あるいはその時起こるであろうパニック状態に関しては、まったく未知の分野であって、予測すら出来ないといわれている。

東京は今や、日本の政治経済の中心・メトロポリスであるばかりでなく、世界で有数の巨大都市となった。こうした巨大都市が、ひとたび大地震の来襲を受けた時の被害を、最少限度にとどめるための研究・実験などが、行政サイドに於いても、研究機関に於いても、それぞれ真剣にとりあげられており、また災害に対する諸施策も着々進められている。

東京都は「マイタウン東京構想」実現のための「東京都長期計画」を策定し、昭和58年度から本格的な整備を進めているが、なかでも「マイタウン東京構想」の三つの柱の一つである「安心して住めるまち」の建設を最重要課題としている。その中で、市街地の不燃化と共に、延焼防止、避難場所のためのオープンスペースの確保が強調されている。

しかしながら、延焼防止にしる、避難場所にしる、これらはすべて防火機能を有する樹木が主役とならなければ十分な効果は発揮出来ない。防災都市づくりには「緑」は欠かすことの出来ない重要な要素であって、防災に対する点・線・面の緑のネットワーク、すなわち、緑に囲まれた一時避難場所、避難路、防災緑地（避難場所）の確保が必要である。

1. 国及び都における防災対策

(1) 都市計画中央審議会の答申

都市計画中央審議会は、昭和54年8月20日「今後の都市公園等の整備と管理のあり方について」の報告をまとめ建設大臣に答申した。この答申は、安全な都市づくり、良好な都市環境の形成、スポーツ・レクリエーション需要への対応等について重要施策をあげているが、なかでも都市公園の災害時における防災機能を重視して、防災公園を緊急に整備することを強調している。報告書中の防災公園に関するものを抜萃すると次のとおりである。

イ. 今後の都市公園等の整備の方針

都市公園は、良好な都市環境を形成し、都市公害を緩和し、災害時の避難場所を提供するばかりでなく、児童、青少年には健全なスポーツの場を、老人には憩の場を、市民には文化とコミュニケーションの場をといた、多様な機能を果たすオープンスペースとして極めて重要な役割を果たしている。今後の都市公園の整備にあたっては、当面次の諸点に重点を置いて施策を進めるべきであるとして、7項目をあげているが、その第1項で、「大震火災時における防災対策を充実させるため、避難地、避難路としての機能を有する都市公園の整備を推進すべきである」としている。

ロ. 早急に構ずべき施策

<防災公園の緊急整備>

既成の都市における大震火災としては、同時多発火災の発生した場合の被害を、最少限度にとどめるための避難・救援に関する諸施策が実施される必要がある。特に人命尊重の観点から、避難地、避難路を緊急に整備することが、国民の安全性に対する要求の高まりのなかで近年強く要請されている。

● 面積等の要件

防災公園の面積は、10ヘクタール以上の公園又はこれに接続する幅員が10メートル以上の緑道とし、施設要件としては、一般の公園施設を防災性

の向上に配慮しつつ整備するほか、備蓄倉庫、貯水槽等の防災のために必要な一定の施設を整備する。

● 用地取得に対する特別の助成措置

防災公園は、既成市街地内の地価が比較的高水準のところでは、しかも大規模な面積を確保して整備されるものであり、地方公共団体の財政を大きく圧迫する要因を有する。したがって、その整備を図るためには、これに対して国が特別の助成措置を構じて、整備の促進を図ることが必要である。このような観点から、現行の補助率3分の1を2分の1に引き上げるべきである。なお防災公園に係る用地取得の困難性を克服するため、工場移転地、国有地等を優先的に防災公園として活用するほか、市街地開発事業等の手法による都市公園整備に積極的に取り組むべきである。

● 整備にあたって配慮すべき事項

- ① 防災公園は、災害対策基本法に基づく地域防災計画、及び大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画との整合性が十分図られたものとすべきである。
- ② 防災公園の機能を効果的に発揮させるため、避難路の整備を推進する必要があるが、この場合、防災公園の整備とあわせて周辺の再開発を行い、避難路の確保を図るほか、周辺街路との計画上の整合性に十分配慮しつつ、避難路としての緑道及び街路の整備に努めるべきである。
- ③ 防災公園の外縁部には緑地帯を設け、火災による輻射熱を遮断することとするほか、周辺の建築物の不燃化措置をあわせて構ずることにより、十分な安全性を確保すべきである。
- ④ 当面の措置としては、広域避難地としての機能を有する防災公園の緊急な整備を図ることとするべきであるが、長期的には一次避難地としての機能を有する地区公園程度の都市公園の整備もあわせて推進し、防災的機能を有する都市公園全体の体系的な整備を図るべきである。

(2) 東京都震災予防計画（昭和58年度～62年度）

東京都は、マイタウン東京構想の基本目標である「安心して住めるまち」の実現をめざして、東京を災害に強いまちにつくりかえていくため、今後、東京都が実施すべき震災対策の具体的目標と方向づけを行うために、東京都震災予防条例に基づいて、「東京都震災予防計画」（昭和58～62年度）を策定し、昭和58年7月に発表した。この中の防災公園に関連のあるものを抜萃すると次のとおりである。

イ. 防災都市づくり

<オープンスペースの確保>

震災時における火災の延焼防止と避難者の安全確保を図るため、市街地の中にオープンスペースを確保することは、震災に強いまちづくりを進めるうえで、極めて重要な課題である。このような機能を果たす空地としては、公園・緑地等のほか、耐火建物群で囲まれた空地等が考えられる。このうち大規模なものについては、避難場所として指定している。また、小規模なものについては、一時集合場所や地域の防災活動の拠点として利用することが出来る。

このため、都では、公園・緑地等公共空地の確保につとめており、昭和58年4月現在、区部における区民1人当りの公園・緑地面積は、2.62平方メートルとなっている。今後も、公園・緑地の整備、拡張を積極的に図っていくとともに、工場等跡地の買収や基地跡地等の利用により、有効なオープンスペースの確保に努めていく。

表一31 公園の現況

（昭和58年4月1日現在）

区分	都立公園	区市町村立公園	その他 (国民公園等)	計	1人当り面積
都全域	1,078 ha	1,581 ha	753 ha	3,412 ha	2.93 m ²
うち区部	597	1,001	583	2,181	2.62

表一32 「オープンスペースの確保」の計画事業費

(昭和58年度～60年度)

種 類	事 業 名	事業費	所 管 局
公園の整備	都市公園の整備	91,812 ^{百万円}	建設
	公園・緑地用地の先行買収	15,207	都市計画
	海上公園の整備	8,900	港湾
	工場等跡地の買収	25,192	都市計画
	跡地利用によるオープンスペースの確保	—	
緑地・農地の保全	保全緑地の公有化	5,123	都市計画
	農地の保全	—	労働経済
小	計	146,234	

● 公園の整備

① 都市公園の整備

都市公園は、良好な都市環境の形成、スポーツ・レクリエーション等の機能とともに、震災時における避難場所や、延焼を防止するオープンスペースとして防災上果たす役割は極めて大きい。このため、防災都市づくりの一環として、市街化区域内の都市公園を積極的に整備し、都市の安全性の向上を図る。

表一33 事業目標

事業目標	58～62年度計画		
	57年度末現況	規 模	事業費
(58～65年度)			百万円
区部及び多摩市街化区域	開園面積 819.4ha	整備面積 148.3ha	91,812
・整備面積 261.4 ha			
〔区部 166.9 ha	〔区部 597.0ha	〔区部 87.0 ha	
〔多摩 94.5 ha	〔多摩 222.4ha	〔多摩 61.3 ha	

② 公園・緑地用地の先行買収

公園・緑地整備を促進するため、都市計画決定された公園区域内の土地について、防災都市づくりを進めるうえで必要性の高いものを重点的に先行取得する。

表一34 事業目標

事業目標		58～62年度計画		
		57年度末現況	規模	事業費
(42～75年度)				百万円
取得面積	208.6 ha	140.0 ha	17.0 ha	15,207
〔区部〕	78.0 ha	〔区部〕 42.7 ha	〔区部〕 8.7 ha	
	〔多摩〕 130.6 ha			

③ 海上公園の整備

海上公園は、臨海部の自然の回復などのほかに、防災面においても震災時における有効なオープンスペースとして重要な役割を果たしており、既に、避難場所として大井ふ頭その1、夢の島などを指定している。今後、避難場所や防災活動の拠点等防災上の利用を十分考慮しながら整備の促進を図る。

表一35 事業目標

事業目標		58～62年度計画		
		57年度末現況	規模	事業費
(47～75年度)		(整備面積)	(整備面積)	百万円
海浜公園	115.8 ha	25.4 ha	23.5 ha	8,900
(水域を除く)		〔13号地, 大井ふ頭 など〕	〔15号地, 大井その 2など〕	
ふ頭公園	78.0 ha	34.2 ha	11.9 ha	
		〔晴海ふ頭, 大井ふ 頭など〕	〔大井ふ頭, 13号地 その2など〕	
緑道公園	109.4 ha	56.9 ha	32.9 ha	
		〔辰巳, 大井ふ頭な ど〕	〔大井ふ頭, 14号地 など〕	
計	303.2 ha	116.5 ha	68.3 ha	

● 工場等跡地の買収

都は昭和39年以来、市街地の再開発用地は、公園、道路、住宅等の施設整備の用地として、工場等跡地の先行買収を実施している。昭和57年度までの買収地の利用状況は表—35のとおりである。

今後も、防災都市づくりを推進するうえで必要性の高いもの、あるいは都市計画的見地から、将来の再開発の拠点として確保しておく必要性の高いものを重点的に取得する。

表—36 事業目標

事業目標	58～62年度計画		
	57年度末現況	規模	事業費
(39～62年度)			百万円
取得面積			
364.4 ha	344.5 ha	19.9 ha	25,192

表—37 工場等跡地で取得した土地の利用状況 (昭和58年3月末現在)

区分	江東防災拠点再開発用地	再開発用地	公園緑地用地	都営住宅用地	その他の施設用地	道路用地	その他	計
面積ha	80.2	51.4	36.5	43.5	124.5	3.1	5.3	344.5
構成比%	23.3	14.9	10.6	12.6	36.2	0.9	1.5	100

● 跡地利用によるオープンスペースの確保

① 基地返還跡地の利用

基地跡地の多くは市街地内にあり、都内に残された貴重なオープンスペースである。既に返還された跡地は、11か所約1,116ヘクタールであり、都はこのうちグランドハイツ住宅地区等4か所約24ヘクタールを避難場所として指定している。

都はこれら跡地を長期的、広域的観点から、公園の確保等の生活環境整備と合わせ、防災に役立つ跡地の利用計画を作成し、事業の推進に努

めている。

表一38 都内返還基地一覧

(昭和58年3月末現在)

返還基地名	所在地	面積ha	利用内容	備考
キャンプ王子	北 区	12.2	公園, 心身障害児(者)施設など	避難場所
武蔵野住宅地区	武 蔵 野 市	13.3	公園, 市庁舎, 教育施設など	〃
キャンプ朝霞	練馬区(埼玉県朝霞, 和光, 新座各市)	35.2	公園, 小・中学校, 高校など	〃
グラントハイツ住宅地区	板橋区, 練馬区	183.2	公園, 住宅, 小・中学校など	〃
立川飛行場	立川, 昭島, 国分寺, 国立各市	573.3	大規模公園, 広域防災基地など	
関東村住宅地区及び調布飛行場	三鷹, 府中, 調布各市	198.1	利用計画策定中	
その他大和空軍施設など5か所	—	100.9	—	「一部返還区域」を含む
計	—	1,116.2	—	

(注) 関東村住宅地区及び調布飛行場の1か所を除き国有財産中央審議会の答申が示されている。

② 筑波移転跡地の利用

筑波研究学園都市への国の機関の移転は、昭和54年度に完了している。都内の移転跡地は、39か所約132ヘクタールであり、都はこのうち東京教育大学跡地等7か所約24ヘクタールを避難場所として指定している。

これらの跡地の大半は市街地にあるところから、都は防災面を考慮し関係区市と協議して、公園・広場を中心とした地域の環境整備のための利用計画を策定し国へ要望した。今後も、跡地を利用する施設の具体的な整備内容について、防災上の利用効果を高めるよう、国及び関係区市

に働きかけていく。

表—39 筑波移転跡地一覧

(昭和58年3月末現在)

移 転 機 関 名	所 在 地	面積ha	利用内容	備 考
東京教育大学 本 部	文 京 区	6.4	公園, 体育館など	避難場所
” 農 学 部	目 黒 区	6.8	公園, 高校など	
” 祖師谷農場	世 田 谷 区	8.9	公園, 高校など	避難場所
農 業 技 術 研 究 所	北 区	3.1	公園, 防災セン ターなど	避難場所
蚕 糸 試 験 場 本 場	杉 並 区	4.2	公園, 小学校など	
林 業 試 験 場 本 場	目黒区, 品川区	12.1	公園	
機 械 技 術 研 究 所 東 村 山 分 室	東 村 山 市	21.2	公園, 小学校など	
公害資源研究所浮間分室	北 区, 板橋区	11.1	下水処理場(地 上は公園)など	
その他東京教育大学体育学部 (渋谷区) など31か所	—	57.9	—	避難場所 4 か 所
計	—	131.7	—	

- (注) 1. 備考欄の避難場所4か所：東京教育大学光学研究所(新宿区), 建築研究所(新宿区), 電子技術総合研究所(千代田区), 国土地理院(目黒区)。計5.7ha。
2. 東京教育大学板橋宿舎(板橋区)1.8haを除いて国有財産中央審議会の答申が示されている。

● 緑地・農地の保全

① 保全緑地の公有化

都市近郊の緑地は、住民の健全な生活環境を確保するばかりでなく、大地震時の火災の延焼防止のための遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として重要な役割を担っているものが多いが、これらの地域も放置すれば無秩序な市街化が進行する可能性が大きい。このため、首都圏近郊緑地保全区域^{*}等の緑地で、防災上からも維持していくことが必要な緑地について先行取得する。

表一40 事業目標

事業目標	58～62年度計画		
	57年度末現況	規模	事業費
(46～75年度) 首都圏近郊緑地保全区域等			百万円
取得面積 421.6 ha	181.4 ha	40.1 ha	5,123

* 首都圏近郊緑地保全区域等：首都圏近郊緑地保全区域（滝山など3か所 1,477 ha）、緑地保全地区（代々木など5か所 81.9 ha）及び、首都圏近郊緑地保全区域に準ずるもの（霞丘緑地系など3か所）をいう。

② 農地の保全

市街化区域内における農地は、良好な環境の確保はもとより、防災上においても火災の延焼防止、発生時の被災者への鮮食料供給等重要な役割を担っている。したがって、これらの生産機能や環境防災機能のすぐれた市街化区域内農地を計画的に保全するため、生産緑地地区の指定や、一定規模以上の農用地には優良集団農地の指定を行い、市街地のオープンスペースの確保と良好な都市環境の形成を図る。

表一41 農地等の指定状況

区分	57年度末指定状況	58～62年度計画
(49年度～) 生産緑地地区の指定	505 ha 〔区部 69 ha 多摩 436 ha〕	農地所有者に対し申請をするよう働きかけ、指定の拡大を図る。
(46年～65年度) 優良集団農地の指定 (目標) 1,638 ha	957 ha 〔区部 67 ha 多摩 890 ha〕	425 ha (毎年85haの指定を行う)

表一42 都における耕地面積の推移

(各年8月1日現在)

区分	47年	50年	56年
耕地総面積	19,299 ha	14,557 ha	13,100 ha
うち市街化区域内のもの	14,772 ha	9,349 ha	8,856 ha

＜避難場所・避難道路＞

震災時においては、まず行政と住民が一体となって、出火防止、初期消火等被害の軽減のために全力を尽くすことが重要である。しかしながら、地震火災が拡大し、生命に危険がおよぶような場合には避難が必要となる。そのような事態に備えて、あらかじめ安全な場所や道路を確保しておく必要がある。

このような考え方から都は、特別区の地域を対象に、現在までに134か所の避難場所を指定した。指定にあたっては、大震火災時における放射熱からの安全性を考慮し、市街地状況に応じた有効面積のとれる場所を対象とした。また避難道路については、現在までに195路線、総延長285キロメートルを指定した。指定にあたっては、避難場所への距離が長い地域、又は火災の延焼危険の高い地域で、道路の幅員は原則として15メートル以上のものを対象とした。今後、避難場所周辺の市街地の状況等の変化及び遠距離の解消などの視点から、避難場所・避難道路の改訂を行う必要がある。

● 避難場所・避難道路の見直し

現在指定している134か所の避難場所のうち、避難場所までの距離が3キロメートル以上の「遠距離避難地域」が区部面積の7.6%（約4,400ヘクタール）存在していることや、避難場所周辺の市街地の状況の変化などから、避難場所の見直しを行う必要がある。このため、昭和58年度に各避難場所の現況調査及び安全性の検討に関する調査を実施する。この調査結果に基づき、現行避難場所の安全性の検討、新規避難所の選定、避難圏域の地区割当計画の変更など全体的な見直しを行う。

また、避難道路についても、現況調査等を行い、避難場所の改訂、沿道の整備状況等を踏まえて全体的な見直しを行う。

＜被害想定・地域危険度に関する調査研究＞

地震による被害の発生態様や被害程度の予測並びに地震に対する地域ごとの危険度を把握しておくことは、震災対策を効果的に推進するうえでも極めて重要である。特に、震災時の救援・救護活動や、地震被害を軽減するた

めの計画策定に当っては、想定される被害の定量化が必要である。このため東京都防災会議地震部会は、昭和40年以来地震被害の想定に関する調査研究を進めており、昭和53年に「東京区部における地震被害の想定に関する報告書」として取りまとめ公表した。

また長期的な防災都市づくりの推進にあたっては、地域の特性を明らかにし、それに応じた効果的な対策を講ずる必要があり、都においては、地域危険度の測定調査を昭和47年度から実施し、昭和50年には区部、55年には多摩地域の「地震に関する地域危険度測定調査報告書」を公表している。今後も震災対策を総合的かつ効果的に進めるためには、東京の都市環境の変化に対応し、被害想定及び地域危険度に関する調査研究を継続して実施していく必要がある。

● 被害想定調査研究

昭和53年6月公表の「東京区部における地震被害の想定に関する報告書」は、関東地震(1923年、M7.9)級の地震を想定し、地震被害の様相について、計量化が可能なものを取りあげて報告したものである。しかし、非木造建築物の損壊、ブロック塀の倒壊、落下物による被害等、1978年宮城県沖地震の際に問題とされた項目が欠落しているなどの課題が残されている。また、被害想定の基本となっている市街地状況等も、昭和48年前後のものであり、より新しい時点の想定が必要である。

このため、区部についてはその後の市街地状況の変化や震災対策の実施状況等を考慮し、見直しのための調査に着手する。多摩地区については、現在、同様の調査を実施中であるが(昭和59年度公表予定)、区部の被害想定で残された課題もできる限り取り入れる方針で実施していく。

〔事業費 1億6千7百万円〕

● 地域危険度測定調査

「地域危険度」とは、地震に関する地域ごとの危険度を科学的に測定するものであり、震災予防条例に基づき、おおむね5年ごとに測定及び公表

を行うことになっている。この調査の目的は、①防災都市づくりの指標とする、②震災対策事業を優先的に実施する地域を選択する際の参考とする、③震災に対する都民の認識を深めることにある。

これまで、昭和50年に区部、昭和55年に多摩地域の「地震に関する地域危険度測定調査報告書」を取りまとめ公表してきた。また、昭和56、57年度において、区部の2回目の調査を行い、昭和58年度に公表の予定である。今後は、多摩地域についても、区部と同様に第2回目の調査を行う。

表一43 東京区部における地震被害の想定 (昭和53年6月15日東京都防災会議公表)

ブ ロ ック	区	木造建物全壊 (率%)	火 災 (N N W 300)		パ ニ ッ ク 危 険 の 高 い 箇 所	人 的 被 害			
			焼失面積 (率%)	焼 失 木造棟数		罹 災 者	罹災世帯	死者	負傷者
1	棟 (%)		km ² (%)	棟	カ所	人	世帯	人	人
	千代田	499(4.0)	0.70(6.1)	759	0	9,048	2,685	132	249
	中央	757(4.0)	0.44(4.4)	825	0	11,377	3,448	172	322
	港	1,606(5.1)	2.27(11.9)	3,760	0	45,694	15,977	469	854
	小 計	2,862(4.5)	3.41(8.4)	5,344	0	66,119	22,110	773	1,425
2	新宿	500(0.9)	6.40(35.5)	19,286	0	134,505	53,802	1,259	2,228
	文京	665(1.8)	4.35(36.1)	13,349	0	85,115	31,524	914	1,632
	渋谷	971(2.4)	2.34(15.5)	6,307	0	55,489	22,375	536	972
	豊島	500(0.9)	3.40(23.2)	12,624	1	83,111	34,921	857	1,535
	小 計	2,636(1.4)	16.47(27.5)	51,566	1	358,220	142,622	3,566	6,367
3	品川	1,139(1.7)	7.54(38.6)	25,425	0	154,915	58,239	1,679	2,948
	目黒	681(1.4)	0.35(2.4)	1,135	4	18,027	6,907	180	337
	大田	6,874(5.7)	18.46(44.3)	53,667	6	374,231	129,492	3,764	6,457
	世田谷	2,198(1.8)	26.23(45.7)	57,449	1	370,489	138,760	3,618	6,215
	中野	525(0.9)	10.34(65.7)	37,529	1	248,507	101,847	2,324	4,042
	杉並	1,045(1.1)	13.98(41.7)	39,953	3	244,828	96,011	2,522	4,377
	板橋	932(1.2)	11.65(36.3)	28,130	0	188,885	65,585	1,824	3,424
	練馬	1,303(1.3)	31.20(60.0)	60,612	2	340,949	114,412	3,711	6,369
		小 計	14,697(2.1)	119.75(44.9)	303,900	17	1,940,831	711,253	19,622
4	台東	2,794(6.8)	1.83(18.3)	7,587	0	73,939	24,729	829	1,485
	墨田	6,671(13.0)	2.34(16.9)	8,673	3	103,649	32,189	1,195	2,119
	江東	8,350(16.3)	3.28(10.9)	5,611	2	122,880	38,520	1,307	2,516
	荒川	5,720(12.9)	2.00(19.4)	8,602	1	95,711	32,226	1,088	1,934
	小 計	23,535(12.5)	9.45(14.7)	30,473	6	396,179	127,664	4,419	8,054
5	北	2,522(3.9)	4.36(21.2)	13,713	0	127,598	46,569	1,160	2,059
	足立	5,595(5.8)	11.61(21.8)	21,113	2	212,800	64,066	2,009	3,578
	葛飾	5,152(6.1)	10.58(31.2)	26,378	8	214,659	68,375	2,259	4,073
	江戸川	5,224(6.0)	10.86(24.0)	20,782	1	182,774	57,840	1,867	3,301
		小 計	18,493(5.6)	37.41(24.5)	81,986	11	737,871	236,850	7,295
	合 計	62,223(4.3)	186.51(32.5)	473,269	35	3,499,220	1,240,499	35,675	63,026

2. 防災に対する緑の効果

(1) 過去の震災時における樹木の防火効果

関東大地震においては、公園の樹木が防火壁となって猛火を防いだことは数多く報告されている。このような樹木の防火帯がなかったなら、前述の関東大地震による被害はさらに大きくなったと思われる。当時の東京市の公園は、総数僅か31ヶ所、面積約194ヘクタールで、市民1人当りの公園面積は約0.7平方メートルという世界の大都市中最低の公園面積であったが、このような貧弱な公園数でありながら、火災に対して人命救助や避難場所としての果たした役割は絶大であったといえる。

例えば、浅草公園の周辺が猛火につつまれたにもかかわらず、浅草観音堂とその附属物が類焼をまぬがれたのは、浅草公園および浅草寺本坊の伝法院庭園の植樹帯が防火の役目を果たしたからであり、また、本所陸軍被服廠跡と深川岩崎邸（現清澄庭園）は、共に面積約4ヘクタールと同面積でありながら、被服廠跡は樹木の1本もない単なるオープンスペースであったために、約3万人の避難者が全員焼死し、一方岩崎邸の方は周囲を樹木で囲まれた庭園のため、2万人全員が助かっている。この両者の決定的な差は樹木の存在であって、岩崎邸に避難した人々が無事だったのは、庭園の周囲の樹木が防火帯を形成したからである。このことは、避難場所は単にオープンスペースであればよいというのではなく、相当量の樹木で囲まれていることが極めて重要であり、且つ必須条件であることを立証するものである。

(2) 樹木による焼止り効果

樹木の存在は、火災の焼止りにおいても大きな効果をもたらすものである。関東大地震の際の樹木による焼止り線の地理的状态をみると、外部焼止り線においては、上野公園、芝公園、後楽園、日枝神社等の公園が存在する地域であり、内部焼止り線は、浅草公園、岩崎邸、松浦邸等公園、大邸宅で内部に樹木が存在していたところで、樹木による焼止りの効果は大きく、多くの人命を

救っている。樹木が効果があったとみられる過去の代表的な大火を調べた報告（51年度建築研究所年報「樹木の防災効果」岩河信文）によると表-44のとおりである。

表-44 過去の大火事例と焼止り効果

大火の名称	焼止り状況			備考
	総延長 (A)	樹木関連(B)	B/A	
関東大震災	64,500 m	21,500 m	33.3%	福井地震
静岡	3,880	980	25.4	
福井	5,400	2,600	48.1	
鳥取	8,400	4,200	50.0	
新潟	4,650	950	20.4	
平均			35.4	台風22号

以上の表に見られるように、樹木による焼止りが、焼止り総延長の35.4%にのぼり、かなりの効果のあることを示している。

樹木の防火機能についてみると、一般的に木片は260℃程で引火危険となり、約490℃で自然発火するといわれているが、建設省建築研究所での実験結果では、木片（杉板10cm×10cm）は5,000 kcal/m²hで5分ほどで発火したが、樹木では10,000 kcal/m²hの熱では1時間経過しても発火せず、変形および変色が見られただけである。また樹木全体の焼き方は、前面（熱に対しての部分）に着火してもすぐに立消え、樹木全体が連続して燃えることは稀である。このように発火に要する熱量が高いこと、それ故に発火する迄に時間がかかり、しかも火がついても次々と立消えるという自消性があるという特性が、樹木の防火機能を高めている要素と思われる。

(3) 熱気流を阻止する効果

大火災の場合、避難広場の安全性を確保するためには、輻射熱以上に火流のもらす熱気流を阻止しなくてはならない。大火の際は、火の粉、熱風、煙などが熱気流として数百メートルの範囲を覆うのが普通である。このように避難

広場に火流が直撃した場合、その熱気流及び火流を上空に跳ね上げて分流させることが、その避難広場を火災から守るために最も必要なことであるが、樹木の存在は、このような熱気流を上空へ跳ね上げる機能を持っていることが、過去の大震災火災によって実証されている。即ち、樹木は自らがたわむと同時に、多数の木の葉で熱気流及び火流を受けとめるので、樹木の背後ではその勢いが弱められ、その上火の粉、熱風、煙は樹木に吸収される。酒田大火の際、酒田市相生町が無傷だったのは、火焰に対して立ちならんだ10か所の寺院の樹木数百本が、火の粉に覆われるたびに孤を描いてたわみ、火の粉を上空へそらせた事が大きな理由であった。

3. 「点」・「線」・「面」災害避難 時における緑のネットワークの実状

(1) 都の計画概要

避難場所（広域避難地）は大地震時の市街地大火からの放射熱に対し安全な不燃空間を大規模公園等として確保しようとするもので、これは、「東京都震災予防条例」（昭和46年10月23日条例第121号）第37条[※]に基づく避難場所に相当するものである。

※東京都震災予防条例第37条

1. 知事は、震災の発生時に都民を安全に保護するため必要な避難場所の確保に努めなければならない。
2. 知事は避難場所を指定したときは、救援活動を円滑に行なうため必要な給水施設及び備蓄のための施設の整備に努めなければならない。
3. 知事は公営住宅（改良住宅を含む）を建設するときは、広場の確保に留意し、その防災機能の充実に努めなければならない。

同施行規則第6条

条例37条第1項に規定する避難場所は、次に掲げる条件に満たしていなければならない。

1. 周辺の市街地構成の状況から大震火災時のふく射熱に対して安全な面積を有すること。
2. 避難場所の内部において震災時に避難者の安全性を著しくそこなうおそれのある施設が存在しないこと。

と記されており、これに基づいて計画の目標として区部全体の市街地状況を勘案のうえ次のとおり定められている。

- ① 広域避難地は、原則として10ヘクタール以上の公園等とし、大地震時の市街地大火からの放射熱に対し安全な面積（これを有効面積という）を有すること。
- ② 収容人口は避難有効面積に対して、1人当たり1㎡ないし2㎡を確保し

て算定し、地区割当てには、町丁目境、町内会、自治会境を考慮する。

③ 避難圏域は、おおむね周辺2 km圏の地域であること。

現在134か所の避難場所が指定されているが、避難場所が3 km以上の「遠距離避難地域」が区部面積の約7.6%（約4,400 ha）存在している。

次に避難道路（避難路）は前述の避難場所と同じく「東京都震災予防条例第38条」に

① 知事は震災の発生時に都民を避難場所に安全に避難させるために必要な道路の確保に努めなければならない。

とあり、計画の目標として次のようなことを掲げている。

① 避難路は、広域避難地に通じる道路または緑道であること。

② 避難路の幅員は、道路にあっては15 m以上、緑道にあっては10 m以上とする。（但し該当する道路がない場合は幅員7.5 m以上）

③ 避難路の広域避難地からの延長は、原則として、おおむね3 km以内とする。

避難場所への避難方法は、任意の通路を利用して避難することを原則とするが、上記の計画目標③に該当し得ない3 km以上の地域、または、火災による延焼の危険性が著しい地域には、避難道路を指定している。これは主要な避難経路をあらかじめ明らかにすることによつて、円滑で安全な避難を誘導するためであり、現在37避難場所について避難道路55系統、195路線、総延長285キロメートルの指定をしている。現在、都が指定している避難道路は、避難路の一部に相当するものであり、計画としては避難路として、主要幹線道路を主体に、おおむね2～3キロメートル間隔に配置されることになっている。

以上は建設省所管に係る防災対策緊急事業計画として東京都が作成した避難場所、避難路の整備を主体とした10か年の事業計画としてのあらましである。

これ等の計画のとりまとめとして、東京都が中間的に示した昭和58年6月の概要報告に集録されている避難場所、避難道路をみると、前述のように都内23区内

の指定避難広場 134 か所の図-3, 表-45の如く, 地域住民(夜間人口)の人口比で最低1人当り 8.84 平方メートル最高 53.9 平方メートルの面積が確保されるようにプロットされ, これによれば区内全域がほぼ完全にフォローされ, 区民の非常時の安全は一応確保されているように思われる。指定された避難場所には表示看板が立ち, 利用区域と場所内の明細の案内図が記されている。またこれらに至る指定避難路網も大体において確保されつつあり, 計画は着実に実行されているものようである。

(2) 実態調査はなぜ行ったのか

ところが今回, 当協会の防災緑地特別委員会の作成による, 5 ha以上の都内の公園, 緑地約90か所のみによる2キロ圏のプロット図によると, 都指定の避難場所 134 か所のプロット図との間に可成りの差異が生じ, どうしてもフォローし得ない空白の地域が出てくることがわかった。もっともこの双方ともにそれぞれに問題を包含していることはいなめない。例えば災害は昼夜を問わず生ずる可能性があるにもかかわらず, 都の指定は, 夜間人口による居住人口を収容面積に見合うように割り振り, 最遠の地点を3キロメートル位としてプロットしているため, 図上においては自宅の目と鼻の先に指定避難地がありながら, 自己の指定された避難場所は1キロも2キロも先となっており, しかもその途中には橋あり, 広幅員の危険な国道等があるというような不都合が生じている。一方特別委員会の図においても, 各拠点よりの2キロ圏の円を画きその中の人口密度を余り考慮に入れていないため, 場所によってはその拠点の収容可能人口をはるかにオーバーしてしまうようなこともあり得るのである。

しかしいずれにせよ, 都民にとっては避難路は「任意の判断によってえらべ」とされる以上, 有時の際とっさに任意の判断を下せるいわゆる土地カンを持ち得る行動範囲は, 自宅を中心とする小学校の通学圏とでもいえる, せいぜい数百メートルの範囲と考えられる。とりあえず自宅から数百メートル内の一時安全と判断される場所へ退避し, 次の判断行動へと移るのが通常である。この一時避難地, 或は一時集合地を我々は「点」と呼び, この点から避難路すなわち

(3) 実態調査の現状報告

㊦ 個所名の前の番号は表-45(図-3)による都指定の避難か所の通番である。

⑪ 東京水産大学・港南団地 (24.7ha 有効面積 8.7ha)

1. 避難場所

状 況

区域は東京水産大学と港南団地、港南小・中学校であるが、中央を巾員20メートル道路で南北に分断されている。東側は首都高速道路1号線に接し、その先は陸上自衛隊芝浦分屯地、運輸会社等の敷地となっている。南側、北側は巾員90メートルの高浜運河に接し、北側は巾員30メートルの道路に接している。

A. 東京水産大学

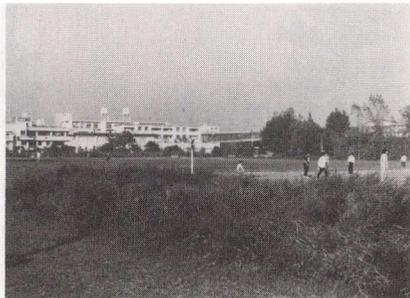
東側にあるグラウンドが避難地として利用出来るが、面積は約1.6ha外周に高木がちらほらある程度で、遮断林が必要であり、植栽する余地は充分にある。しかしながら面積が少ないため、かりに避難地として利用出来ても少数の人員しか収容出来ない。校舎間には若干の空地があるが、樹木は少なく狭少で避難地として不可。進入路は正門入口のみで、周囲は万年塀と金網柵によって囲まれている。

B. 港南団地

居住棟間は約24メートルあって低木、中木が密生している。団地西側は約20メートルの道路をへだてて、不燃化倉庫群が並び、東側、南側、



水産大学案内図



水産大学グラウンド

北側は道路で囲まれている。避難地として利用出来るところは棟間のみで、せいぜい団地住民を収容する程度である。

C. 港南小，中学校

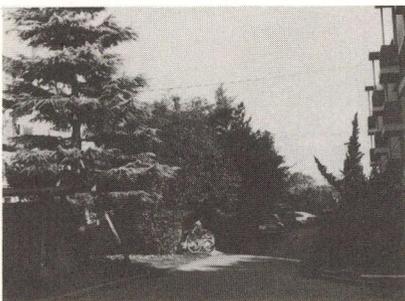
港南団地の東側に位置し，周囲を道路で囲まれ，校舎の南側に約0.6 haのグラウンドがあり，避難地として利用するとすればこのグラウンドのみであるが，周囲に樹木は全くなく，遮断林が必要。特にグラウンド南側は木造家屋が若干あるので樹林帯が必要であるが，面積が狭小なので有効な利用は期待出来ない。

2. 避難路

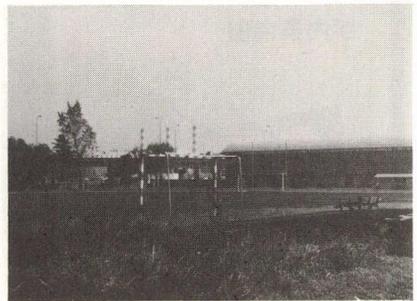
都指定の避難路は設けられていないが，本避難場所は不燃化倉庫群，運河に囲まれ，周辺からの避難場所への進入路の状況は緑量は少ないが不燃化建築物及び交通量は中程度であるため可能である。しかしながら水産大学南西部方面の500メートル以遠は，住宅密集地で良好な避難路はない。また水路にかかっている橋梁が地震により破壊されれば到達不可能となる。

3. 総合考察

本避難場所の周辺は倉庫群地帯で昼間人口，夜間人口共に少ないと思われる，したがって避難人口も少ないであろうが，避難場所に予定されている水産大学校，港南小・中学校のグラウンドは面積も狭小で樹木は殆んどなく，かりに周辺に遮断林を植栽したとしても，果たして火災時に火勢を防ぎ得るか規模が小さいだけに疑問である。また避難路は都の指定避



港南団地棟間のスペース



港南小，中学校グラウンド

難路はなく、周辺にある運河の橋梁が地震により破壊されれば避難場所への到達は不能となる。

⑫ 高輪三丁目周辺 (17.0 ha 有効面積 3.5 ha)

1. 避難場所

状況

区域はホテルパシフィック、高輪プリンスホテル等の周辺区域(高輪三丁目)と、約400メートル離れている関東閣区域(高輪四丁目)とに分かれており、いずれも国道第一京浜に接している。南側、西側、北側は巾員約7メートルの道路に接し、南側は不燃化構造の建物が若干あるも西側、北側は住宅地である。

A. ホテル群周辺(高輪三丁目)

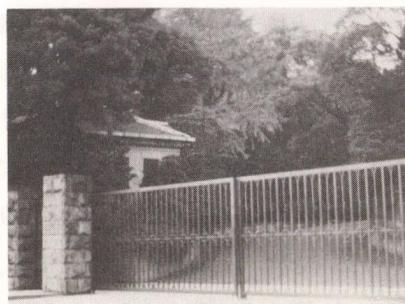
区域内にはホテルパシフィック、高輪プリンスホテル、新高輪プリンスホテル等があり、これらの庭園及港区立「森の遊び場」等がオープンスペースとなっている。ホテル群の庭園は3ホテル合計約1.0 ha程度と思われるが、緑量は㊤程度である。また区立「森の遊び場」は0.3 haで、全域低木、中木、高木が密生し緑量は㊤であるが、区域の半分は急斜面である。



高輪三丁目港区立の遊び場



高輪三丁目ホテル周辺



関東閣入口

いづれにしても本避難場所は周辺からの火勢を防止得たとしても、面積僅か1.3 ha程度では、ホテル宿泊者及び至近住民を収容するのが限度で他区域からの収容は不可能である。

B. 関東閣（高輪四丁目）

区域内の立入りを拒否されたので外周より観察を行なったが、周辺は「しい」「かし」等の相当年数のたった高木で覆われ、緑量は㊦で避難場所としては可であるが、面積が約2.2 haで狭少であることと、進入路が正面一カ所で、おそらく夜間は閉めてあるものと思われるので、避難場所として適切であるとは思われない。

2. 避難路

ホテル群周辺地区、関東閣地区共、都指定の避難路（第一京浜、品川～五反田いづれも巾員30m）に接しているが、緑量㊦、交通量㊦である。

3. 総合考察

ホテル群周辺（高輪三丁目）関東閣（高輪四丁目）共面積が狭少で、都の避難計画人口33,800人を収容することは困難であろう。

③7 国鉄大井工場（9.2 ha 有効面積 3.7 ha）

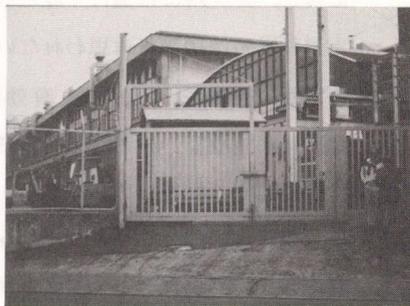
1. 避難場所

状況

区域の南側、西側は片道一車線の道路に接し、東側、北側は国鉄大井工場が隣接している。区域内には品川区総合庁舎、国鉄大井高層アパート、国鉄大井工場が占有し、避難場所として利用出来るのは中心部にあるグラウンド及び団地の棟間の空地のみである。グラウンド面積約1.0 haで樹木は全くなく、三方を工場建物で囲まれ、南側が団地に接している。また団地の棟間は約30メートルで延長約100メートル、遊器具が点在し緑量は極㊦である。グラウンド、団地棟間共面積が狭少で、周囲を工場建物で囲まれ、緑量に乏しく、しかも低地にあるため、火災の際の火焰及び輻射熱を防止することは不可能である。



避難場所案内板



常時施錠してある国鉄大井工場入口

また進入路は二カ所しかなく、一カ所は避難場所区域外の国鉄大井工場の裏門で、工場内を通らなくてはグラウンドに達することは出来ない。しかもこの裏門は常時施錠してある。



国鉄大井工場グラウンド

2. 避難路

本避難地への進入口を有する南側にある巾員約10メートルの道路は、都指定の避難路になっているが、両側は密集した商店街で、地震により倒壊すれば火のトンネルと化す恐れがあり、避難路としての利用は不可能である。

また西側道路にもう一カ所の進入路があるが、この道路は避難路に指定されていない。しかも片側は密集住宅街で、火災時にはこの道路も通行不能となるであろう。勿論両道路とも緑量^㊸で交通量^㊹である。

3. 総合考察

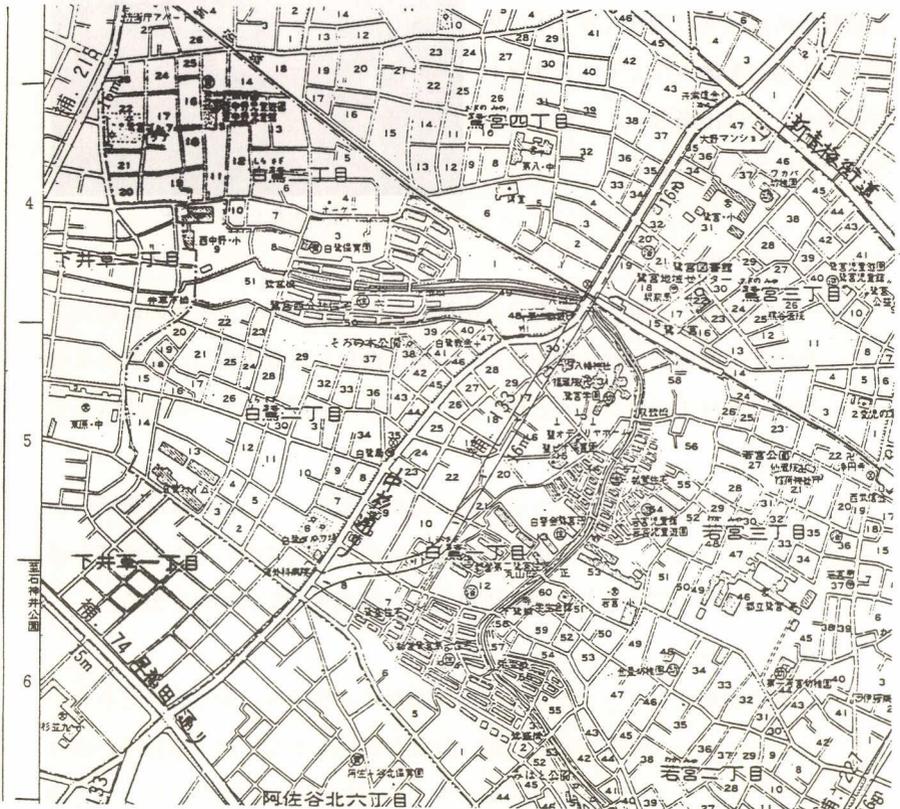
本避難場所はグラウンド及び団地棟間共に面積狭少、緑量極^㊸であり、しかもこれらの避難場所への進入口は2カ所しかなく且つ極めてわかりにくい上に、周辺の道路は巾員も狭く交通量は大で密集商店街、住宅地

に接し、火災時には通行不能となるものと思われる。以上の状況から本避難場所は適当とは思われない。

㉦ 鷺の宮西公社住宅（8.7 ha 有効面積 1.5 ha）

古い都営住宅団地で、妙正寺川をはさんで19棟の五階建住宅が並んでいる。棟間隔は比較的ゆったりととってあり、緑量も植栽後の年数が長いので多く見える。但し植栽樹種にはケヤキ、イチョウ、ナラなど落葉樹が多いので問題である。北側西武線沿いにはフェンスとサンゴジュの高垣があり、立派な防止帯を形成している。シイなどの常緑樹も植栽されているが、日照関係からか極端な枝すかしが行われているので防火効果は殆んどないだろう。

団地南側の境界には1.8メートル高の万代塀がまわされており、容易に進入



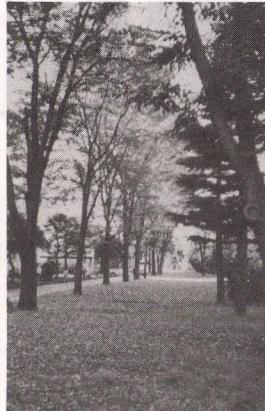
できないと思われる。また、万代堀に沿ってサワラが植栽されているが、これも枝すかしされており防火効果は期待できない。

団地中央を流れる妙正寺川（巾員約15m）は、コンクリートブロックで護岸工がなされており、また、パイプ柵で囲まれている。3カ所に橋が架けられているが、簡易な構造であり、もし地震時に落橋した場合には団地は分断されるだろう。

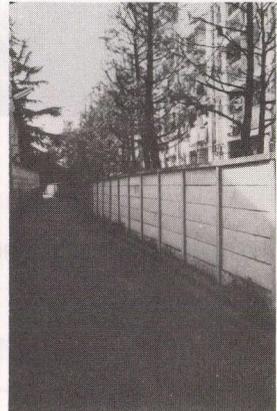
団地周辺の商店街や住宅地も避難場所として指定されているが、木造家屋が密集しており危険である。その中にはオープンスペースも在るが、その殆んどものは駐車場として利用されているので、主旨から考えても好ましくはないであろう。



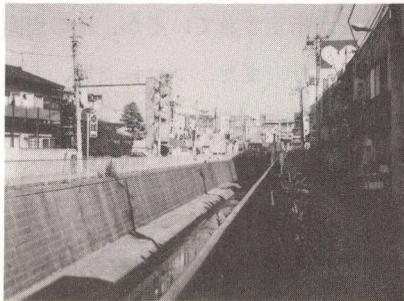
古い都営住宅団地



落葉樹が多い植栽



容易に進入できない万代堀



妙正寺川の周辺は木造家屋が密集している



オープンスペースも駐車場として利用されている



避難場所の表示看板

この避難場所には 13,800 人を避難させることとなっているが、大いに問題があると思われる。

また、避難場所の表示看板が周辺に設置されているが、全て北を上にして画かれており、場所によってはとまどうこともあるだろう。

一時集合場所

区指定の一時集合場所には区立の小・中学校が指定されているが、その周囲は木造住宅の密集地であったり、入口が狭かったり、また、ブロック塀、万代塀、高いフェンスなどで囲まれているものが多いので、非常時の進入に問題がある。一般に緑量も少なく防火効果は望めそうにない。

避難路

幹線である新青梅街道、早稲田通り、中杉通りも道路沿いの建築物は殆んどが木造住宅で、不燃化建築物は少なくしかも連担していないので防火効果は

少ない。街路樹も新青梅街道にアメリカフウ，早稲田通りにトウカエデが植栽されているのみである。歩道巾員は新青梅街道，早稲田通りが2.5メートルで，中杉通りは1.0メートルである。

また，一時集合場所周辺の道路は5.5メートル巾員のものが殆んどで，街路



新青梅街道



早稲田通り

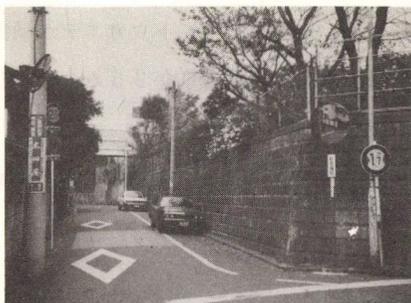
樹，緑地帯はみられないうえ，沿道にはブロック塀，万代塀がかなり見受けられ，火災発生時の避難路とは考えられないものばかりである。

以上が㊦鷺の宮西公社住宅及びその避難区域内の概要である。広域避難場所またそこへの避難路としてはかなり問題点が多いので，近い指定避難場所として下記の三避難場所も踏査した。

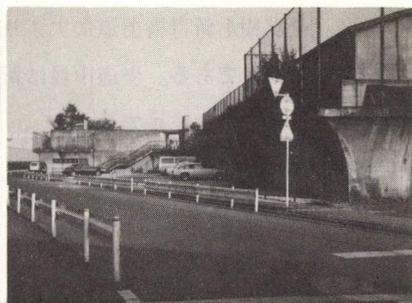
㊦ 上井草総合運動場周辺（7.0 ha 有効面積 0.6 ha）

オープンスペースとしては広く，計画されている6,600人をはるかに越える収容力があるように思われる。しかし，四面の野球場，テニスコート及び三井信託銀行グラウンドとも緑量は少なく，僅かに中木が見られる程度である。

上井草運動場の周囲は一部正面入口付近を除いてオーバーハング型の擁壁で囲まれており，入口は2か所しかなく，普段は施錠されているようである。三井のグラウンドもネットフェンス及びブロック塀で囲まれている。フェンスは上井草運動場の擁壁の上にもあり，場所の性質上高い（ $H = 3.0\text{ m}$ ）もので簡単には入れないので非常時には問題である。



避難路も塀で囲まれている



上井草総合運動場周辺

⑦⑥ 阿佐ヶ谷住宅, 杉並高校周辺 (8.5 ha 有効面積 0.9 ha)

低層ブロック積2階建と中層の5階建住宅団地で、中にオープンスペースとして児童遊園地が2カ所見られた。古い住宅団地で植栽木は大きく成長しているので、住宅団地としての緑量が多いが、落葉樹が多く防火効果はあまり期待できない。

周囲は万代塀で囲まれており入口は少ないが施錠はされていない。

杉並高校のオープンスペースはグラウンドだけであるが、校舎は不燃化構造物であり防災効果は大きいと思われるが、やはり周囲にはフェンスがまわされており、緑量は零に近い。

当避難場所の周辺は、道路も狭く、住宅が密集しており、しかもその住宅は殆んどが木造で不燃化されていない。したがって当然のこととして緑も無く、避難路としては不適當である。



公団荻窪団地

⑦⑦ 公団荻窪団地 (5.7 ha 有効面積 0.6 ha)

4～5階建の中層住宅団地で棟間隔も広く団地内の道路も広い。植栽樹木も多いが高木は少なく、しかも落葉樹(イチョウ、ケヤキ)が多い。周囲はフェンスで囲っているが、高さは1.5メートルで簡単に乗り越えられるだろう。

団地の隣接地は南側を除いて道路は狭い。しかも住宅密集地、商店街で不燃化対策は実施されていない。一部の古い住宅街は敷地にもゆとりがあり緑量も多いが、密集地は緑は殆んどなく、他の避難路と同様である。



都営清水町アパート



避難場所案内板

⑧⑨ 桐ヶ丘、赤羽台団地、自衛隊、サッカー場周辺 (113ha 有効面積 42ha)

1. 避難場所

状況、環七通り、国道17号、赤羽線、新河岸川に囲まれた100haを超える広大な指定地であり有効面積も42haといわれ、特に国立西ヶ丘競技場周辺等のこの地域内にたどりつけば正に安全そのもので最高の条件ではないかと思われる。しかし、都営団地を除いては3メートルのフェンス或はパイプ柵で囲まれており、婦女子の進入は困難と思われる。稲付西山公園等を除いては全般的に



交通量の多い板橋本町

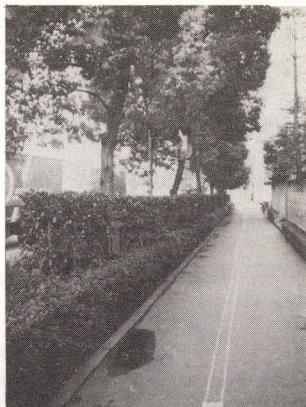


道路巾員6～8mの商店街

緑量は少ない。

2. 避難路

指定地の有効面積が広大のため、収容人口の計算上から数キロメートル先までが含まれ、しかもこの間、国道17号線、環状7号線等を横断しての避難になるわけであるが、これ等の道路は常に交通量は大である。特に板橋本町は頗る多く、清水陸橋は危険である。環状7号線の双葉町附近約200メートルの植樹帯は見事に整備され緑の質、量共にモデル

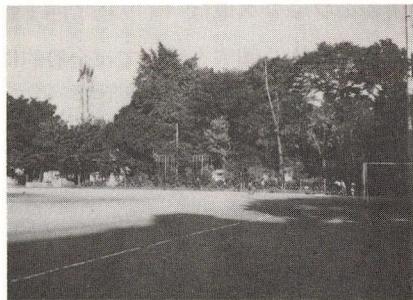


環状7号線の植栽の一部

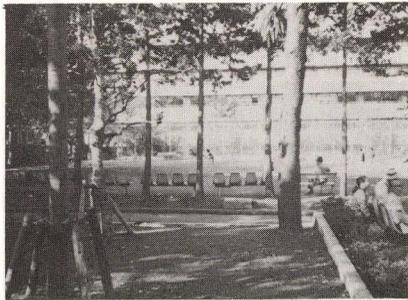
的と云えるが全般としては緑量は少い。環状7号線、中仙道が指定避難路であるがこれすら甚だ心もとないうえに、これに到達する迄の道路は、いずれも狭小であり、商店、住宅地域共に不燃化は著しくおこなわれている。

3. 一次避難場所

大山保育園、板橋八小、水川神社等一時避難場所としての利用可能な場所は各所に見受けられるが、緑の問題となると落葉広葉樹が多く、防火樹としての効果は期待出来ない。常緑広葉樹への転換或は補植が急務である。双葉町、栄町、大山東町、大山金井町、熊野町は㊸、仲町、大山町は㊹が指定避難場所になっているが、有事の際は到達不可能と考えられる。栄町には大山公園、養育



板橋八小校庭



養育院付属病院付近

院附属病院，保育園等約14ha，有効面積3ha位のスペースがある。この地域には緑量，特に常緑樹を植栽整備すれば一時避難地としては有効であり，風向きその他の状況では指定避難地としての利用も可能と思われる。指定番号⑧9，⑩0，⑩1の中央に位置するこの場所は，当協会のプロットした地図では空白地域の重点地内となるが，検討次第では新しい指定避難場所としての再検討に値するものと思われる。

⑧9 家政大，加賀中周辺（24ha，有効面積1.8ha）

1. 避難場所

加賀中，帝京大，帝京大病院，各種研究所，家政大，朝鮮大・高・中校等々



石神井川

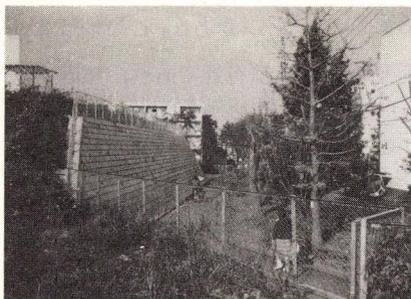


向原公社住宅周辺の避難場所

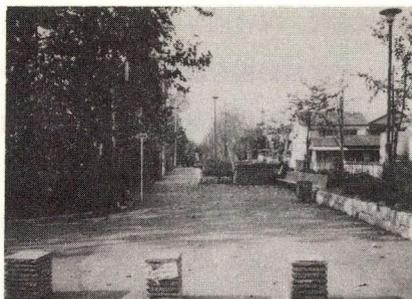
建造物は一応不燃化はされているもののそれ等は密集状態であり，そのすべてが嚴重な困障が張りめぐらされて進入は不可能に近く，仮りに進入したとしても，オープンスペースとしての面積は加賀中グラウンドの約1.5ha程度のみであり，しかも緑量においては極めて小量で，指定避難地としては対象人口がわずか1万3千人程度としても甚だ不適當な個所である。

2. 避難路及び一次避難場所

指定避難路はこの⑧9の地域にはなく，すべて任意の通路でと云うことになるが，住宅，商店地区共に道路両側の不燃化は殆んど見られない。交通量は一般に少ないが，この地域全般において緑量は殆んどないにひとしい。石神井川の緑道は良く整備されており，避難路としての使用に充分耐えうるが，護岸擁壁が高く絶壁状であり危険な状態に見受けられる。点としての一次避難地はこの



擁壁が重なる向原公社住宅周辺の避難場所



一時避難場所も落葉樹が多い

地域が狭小であるので特に必要とも思われませんが、この指定地そのものがせいぜい一次避難場所程度のものである。

⑩ 向原公社住宅周辺（14.4 ha 有効面積 2.6 ha）

1. 避難場所

住宅公社の団地及び医療療育センター、上板橋二中等よりなるこの指定地は、有効面積 2.6 ha、避難計画人口約 2 万 4 千人とされ、小茂根、向原、大谷口の住宅密集地の中にある。かなり古い団地で棟間も狭く、緑量はある程度の成木はあるが、落葉広葉樹が多く防災に対しては疑問である。医療センターと団地の間に図上では若干の空地があるように見えるが、かなりの斜面で擁壁が重なり、到底 2 万数千人を収容するスペースとは思われない。

2. 避難路及び一時避難場所

指定地域は比較的狭く、当該指定場所へ避難するにはいずれも任意の 6～8 メートルの道路によって辿りつかねばならず、その道路両側の不燃化は殆んど見られない。街路樹のある路線も殆んどなく地域全体の緑量は極めて少ない。

交通量は中程度であり、一時避難地としては大谷口公園、板橋高校、中小学校、神社等が散在しているが、そのいずれも他の地区と同じく、サクラ、ケヤキ等の落葉樹が見られる程度で緑量は少ない。

全般としてこの指定地は、公社住宅の住民の一時避難地程度のスペースであり、分譲団地のため団地内にも私有地などあって、一般住民の避難の際にはトラブルも考えられ、すべてにおいて不適當の判断を下さざるを得ない。



不燃化の進んでいない区域道路

環状7号線、川越街道の不燃化は逐次進行しているが、指定されたこれら避難路に到達するまでの道路は殆んど6メートル道路であり、両側の不燃化は進んでいない。指定避難路の緑量は中程度ではあるが、交通量が過大であり通行上問題がある。

一時避難地としてこの広大な⑩の区域内には相当の場所を必要とするが、環状7号線の外側には有効的なものを散見するが、環状7号線の内側地域は、大学病院位のもので適当なものが少なく、この⑩の地域の見直しは急務と思われる。

(4) 実態調査のまとめ

以上は都区内134カ所中11指定個所の現況調査の報告であるが、そのいずれにおいても、点・線・面・緑のネットワークにはほど遠いものといわなければならない。対策、提案は他の章にゆずるとして、踏査の結論は、点・線・面、すべてにおいて緑量の不足、若しくは緑の質の問題である。

これまで一般に都市の防火対策は、不燃化すなわち街を硬構造物化することに主眼がおかれてきているが、それ自体極めて効果の高い対策ではあるが、その実現には莫大な費用と時間を要することは言をまたない。しかもそれだけで都市の防火対策が万全とはいえないのであって、明日にもおそってくるかも知れない災害に対し、最も現実的で実現可能な緑の施策こそ緊急の要務として急がなくてはならない。

4. 防災と緑（点・線・面の緑のネットワーク）に対する提言

大震災が発生した場合の避難場所として、東京都は134か所を指定しているが、これらの避難場所（広域避難地）はその名の通り有事の際の避難地として面積の点から見ても、防火効果の点から見ても、必ずしも適当であるとはいえない。安全な避難場所として機能を発揮できる防災緑地の条件としては、前述のように建設省の基準によると、第一に面積が10ヘクタール以上であることとされている。このような防災緑地は、平常時においては地域住民のレクリエーションの場として活用され、一旦非常事態が発生した場合は安全な避難場所となって、貴重な人命を守る砦となるのである。

東京都の公園調査によると昭和58年4月1日現在、23区内に於ける「都直轄公園・区立公園・児童遊園・海上公園・国民公園・その他都市公園に準ずるもの」は3,802か所（2区以上にまたがるものは1か所とする。）であるが、これらのうち面積が10ヘクタール以上のものはわずか39か所しかない現状であり、これだけの数では、都内は災害時においては甚だ危険であると思われる。

しかしながら関東大震災時の旧岩崎邸の例をはじめ、東京空襲、酒田大火等の経験や建設省の耐火実験などによると、オープンスペースの周囲が樹木類で囲まれている場合には、面積5ヘクタールでも十分防火機能を発揮できると言われているので、5ヘクタール以上の公園・緑地をリストアップしてみると、83か所になる。そしてさらに都内の都営霊園・諸施設移転跡地及び都で指定した避難場所のうちで有効面積が5ヘクタール以上のものを含めると、表-46・配置図（図-4）のとおりで合計108か所、面積1,891ヘクタールとなる。

そこで当協会では、以上の資料をもとにして、これらの避難場所としての防災緑地が避難人口を十分収容し得るかどうか、量的な面にメスを入れ、今後の防災緑地（防災公園）の整備について検討を加えてみた。

表—46 23区内5ヘクタール以上の防災緑地一覧表

区 別	公 園 名	面積	管理区分	摘 要
千代田	日比谷公園	16 ^{ha}	都	国民公園
	皇居東御苑	21	宮内庁	
	皇居外苑	96	環境庁	
	北の丸公園	19	〃	
	国会前庭	6	衆議院	
計		158		
中 央	浜離宮恩賜庭園	25	都	
計		25		
港	芝公園	12	都	(+ 新宿区 + 渋谷区)
	有栖川記念公園	7	区	
	国立記念科学博物館 附属自然教育園	20	文部省	
	明治神宮外苑	7	明治神宮	
	青山霊園	28	都	
	慶応大学	6	私	
	東京水産大学	9	文部省	
計		89		
新 宿	明治公園	3	都	(+ 渋谷区)
	戸山公園	9	〃	
	新宿中央公園	9	区	
	新宿御苑	38	環境庁	国民公園(+ 渋谷区)
	明治神宮外苑	20	明治神宮	(+ 港区 + 渋谷区)
計		79		

区 別	公 園 名	面積	管理区分	摘 要
文 京	小石川後楽園	7 ^{ha}	都	
	六 義 園	9	〃	
	東京大学理学部附属植物園	16	文部省	
	東京大学	15	〃	
	お茶の水女子大学	5	〃	
計		52		
台 東	上野恩賜公園	53	都	
	隅田公園	9	区	
	谷中霊園	11	都	
計		73		
墨 田	隅田公園	8	区	
	荒川四ツ木橋緑地	9	〃	
	錦糸公園	6	〃	
計		23		
江 東	猿江恩賜公園	14	都	
	清澄庭園	8	〃	
	十三号地公園	15	〃	
	夢の島公園	38	〃	
	仙台堀川公園	8	区	
	辰己緑道公園	5	都	海上公園
	辰己の森緑道公園	9	〃	〃
	13号地海浜公園	7	〃	〃
	13号地第二ふ頭公園	5	〃	〃
夢の島湾岸道路際緑道公園	6	〃	〃	

区 別	公 園 名	面積	管理区分	摘 要
計	東京商船大学	6 ^{ha}	文部省	
		121		
品 川	大井ふ頭勝島緑道公園	5	都	海上公園
	大井第四ふ頭公園	5	〃	〃
	大井湾岸道路際緑道公園	3	〃	〃 (+大田区)
	大井ふ頭中央海浜公園	19	〃	〃 (+大田区)
	大井競馬場	41	東京都 競馬場	
	林業試験場跡地	7	大蔵省	(+目黒区)
計		80		
目 黒	駒沢オリンピック公園	6	都	(+世田谷区)
	林業試験場跡地	5	大蔵省	(+品川区)
	東京大学教養学部	7	文部省	
計		18		
大 田	洗足公園	7	都	
	平和島公園	7	区	
	多摩川台公園	5	〃	
	萩中公園	6	〃	
	多摩川六郷橋公園	13	〃	
	多摩川公園	34	〃	
	多摩川ガス橋公園	12	〃	
	多摩川大師橋公園	5	〃	
	多摩川河川敷(B)の一部	16	〃	都指定地区

区 別	公 園 名	面積	管理区分	摘 要
計	大井湾岸道路際緑道公園	ha 2	都	海上公園(+品川区)
	大井ふ頭中央海浜公園	5	〃	〃 (+品川区)
		112		
世田谷	蘆花恒春園	6	都	(+)目黒区
	砧公園	36	〃	
	駒沢オリンピック公園	36	〃	
	多摩川二子橋公園	19	区	
	羽根木公園	7	〃	
	世田ヶ谷公園	8	〃	
	大蔵運動公園	11	〃	
	多摩川遊園	9	〃	
	烏山川緑道	5	〃	
	馬事公苑	18	日本競馬会	
	日本大学文理学部	6	私	
	昭和女子大学	6	〃	
多摩川河川敷(C)の一部	60	区	都指定地区	
計		227		
澁 谷	代々木公園	54	都	渋谷区分(+新宿区)
	明治公園	5	〃	
	新宿御苑	20	環境庁	

区 別	公 園 名	面積	管理区分	摘 要
計	明治神宮内苑	70 ^{ha}	明治神宮	※ほかに0.2 haの外苑がある。
中 野 計	哲学堂公園	5	区	
杉 並 計	善福寺公園	8	都	
	善福寺川緑地	14	〃	
	和田堀公園	10	〃	
	計	32		
豊 島 計	染井霊園	7	都	
	雑司ヶ谷霊園	10	〃	
	学習院大学	10	私	
	計	27		
北 計	浮間公園	4	都	(+板橋区)
	飛鳥山公園	6	区	
	新荒川大橋緑地	6	〃	
	中央公園	6	〃	
	荒川赤羽緑地	5	〃	
	荒川河川敷(B)の一部	23	〃	都指定地区
	荒川河川敷(D)南岸の一部	11	〃	〃 (+足立区)
	計	61		
荒 川 計		0		
		0		

区 別	公 園 名	面積	管理区分	摘 要
板 橋	城北中央公園	10 ^{ha}	都	(+練馬区)
	赤塚公園	18	〃	
	浮間公園	7	〃	(+北区)
	荒川戸田橋公園	60	区	
	小豆沢公園	6	〃	
	高島平緑地	8	〃	
	高島平団地(遊園)	5	住都公団	
	荒川河川敷(A)の一部	11	区	都指定地区
計		125		
練 馬	石神井公園	16	都	
	城北中央公園	10	〃	(+板橋区)
	光が丘公園	35	〃	
	武蔵関公園	5	区	
計		66		
足 立	東綾瀬公園	16	都	
	荒川江北橋緑地	14	区	
	荒川日の出町緑地	9	〃	
	荒川鹿浜橋緑地	9	〃	
	荒川河川敷(C)北岸	24	〃	都指定地区
	荒川河川敷(D)南岸の一部	9	〃	〃 (+北区)
計		81		

区 別	公 園 名	面積	管理区分	摘 要
葛 飾	水元公園	52 ^{ha}	都	
	新四ツ木橋地区東岸	20	区	都指定地区
	江戸川河川敷(A)の一部	39	〃	〃
	江戸川河川敷(B)	17	〃	〃
	計	128		
江戸川	篠崎公園	16	都	
	小岩緑地	41	区	
	篠崎緑地	28	〃	
	小松川運動公園	5	〃	
	江戸川南部一帯	70	〃	都指定地区
計	160			
合 計		1,891		

註1 公園・緑地は東京都建設局公園緑地部「公園調書」（昭和58年4月1日現在）による。

2 霊園は都営の墓地のみ計上。

3 大学は、国立・私立大学のうち5ヘクタール以上の有効面積を有するものを計上。

4 河川敷緑地は、都指定避難場所のうち、有効面積を計上。(但し、公園・緑地として既計上済みのものを除く)

この試算では、最低限必要な避難場所である防災緑地の量、すなわち面積は、大震火災が23区全域にわたって、同時に平均的に発生するものと仮定して、各区ごとに避難人口及び既存の防災緑地（5ヘクタール以上）、及びその防災緑地の収容可能人員を算出し、避難人口が収容可能人員を上廻る場合は、その収容不可能人員分だけ、避難場所すなわち防災緑地が不足していることになり、その不足分が今後確保整備すべき防災緑地の量となるわけである。いま各区の避難人口と、避難場所である防災緑地の収容能力との関係を試算してみると表-47のとおりである。

表一47 避難人口と防災緑地との関係

特別区	人口(A)	避難人口(B)	既設防災緑地(C)	収容可能面積(D)	収容可能人員(E)	収容不可能人員(F)	今後整備すべき防災緑地(G)
	千人	千人	ha	ha	千人	千人	ha
千代田	(934) 53	(747) 42	158	119	833		
中央	(661) 81	(529) 65	25	19	133	(396)	(76)
港	(675) 198	(540) 158	89	67	469	(71)	(14)
新宿	337	270	79	59	413		
文京	199	159	52	39	273		
台東	181	145	73	55	385		
墨田	228	182	23	17	119	63	12
江東	360	288	121	91	637		
品川	343	274	80	60	420		
目黒	271	217	18	14	98	119	23
大田	653	522	112	84	588		
世田ヶ谷	790	632	227	170	1,190		
渋谷	243	194	149	112	784		
中野	341	273	5	4	28	245	47
杉並	539	431	32	24	168	263	51
豊島	284	227	27	20	140	87	17
北	384	307	61	46	322		
荒川	194	155	0	0	0	155	30
板橋	495	396	125	94	658		
練馬	568	454	66	50	350	104	20
足立	626	501	81	61	420	81	16
葛飾	414	331	128	96	672		
江戸川	502	402	160	120	840		
計	(10,222) 8,284	(8,176) 6,625	1,891	1,421	9,947	(1,584) 1,117	(306) 216

註：1. 人口は東京都行政指標（昭和57年版）より昭和55年の実績値と昭和60年の予測値の平均を採用した。なお、千代田、中央、港の3区については昼間人口を避難人口の基礎とした。（ ）は昼間人口を示す。

2. 避難人口は避難率を80%として算出した。B = A × 0.8

3. 既設防災緑地は公園調書（昭和58年版東京都公園緑地部発行）より5ヘクタール以上（端数四捨五入）の公園緑地をリストアップした。

4. 収容可能面積は防災緑地を実際に収容できる面積即ち収容率を75%とした。D = C × 0.75

5. 収容可能人員は1ヘクタール当り7,000人とした。E = D × 7人

6. 収容不可能人員 F = B - E

7. 今後整備すべき防災緑地 G = $\frac{F}{0.7 \times 0.75} = \frac{F}{0.525}$

以上の表によると、10区で避難場所としての防災緑地が不足しており、今後整備しなくてはならない防災緑地の総面積は216ヘクタール(306ヘクタール)である。これらの不足している防災緑地が確保されなければ、最悪の場合、震災時における都民の生命の安全を確保することは出来ないといえるであろう。大地震の起こる危険性がいわれている折から、防災緑地の整備を早急に行わなくてはならないとするゆえんである。

次に震災時における避難行動は、周囲の条件が著しく制約を受けることは必至で、過去の関東大地震、東京空襲の例からも、避難場所まで到達出来る距離はせいぜい2キロメートルといわれている。ゆえに、たとえ防災緑地が量的に確保されたとしても、その配置が平均的になされていないと、到達距離が2キロメートル以上となり、避難場所としての利用が不可能となる。すなわち、各隣接防災緑地との間隔が4キロメートル以上離れていると、そこに出来たポケット状の区域の住民は、どちらの防災緑地(避難場所)へも避難出来ないという悲惨な結果になるわけである。(図—5参照)これは安全なまちづくりにとっては致命的な欠陥で、こと人命にかかわる問題であるだけに、こうした場所が生じないように万難を排して防災緑地の平均的な確保に努めなくてはならない。

また、これらの避難場所に到達する避難路や、一時避難場所等についても、既述のように必ずしも安全が確保されておらず、避難路として指定されている道路も樹木が極めて少なく、災害時に果たして十分な安全性が得られるかどうか甚だ疑問視される場所である。これらもあわせて防災の見地から、その配置の見直しと整備を早急に行うべきである。

IV 東京の造園建設業の現状と課題

1. 造園建設業の現状

社団法人東京都造園緑化業協会の会員は造園工事業を専業として、建設業法による造園工事業の許可を受け、東京都内に本社又は支店、営業所のある会社又は事業所、個人経営者よりなり、主として官公庁の公共造園を施工するものが多い。

今回は会員 152 社に対して、実態調査を実施し、会員の現況を分析し、今後の緑化事業の拡大と発展のための基礎資料を得ることを目的とした調査を行った。

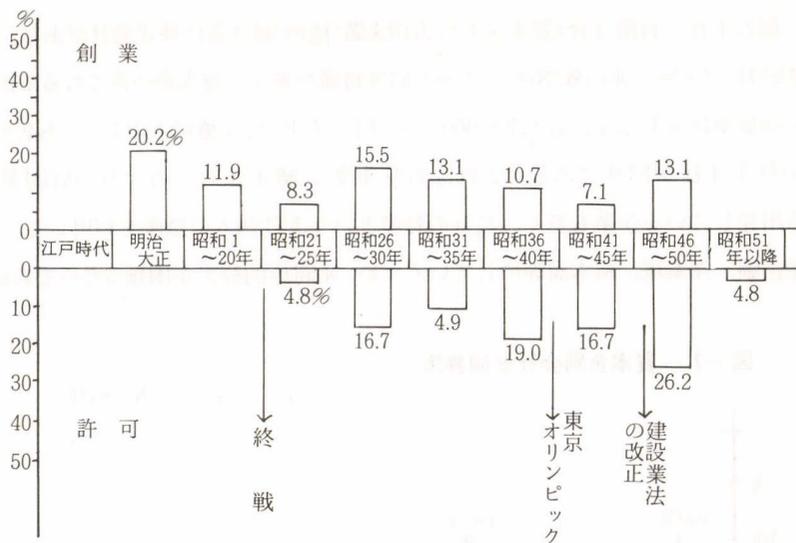
(1) 企業概要

調査した企業の内訳は資本金別に見ると図一6のとおりであり資本金 1,000 万～3,000 万円未満の企業が回答者の50%をしめ、1,000 万円未満 14.3%、3,000 万円以上 35.7%で大規模企業の回答率が良かった。

図一6は創業と許可の年代別変化を表らわしており、終戦前の創業が32%、昭和21年～25年 8.3%、昭和26年～40年 39.3%、昭和46年～50年 13.1%であるが許可（又は登録）では登録から切替時期即ち昭和46年まで58社62%と割合古くから登録している業者が多い。

表一48は全国の造園工事業者の推移であるが、都の場合昭和49年のような激しい増加（前年比 253%増し）はなく、前年比58社が80社へ約38%の伸びにすぎないが、この時期に旧来の造園専門業者以外に、(1)紙・パルプ製造業の緑化部、(2)不動産、商事会社の造園緑化部、(3)農薬関係、(4)土木、建設業者等の参入が見られ、昭和50年4月の当協会発足時には、これらの大企業の緑化造園部門と旧来の造園施工業者の組合せによる形態となった。

図—6 創業と許可（登録）の年代



表—48 全国造園工事業者の推移

	建設大臣許可	都道府県知事許可	合計	伸び率
昭和47	34	1,057	1,091	— %
48	71	1,732	1,803	65.3
49	406	5,971	6,377	253.7
50	674	9,409	10,083	58.1
51	831	12,218	13,049	29.4
52	968	15,082	16,050	23.0
53	1,092	17,434	18,526	15.4
54	1,188	18,626	19,814	7.0
55	1,229	20,379	21,608	9.1
56	1,273	20,712	21,985	1.7
57	1,325	21,086	22,411	1.9

昭和47年建設業法改正、造園工事許可制となる。

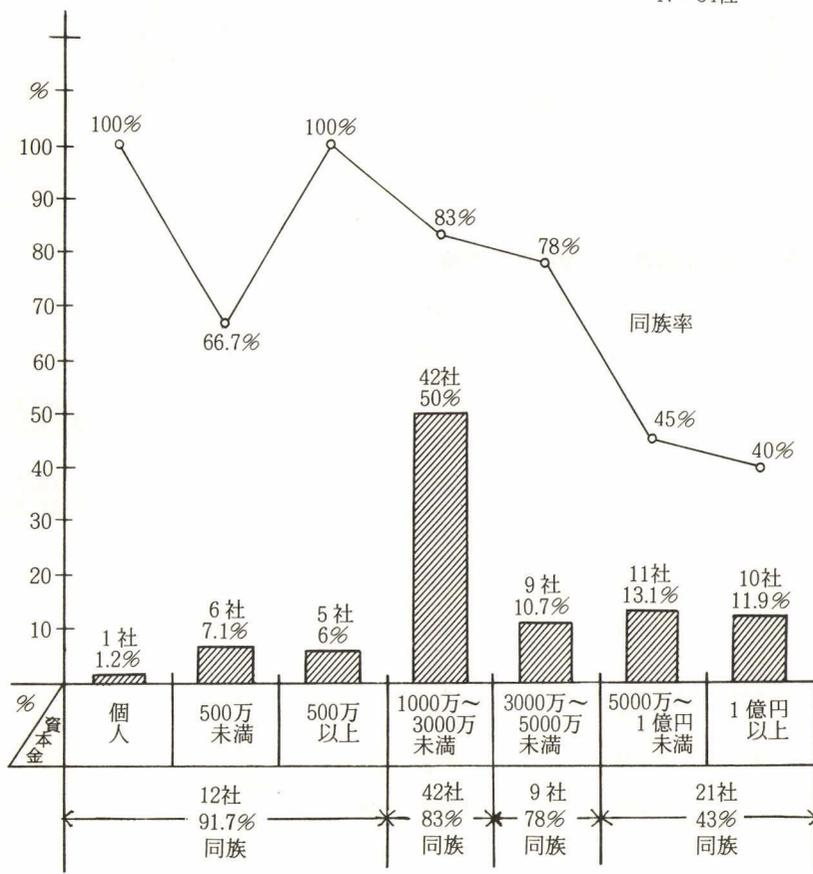
各年は3月現在。但し47年は12月末現在。

(2) 会社の経営形態

個人1社，有限2社(資本金500万円未満)他の96.4%は株式会社であり，同族61社72.3%，非同族23社27.7%と同族組織が多く，資本金の高くなるに従って同族率は落ちるが，資本金5,000万円以上でも45%，1億以上のものでも40%，10社中4社が同族である。これは前身事業が植木生産，昔よりの庭園業から出発している企業も多く，会社の資産というより個人の資産を利用して，生産苗圃，作業場，植木溜等に行っているため，非同族的経営が困難なためである。

図一七 資本金別会社と同族率

N = 84社



又創業者がこれらの企業で技術を習得し、担当の不動産をもって始めているケースも多く、造園業自体が樹木を一時保管する植木溜や作業場が市内又は近郊の少なくとも会社より1時間以内ないと成立しない職業であるため同族組織が多いと考えられる。

(3) 建設業許可と支店、営業所

表—49, 50は資本金別の造園許可及びその他の建設業の許可の保有状況である。

表—49 建設業の許可取得状況

		1,000万未満		1,000万～3,000万未満		3,000万以上		計	*1
		数	%	数	%	数	%	数	%
造園	特	大臣	1		16		28	45	53.4
		知事	1		12			13	15.5
	般	大臣			4		1	5	6.0
		知事	10		10		1	21	25.0
とび	特	大臣	1		4		18	23	27.4
		知事			5			5	6.0
	般	大臣			5		7	12	14.3
		知事	1		6			7	8.3
石工	特	大臣			1		5	6	7.1
		知事			1			1	1.2
	般	大臣			1		1	2	2.4
		知事	1		1			2	2.4
土木	特	大臣	1		3		21	25	29.8
		知事			3			3	3.6
	般	大臣			4		5	9	10.7
		知事	1		2			3	3.6
建設	特	大臣					6	6	7.1
		知事							
	般	大臣							
		知事							
その他	特	大臣			1		7	8	9.5
		知事			1		1	1	1.2
	般	大臣						1	1.2
		知事			2			2	2.4

※1. 全社数84社に対する%

3,000万円以上の資本金は30社中28社が特定の大員許可で、一般で大員、知事が一社づつ見られたが、これらは総合建設業者で、造園を兼業している企業と見られる。造園の許可で特定の大員許可のものは約15.5%あり、これらは兼業として造園業を営むものと考えられる。又、大員許可の場合は他の都道府県に営業所又は支店を必要とするが、東京に本店又は支店営業所をもつ大員許可者は50社約60%を占めている。

なお建築をもっている企業が7社8.3%で、資本金3,000万円以上の企業で2社、5,000万円以上で1社、1億以上で4社を占めている。

表一50 資本金別許可取得状況

許可 \ 資本金別	1,000万未満	1,000万～3,000万未満	3,000万～5,000万未満	5,000万～1億未満	1億以上	合計
造園工事のみ	9 (75.0%)	19 (45.2%)	2 (22.2%)	2 (18.2%)	1 (10.0%)	33 39.3%
造園・とび・土工 土木	2 (16.7%)	8 (19.0%)	2 (22.2%)	6 (54.5%)	4 (40.0%)	22 26.2%
造園・土木	1 (8.3%)	3 (7.1%)	1 (11.1%)	2 (18.2%)		7 8.3%
造園・とび・土工		5 (11.9%)	1 (11.1%)			6 7.0%
造園・とび・土工 石工・土木		3 (7.1%)	1 (11.1%)			4 4.8%
造園・とび・土工 土木・その他		2 (4.8%)				2 2.4%
造園・とび・土工 その他		1 (2.4%)				1 1.2%
造園・とび・土工 石工・土木・その他		1 (2.4%)			1 (10.0%)	2 2.4%
造園・とび・土工 土木・建築			2 (22.2%)			2 2.4%
造園・とび・土工 土木・建築・その他					1 (10.0%)	1 1.2%
造園・とび・土工 石工・建築・その他					1 (10.0%)	1 1.2%
造園・とび・土工・石 工・土木・建築・その他				1 (9.1%)	2 (20.0%)	3 3.6%
合計	12 (100%)	42 (100%)	9 (100%)	11 (100%)	10 (100%)	84 100%

表一51 本店・支店・営業所

(数字は会社数)

	500万 以下	1,000万 以上	3,000万以上 5,000万以下	5,000万 以上～	1億以上	計	
本店のみ	5	18	1	0	0	24	28.6%
支店1ヶ所	2	10	3	2	0	17	
2 "		2	1	3	2	8	
3 "					1	1	
4 "				2		2	
5 "		1			1	1	
6 "					⑧ ⑪ ⑬ ⑩	1	
その他						4	
営業所1	3	1	4	1		19	
2			1	2		5	
3		1	1	1		3	
4		1		1		2	
その他				⑤ ⑥ ⑦ ⑦ ⑦ ⑨	⑱ ⑳ ㉘ ㉙	11	合計 84社中

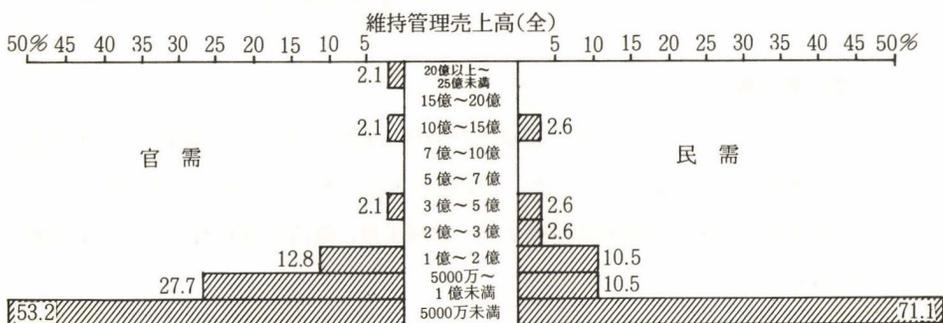
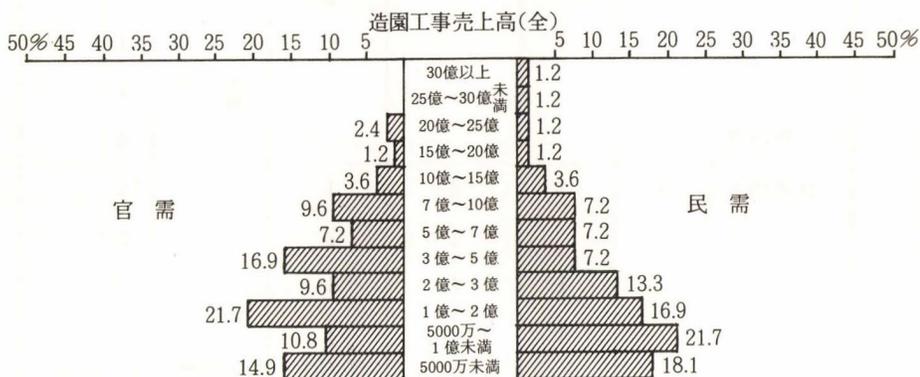
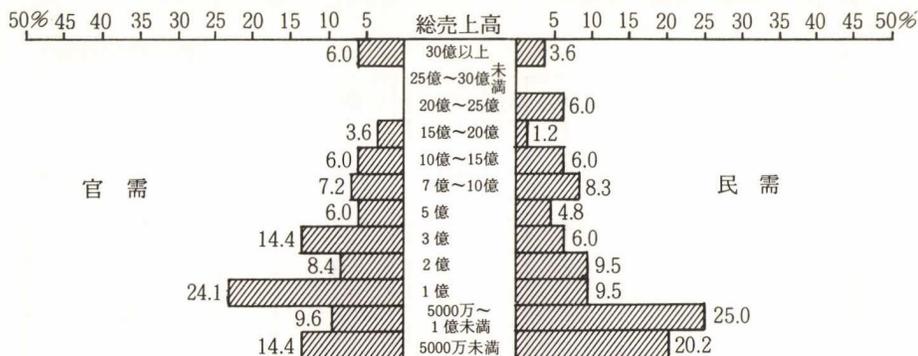
(4) 売上高

売上高については、全店、東京店に於ける造園工事、維持管理、その他の工事、事業について調査を行った。(昭和58年10月1日現在直前決算年度)

売上高は官需と民需別に総売上高、造園工事、維持管理に分けてとりまとめた。

また売上高は会社の規模によって異なるため、社員数及び資本金によって区別することにし、特に社員数については1人当たりの売上高をとりあげた。

図一 8 総売上高・造園・維持管理



総売上高では官需で30億円をこす企業が5社、民需で3社見られるが、これらはゼネコン又は不動産関連業者であり、ほとんどの企業は、官需で5億円未満59社71.1%、民需で5億円未満59社71.1%と同率を示している。

又造園工事では官需年間5億円以下75.3%,民需5億円以下77.2%で造園工事の占める割合が大きい。

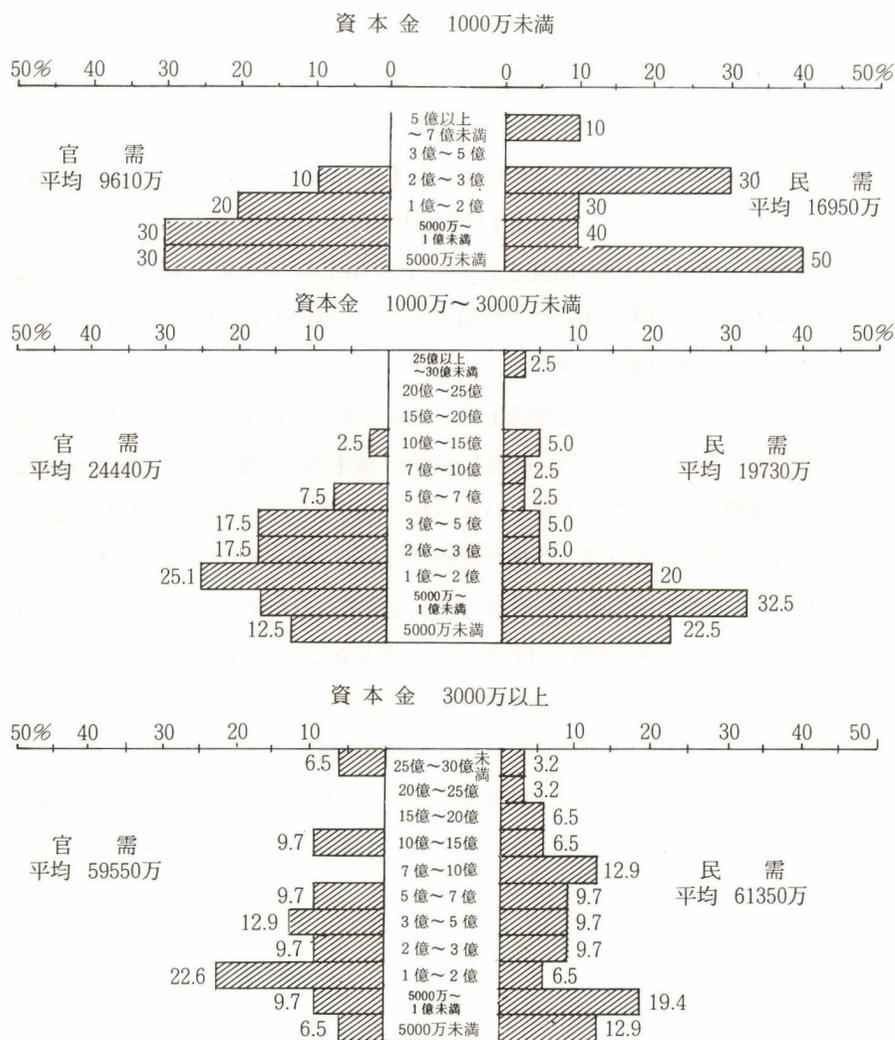
維持管理では2億未満の売上の企業が官民とも90%以上を占めており、官需では5,000万円未満が53%,民需で71%を占めている。これは維持管理は小企業で地元業者が施工する例が多いためである。

資本金別総売上高は図-8の如く、資本金1,000万~3,000万円未満の企業ではばらつきが少ないが、小企業1,000万円未満及び3,000万円以上の企業ではばらつきが多く統計的処理が困難である。3,000万円以上の企業では会社の特性によって、即ち総合建設業であったり造園工事の売上げの占める割合が低かったり、工事よりその他の事業が多かったりではばらつきが多くなる。

東京店売上高については総売上高、造園工事売上高はばらつきが少ない。維持管理売上高については官、民需とも年間1億未満の企業が多い。特定の企業、メンテ専門の業者に10~15億というのが、官需で2社、民需で1社見られる。

1社当たり平均造園工事及び維持管理の売上高(図-9)によると資本金1,000万円未満の企業では造園工事、維持管理とも民需の方が多く、資本金1,000万円以上~5,000万円未満の企業では官需が多く、資本金5,000万円以上の企業になると又民需が多くなる。これは現在の地元優先の発注方式では、ある程度以上の官需を伸ばしてゆくのは困難で、平均5~6億で頭打ちになる事を示している。それ以上の受注を拡大するには民需を伸ばすか、あるいは官需が造園の専門業者へストレートに発注されるようなんらかの打開策を考えなければ伸び悩むものと考えられる。

図一 9 資本金別東京店総売上高



図一10 東京店、売上高

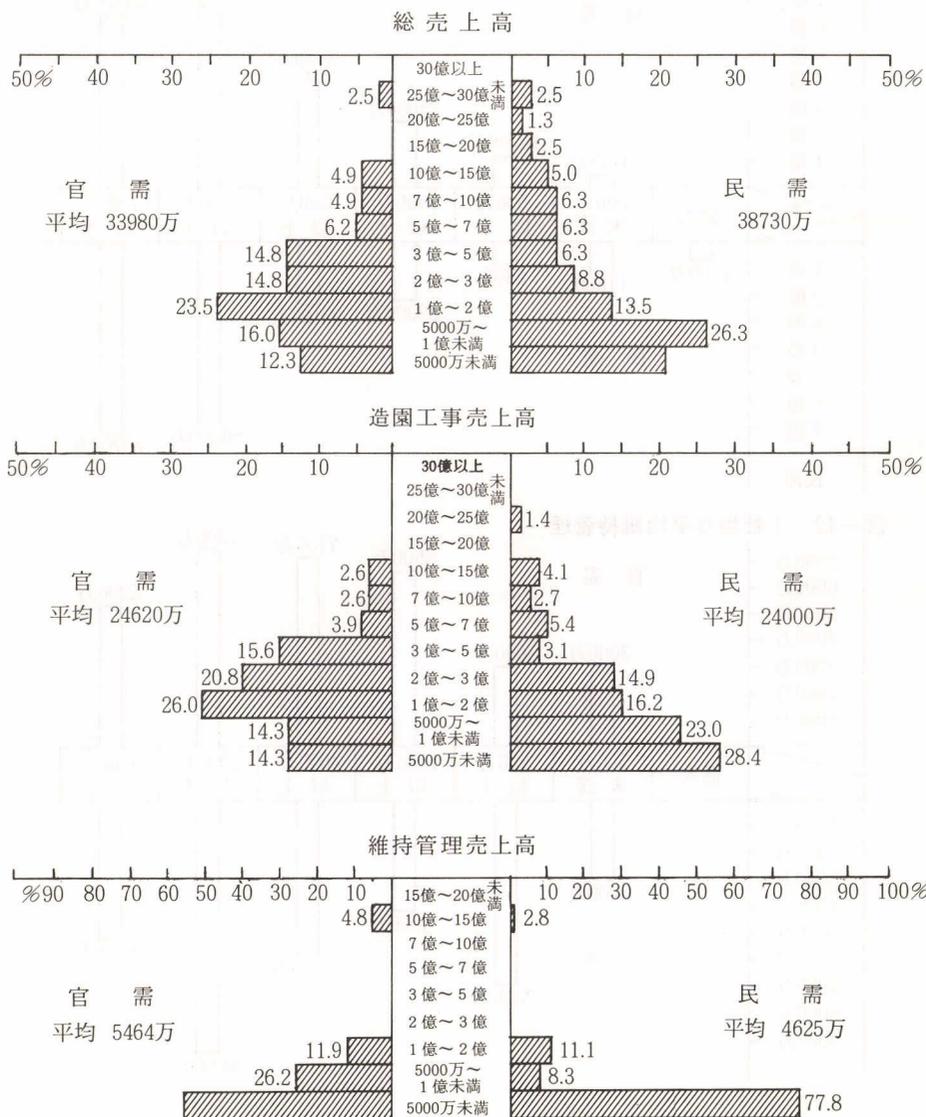


図-11 1社当り平均造園工事施工高

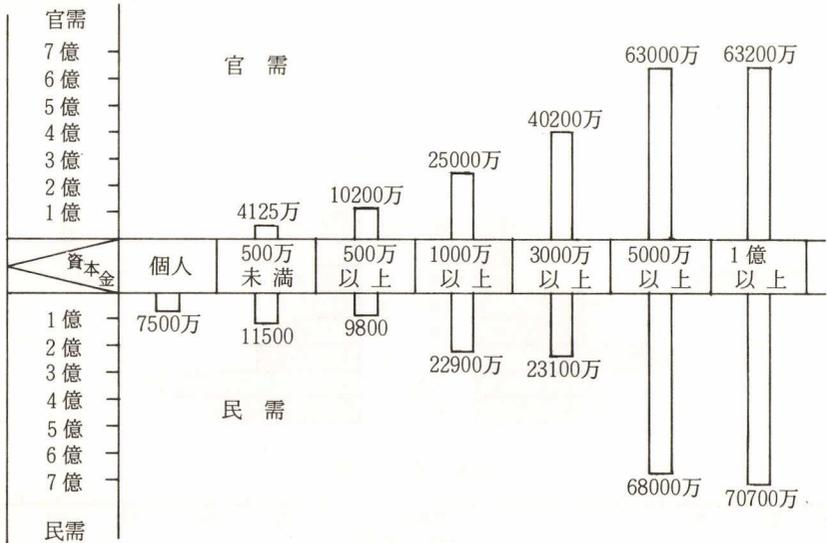
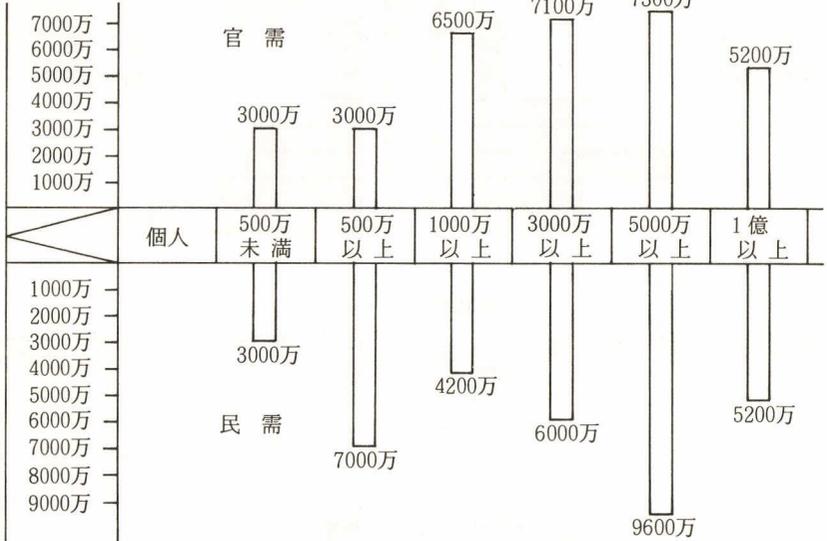


図-12 1社当り平均維持管理



売上げの伸び(表-52)は過去3ヶ年を比較した売上げの伸びについて、ほとんどの企業が非常に厳しいデータを示めている。

資本金に関係なく、3ケ年で30%以下しか伸びがない、既ち1年に平均10%以下しか伸びてない企業が80%近くを占め、3年で10%以下しか伸びてないと答えた企業が約50%と半数を示している。3ケ年で50%伸びた企業は新規に造園工事を始めた会社や、従来造園工事を兼業として行っており、地元で優先の受注の好影響を受けている企業に見られる。

表一 52 過去3ケ年間売上げの伸び率

種 別	1,000万未満		1,000万以上～3,000万未満		3,000万以上		計			
	官	民	官	民	官	民	官	民	官	民
-20%～-10%		1	5	9	3	6	8	9.7%	16	20.0%
-9%～0%	1		4	6	2		7	8.5%	6	7.5%
0%～10%	6	5	15	9	6	7	27	32.9%	21	26.2%
11%～20%	2	1	6	4	6	6	14	17.0%	11	13.7%
21%～30%	1	1	3	2	3	1	7	8.5%	4	5.0%
31%～40%			1	4	2	3	3	3.6%	7	8.7%
41%～50%			1	2	2	3	3	3.6%	5	6.2%
51%以上	3	3	5	3	5	4	13	15.8%	10	12.5%
計	13	11	40	39	29	30	82	100%	80	100%

種 別	1,000万未満		1,000万以上～3,000万未満		3,000万以上		計			
	官	民	官	民	官	民	官	民	官	民
-20%～-10%		1	2	3	2	2	4	9.5%	6	14.3%
-9%～0%			5	3			5	11.9%	3	7.1%
0%～10%	5	3	5	7	7	6	17	40.5%	16	38.1%
11%～20%	2	2	4	4	3	4	9	21.5%	10	24.0%
21%～30%			1		3	2	4	9.5%	2	4.8%
31%～40%				1				2.4%	1	2.4%
41%～50%	1	1		1			1	2.4%	2	4.8%
51%以上			2	1		1	2	4.8%	2	4.8%
計	8	7	19	20	15	15	42	100%	42	100%

種 別	1,000万未満		1,000万以上～3,000万未満		3,000万以上		計			
	官	民	官	民	官	民	官	民	官	民
-20%～-10%		1	7	11	4	5	11	14.3%	17	22.0%
-9%～0%	6	3	2	3	2		10	13.0%	6	7.8%
0%～10%	2	2	16	11	5	8	23	30.0%	20	26.0%
11%～20%	1	1	2	6	6	6	9	11.7%	13	16.9%
21%～30%		1	4		4	2	8	10.4%	3	3.9%
31%～40%				2	4	1	4	5.2%	3	3.9%
41%～50%	3	2	2	3		3	5	6.5%	8	10.4%
51%以上			5	3	2	4	7	9.1%	7	9.1%
計	12	10	38	38	27	29	77	100%	77	100%

1件当りの官需の平均受注高（表—53）は会社の規模として資本金別による造園工事、維持管理について、官需1件当りの工事受注高を調査したところ造園工事では規模にあまり関係がなく、資本金1,000万円未満で約800万/1件、1,000万円以上になると1億円未満の会社まで1,200万～1,300万/1件であり、1億円以上で平均2,000万/1件に近くなる。これは現在官需の発注がランク別になっているが、Aランクは工事額2,000万以上、Bランクは500万以上2,000万未満、Cランクは500万未満となっており、BはA及びCの双方に参加可能であり、又各ランクの金額の中がないため1件当りの受注金額が低いと考えられる。このため会社の規模が1,000万円から1億未満の大部分の企業が、2,000万未満の工事で厳しい競争をしいられている。

又維持管理費については1,000万円未満の資本金は平均125万/1件、それ以上ではばらつきが多く会社の大小に全く関係なく平均400万/1件位と見られる。Aランクについて1件当りの工事額を5,000万以上、Bランクで2,000万以上、Cランクはそれ以下とし、A・Bは相互乗入れ、A・Cは不可、B・Cは相互可とすれば、ややこの傾向は防止できると考えられる。

表—53 1件当りの官需の平均受注高

No	資本金 造園工事	1,000万	1,000万以上	3,000万以上	5,000万以上	1億	計
		未 満	3,000万未 満	5,000万未 満	1億未 満	以上	
1	100万未満	2	1		1		4
2	100万～300万	2	5			1	8
3	300万～500万	2	6	3	2	1	14
4	500万～1,000万	1	15	2	5	2	25
5	1,000万～3,000万	3	10	2	6	5	26
6	3,000万～5,000万		4	1			5
7	5,000万～10,000万					1	1
	平均1件金額	809万	1,237	1,325万	1,273万	1,950万	83 1,274万
	維持管理						
1	100万未満	4	6			1	11
2	100万～300万	3	10	3	3	2	21
3	300万～500万		10	2	2	3	17
4	500万～1,000万		2		4	1	7
5	1,000万～3,000万		5				5
	平均1件金額	125万	543万	280万	488万	345万	61 443万

最高の工事額及び維持管理費は資本金1,000万円未満で、1,000万～2,000万位の工事が最高の例が多く、それ以上の資本金では4,000万円前後、資本金1億円以上で8,000万円前後の工事が最高の例が多い。資本金3,000万円未満クラスの会社でも1億6,000万の受注例もあり、1億円以下の資本金でもあまり変化がない。資本金1億円以上の企業で38億8,400万の例が報告された最高額であった。維持管理では資本金1,000万円以上のクラスではほとんど差がなく最高でも2,000万/1件の受注である。

社員1人当りの売上高(表-54)は1人2,000万～3,000万位の年間売上高が中央値で、資本金が1,000万円以上の経営規模になるとあまりかわらない。中央値を表-55「適切なる建設業の経営規模」(建設省建政課)に当てはめて見ると年間3億位社員12名位の建設業に相当し、いかに経営が非効率かを知ることができる。

又、東京に営業所があり、営業だけを行い、工事は他の県の本店で施工するケースや土木、建築を主体とする企業では1人当りの売上高が多い。なお年間1人当り3,000万未満の売上高の企業が64%を示している。

表-54 社員1人当り売上高(資本金別)

資本金別 1人当り売上	1,000万 未 満	1,000万～ 3,000万未満	3,000万～ 5,000万未満	5,000万～ 1億未満	1億円 以 上	計	
							%
1,000万以下	1	4		1		6	7.4%
1,000万～2,000万	3	11	2		1	17	21.0
2,001万～3,000万	4	16	4	3	3	30	37.0
3,001万～4,000万		6	2	3	2	13	16.0
4,001万～5,000万		1	1			2	2.5
5,001万～6,000万	1	2		2	1	6	7.4
6,001万～7,000万	1	2			2	5	6.2
7,001万～8,000万							
8,001万～9,000万				※2		2	2.5
平 均	2,070万	2,410万	2,720万				

※ 土木建築業者 8,150万/人
8,100万/人

表—55 適切な建設業の経営規模

建設省建政課

				工事社員内訳			
完成工事高	3億	6億	10億	完成工事高	3億	6億	10億
社長	1人	1人	1人	総括者	1人	2人	2人
営業	0人	1人	2人	主任技術者	5人	9人	13人
工事	9人	17人	26人	技術補佐	1人	2人	4人
事務	2人	3人	4人	工務係	0人	1人	2人
計	12人	22人	33人	機械係	2人	3人	5人
1人当り工事高	2,500万	2,700万	3,000万	計	9人	17人	26人

(5) 払込資本金と自己資本金（資本金1億以上除外）

自己資本金/払込資本金の値は、企業の内部留保の累積をあらわしており、払込資本金より自己資本金の高いのは企業自体に底力があり、不況に強いと云われている。表—56は資本金別の自己資本/払込資本の倍率であり、1～3倍以下が全企業の48%をしめており、最高7倍の企業もある。

表—56 資本金別 自己資金/払込資本金倍率表

資本金 倍率	1000万未満	1000万～ 3000万未満	3000万～ 5000万未満	5000万～ 1億未満	計
1倍未満	1	15	5	5	26
1～2倍未満	1	17	3	5	26
2～3倍未満		3	2		5
3～4倍未満	1	1			2
4～5倍未満	1	1			2
5～6倍未満	1	1			2
6～7倍未満	1				1
7～8倍未満	1				1

計 65

(6) 経営比率

表一57は各種経営比率の分布の状況である。

建設業法による審査規準にあわせて分類してあるが、会員の各比率の分布は図一13のとおりである。流動比率と自己資本固定比率は一般的に経営上100%以上あれば良いとされている。流動比率及び自己資本固定比率が、図一13の基準A・Bにおさまっている会社は、それぞれ63社(87.5%)、59社(80.8%)でほとんどの会社は良好であるが、総資本純利益率になると基準A・B内におさまっているのが33社(46.4%)、C・Dで37社(52.1%)、Eで1社(1.4%)とC・D・Eの悪い基準が38社(53.6%)、と過半数ある。これは造園工事の採算性の悪さと工事原価が高く、小工事、多工種で1人当りの売上げの低さ、受注競争の烈しさ等を物語っているものとみられる。

表一57 経営比率の基準

種 別	基準 A	基準 B	基準 C	基準 D	基準 E	建設業法による 客観的経営事項 審査基準
流 動 比 率	115% 以上	100 以上 ～ 115 以下	85 ～ 100	70 ～ 85	70% 未満	
自己資本固定比率	90% 以上	45 ～ 90	20 ～ 45	0 ～ 20	0% 未満	
総資本純利益率	4.0% 以上	1.5 ～ 4.0	0.5 ～ 1.5	0 ～ 0.5	0% 未満	

(7) 造園工事の原価率

維持管理を含む造園工事の原価率について調査したところ、次のような数字となって現われ、後述する利益の悪い理由の調査結果と相俟って造園工事の収益性の低い実態を示している。

(イ) 完成工事の原価率

回答57社中56%32社が原価率76～85%ランクに入って居り総体的に造園工事の原価率の高いことを示している。

図-13 各経営比率の分布

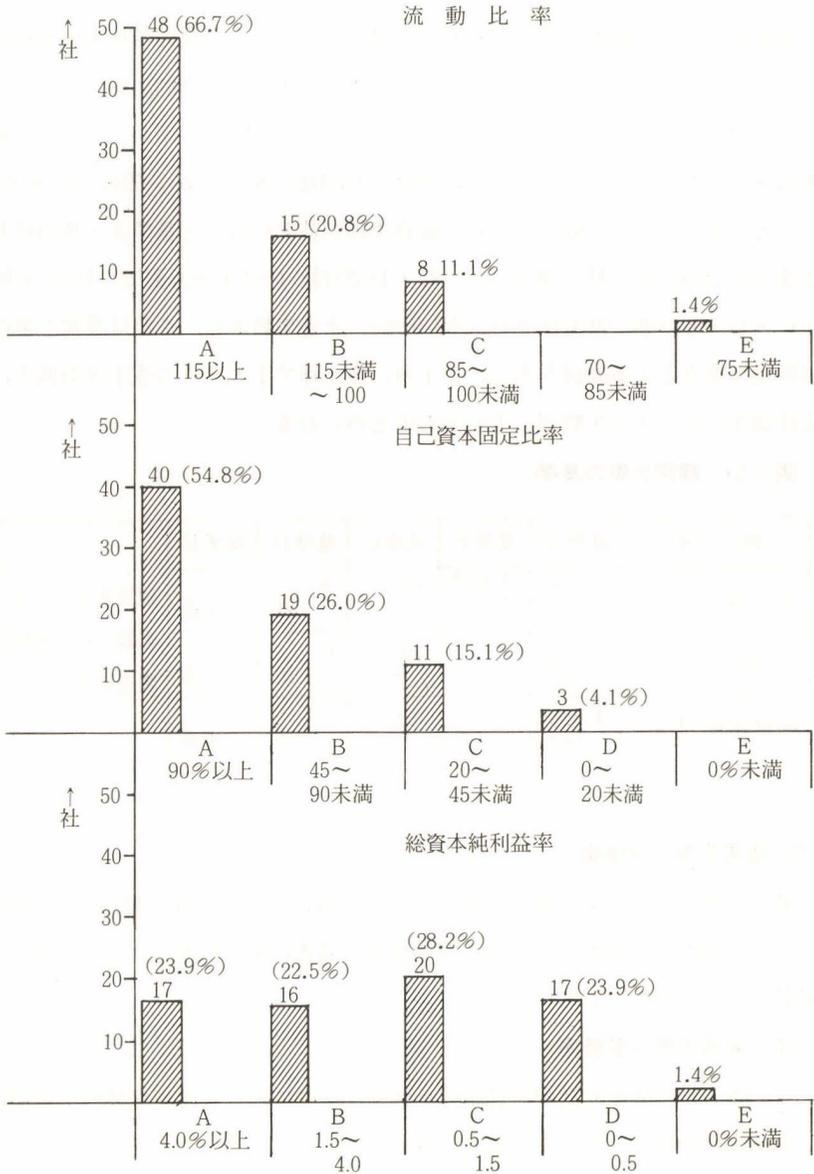
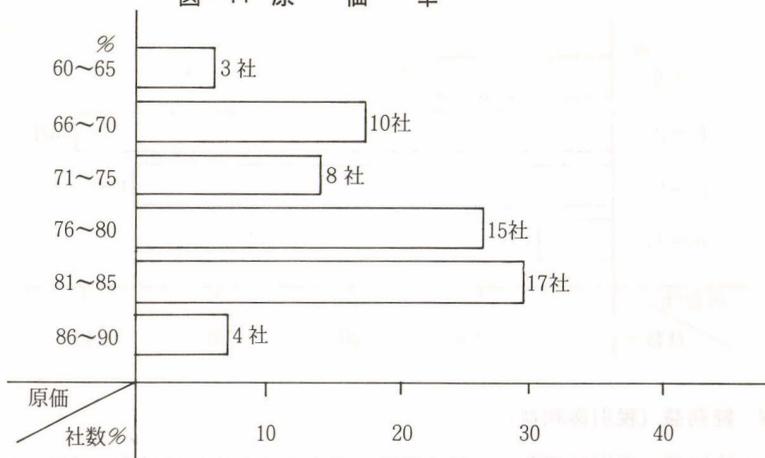


図-14 原 価 率



(口) 現場管理費，一般管理費

両管理費共，6～10%が最も多く，ついで±5%の範囲に集中しているが，外的因子に大きく影響される工事原価より，事務経費，現場管理費の合理化が即収益性の向上に資する事になると思われる。

図-15 現場管理費

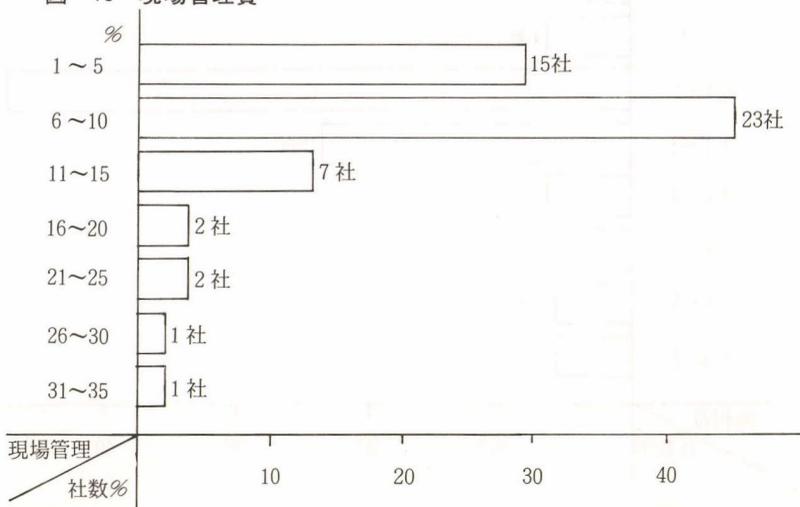
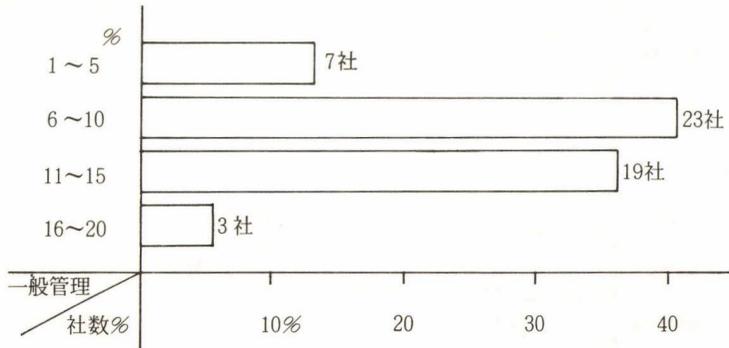


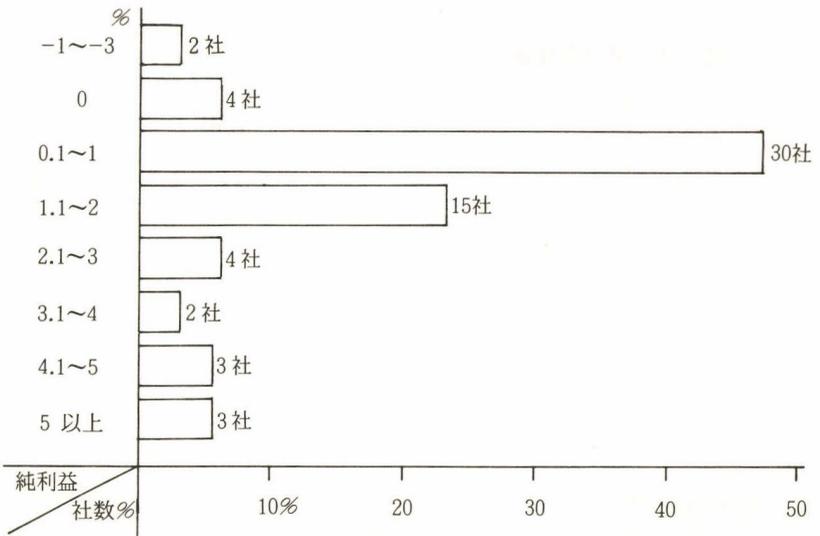
図-16 一般管理費



(ハ) 純利益 (税引後利益)

工事原価，現場管理費，一般管理費と若干のその他の諸経費を控除した純利益率は調査対象63社中利益のない企業が10%6社あり，純利益0.1～1%が30社，1.1～2%が15社で両ランクで71.4%を占めている。これらの数値は造園工事の低収益性を如実に示している。

図-17 純利益



(8) 経営の現況

経営の現況については、平均では「まあまあ」と「くるしい」が夫々45%とになっているが、企業規模別に見ると「良い」、「まあまあ」が小規模程多く、逆に「くるしい」、「非常にくるしい」が大規模程多くなっている。

図-18

資本金 (円)	良	い	まあまあ	くるしい	非常にくるしい
1000万 未満	7.8%		69.2		23.0
1000万～ 3000万	4.8		42.8	47.6	4.8
3000万 以上	6.7		36.6	50.0	6.7
平均	5.9		44.7	44.7	4.7

又「くるしい」「非常にくるしい」と答えた42社が挙げた理由は次の通り

造園工事の利益が悪い	5 1.2%
売上高が伸びない	4 0.7
兼業業種の業績が悪い	2.3
その他	5.8

(9) 造園工事の利益が悪い理由

- 1位 外注費、材料費等の直接工事費が高い
- 2位 造園工事は多工種、小工事等の特殊性のためである。
- 3位 受注の波が一定していないので一年のうちで遊ぶ期間が多い。
- 4位 直接工事以外の工事の経費がかかりすぎる。
- 5位 ダンピングが激しく、無理して受注する。
- 6位 受注のための営業の経費がかかりすぎる。
- 7位 社員に優秀な人材が得られないので営業施工効率が悪い。人件費がかかりすぎる。
- 8位 金利負担が多く利益を圧迫している。

9位 施工技術の向上が見られない。

10位 その他

(10) 造園建設業の売上高の将来

図一-19

伸びる	やや伸びる	現状維持	それ程伸びない	減少する
18.6%	41.8	16.3	19.8	3.5

(11) 将来の経営方針

1位 営業力を強化する。

2位 協会の活動が分離発注，専門業者への発注に期待する。

〃 緑の倍増計画等緑化に関する予算の拡大のために協会に協力する。

4位 ダンピング競争に勝つために企業体質の改善をはかる。

5位 地元でスクラムを組んで地元優先を推進する。

〃 J. V. をふやして大型工事にも進出する。

7位 造園工事の売上げを伸ばすのは現在ピークと思われるので，他の工事，とび，土木，一般土木等への進出をはかる。

8位 造園工事は従来からの家業であり現状をなんとか維持して行きたい。

9位 造園工事の売上げはこれ以上伸ばしても採算にあわないので兼業に力を入れる。

10位 その他

(12) 従業員持株制

造園施工業では同族経営の会社が多く，内部的に難しい問題点があると云われているが，同族は同族経営の長所もあり，要は会社の経営の方針で，同族非同族にかかわらず運営の実をあげることである。社員の持株制は同族，非同族にかかわらず，社員のやる気をおこさせると共に，定着率を高め，会社の近代化の手段の1つと考えられる。表一58は，社員の持株制の実態で同族で「してない」「将来もしない」と答えた企業は35.5%，非同族で62%である。

表一58 社員持株制

資本金		1000万未満		1000万 ～3000万未満		3000万以上		計		計 %	
		同 族	非同族	同 族	非同族	同 族	非同族	同 族	非同族	同 族	非同族
して ない	将来も しない	5	1	14	2	3	10	22	13	35.5	61.9
	今 後 考える	3	1	15	1	4	1	22	3	35.5	14.3
	計	8	2	29	3	7	11	44	16	71.0	76.2
して いる	10% 以内		1	5	1	6	2	11	4	17.7	19.0
	20% 以内			1		3	1	4	1	6.5	4.8
	30% 以内			3				3		4.8	
	計		1	9	1	9	3	18	5	29	23.8
		8	3	38	4	16	14	62	21	100	100

「している」「今後持株制」を考えると答えた企業は同族で64.5%、非同族で38%を示しており、同族会社の経営者の意識の変化が見られる。

(13) 就業規則その他諸規則，規定

就業規則，給与規程，旅費，日当規程等労働条件を定める諸規程の制定はすべての企業で必要なことであり，特に就業規則は労働規準法で定められた使用者の義務である。調査の結果でも100%の企業が制定していた。これは従業員の労働者としての権利を確保すると同時に事務事業の責任体制を確立するために必要であって，造園工事の多工種化と地方化がすすみ益々事業分野が拡大してゆく時代において社員の職務内容をはっきりさせることは今後重要な経営の近代化の一環となるものである。資本金3000万以上の企業では30社中16社，約53.3%の企業が制定している。その他の規定として制定されているものは退職年金

規程，入寮規程，厚生資金貸付規程，稟議規程，慶弔規程などが見られる。

(14) 社員数

資本金別の社員数は表一 のとおりであるが，造園專業者で資本金1000万未満では役員2～3人，資本金1000万～3000万未満の企業では役員3～4人，資本金3000万以上の企業で役員4～5人，1億以上になると大手ゼネコンも入るので会社によってまちまちである。表一59と，前出の表一55建設省の適切な建設業の経営規模と比較すると営業が2～3倍と多く，技術者が不足していると思われる。これは会社間の受注競争が他の建設業と比較して烈しいためと考えられる。

表一59 資本金別従業員数

資本金	種別	全 店		東 京 店	
		範 囲	平 均	範 囲	平 均
1000 万 未 満	事務	1～14人	3.8人	1～9人	3人
	営業	1～7	2.4	1～7	2.7
	技術	4～19	9.2	1～9	4.6
	計	2～35	15.4	2～20	10.3
1000 万 ～ 3000 万 未 満	事務	1～13	4.3	1～11	1.7
	営業	1～8	3.1	1～5	2.5
	技術	2～62	15.4	2～55	15.0
	計	4～83	22.8	2～71	19.2
3000 万 以 上	事務	2～30	8.4	1～11	4.5
	営業	3～13	5.3	1～14	4.8
	技術	6～72	24.7	4～48	20.0
	計	11～115	48.4	4～65	29.3

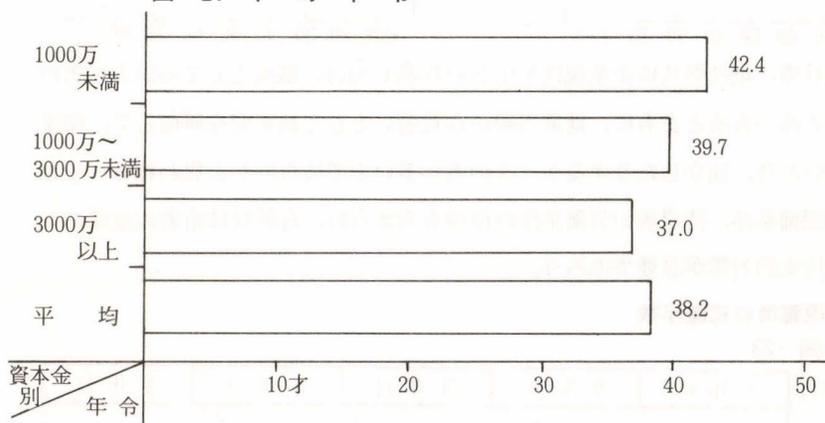
(15) 社員の年齢構成

社員の年齢を20才未満から60才以上の6ランクに分け，構成比率を調査し，各ランクの平均年齢を夫々18才，25才，35才，45才，55才，62才と想定して平均年齢を算出した。

図-20 年令構成

資本金 (円)	20才未満	20～29	30～39	40～49	50～59	60才以上
1000万未満	6%	19	16	24	22	13
1000万～ 3000万未満	5	24	26	18	17	10
3000万以上	4	29	32	19	11	5
平均	4	27	30	19	13	7

図-21 平均年令



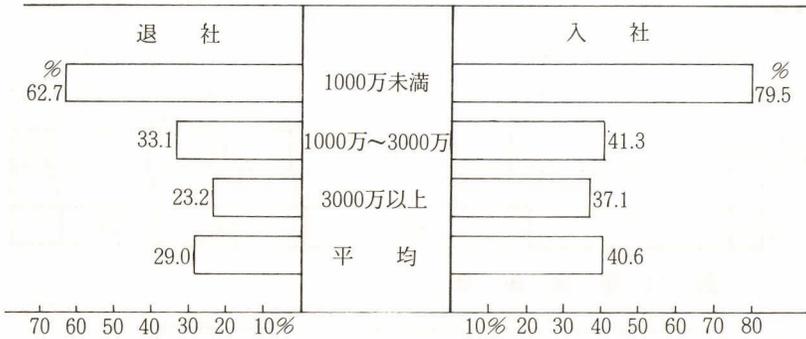
年令構成は会社規模に比例し、20才から39才までの青壮年は規模が大きい程多く、逆に40才以上の中高年層は規模が小さい程多い結果になっている。従って平均年令も、42.4才、39.7才、37.0才と規模が大きくなる程若くなっている。

なお建設省、農林水産省、運輸省三省の58年6月の共同調査では、建設労働者の平均年令は44.5才で前年比0.4才高令化しており、年令階層では39才以下の労働者の全体に占める割合は33%で建設労働者の主力は40才～50才で占められている傾向がさらに強まっている。これに比較すると造園労働者は平均38.2才であり、39才以下では60%台で、他業種建設労働者に比し若年層が多いといえることができる。

(16) 社員の入退社数

5年間の従業員の入れ替りと退職者の在職年数は図-22の通りである。

図-22



入社率、退社率共に企業規模が小さい程高いのは、職場としての魅力に欠けるところがあるとともに、就業当初から見習いとして数年間を研修して、家業を継いだり、独立したりするケースの者が多いのではないかと思われる。また一方雇傭条件、待遇等の労働条件の良否も考えられ、有能な技術者の確保のための抜本的対策が必要であろう。

(17) 退職者の在職年数

図-23

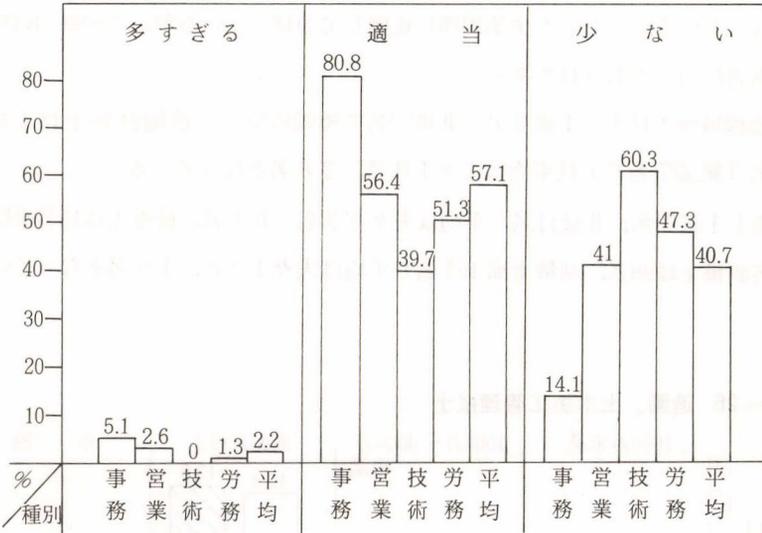
資本金(円)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
1000万未満	17.3%	7.7	30.8	15.4	28.9
1000万~3000万未満	25.1	16.6	16.6	12.4	29.3
3000万以上	18.7	17.0	16.6	11.2	36.5
平均	21.7	15.9	17.9	12.2	32.3

退職者の在職年数は1年目、3年目、5年目と奇数年が多い。特に5年目が多いのが注目される。

(18) 従業員数の適否

従業員数の適否については、多すぎる2.2%，適当57.1%，少ないが40.7%となっているが、特に技術者については少ないが、60.3%になっているのが目立ち、ついで現場労務者が47.3%が少ないと答えている。

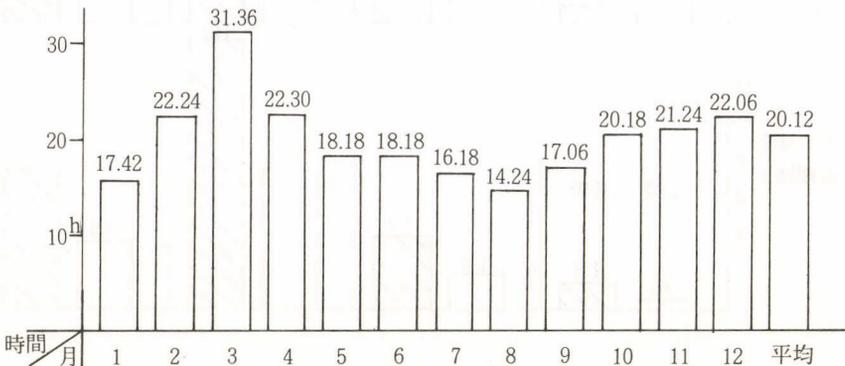
図-24



(19) 残業時間数

現場代理人等工事部の技術者の1人当り残業時間数は次表の通りであるが、季節による業務の繁閑が数値に現われている。

図-25



(20) 資格を有する技術者数

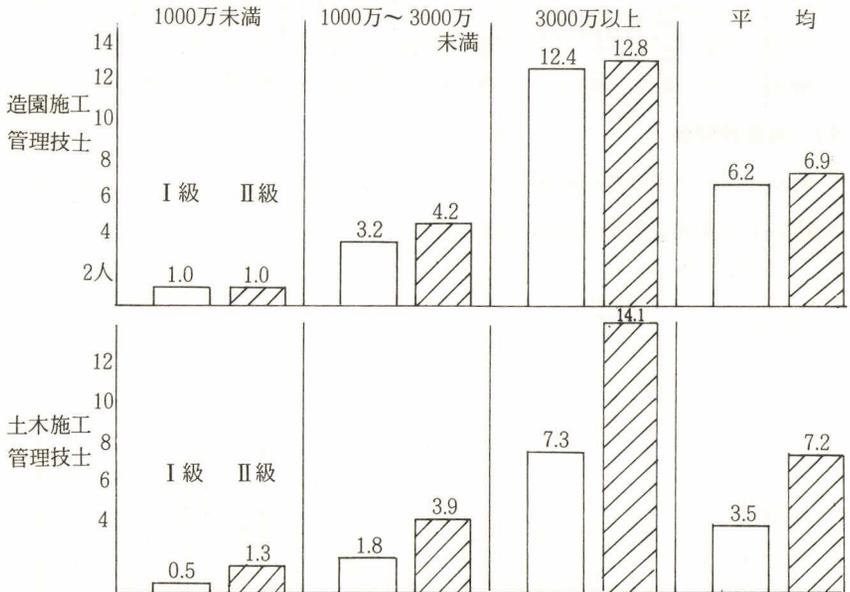
造園工事施工に関する各種技術者の有資格者の数を81社について調査し、資本金別1社の平均値を図示すると次の通りである。

造園施工管理技士のⅠ級は504名、Ⅱ級は556名で1社平均夫々6.2名、6.9名、土木施工管理技士はⅠ級286名Ⅱ級583名で1社平均夫々3.5名、7.2名となっている。いずれも企業規模に比例して急増しているが、この傾向は他の技術者についても同様である。

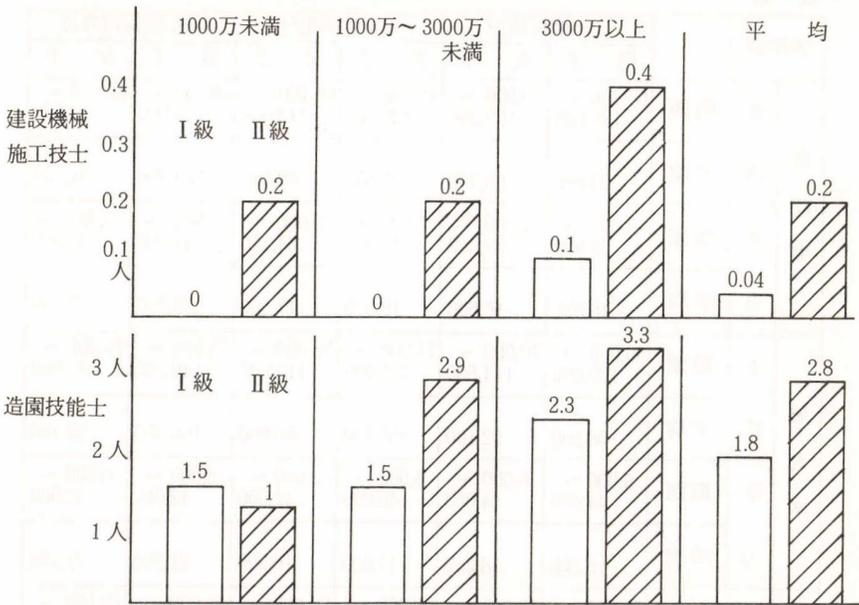
建設機械施工技士、Ⅰ級3名、Ⅱ級20名で極端に少い。造園技能士はⅠ級144名Ⅱ級227名で1社平均は夫々1.8名、2.8名となっている。

建築士Ⅰ級23名、Ⅱ級11名、平均は夫々0.3名、0.1名、技術士は15名平均0.2名測量士は98名、測量士補153名で平均は夫々1.2名、1.9名となっている。

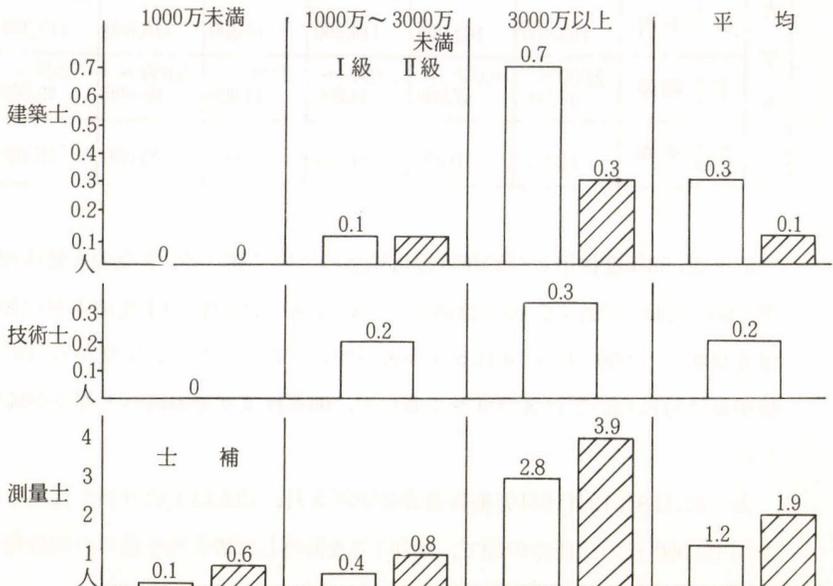
図一 26 造園、土木施工管理技士



図一27 建設機械施工技士、造園技能士



図一28 建築士、技術士、測量士



(21) 初任給, 手当

表—60

学校別			57年度採用分		58年度採用分		59年度採用見込	
			男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子
高 校 率	本 給	範囲	60,700 ~ 130,000	60,000 ~ 103,300	60,700 ~ 120,000	60,700 ~ 110,000	60,700 ~ 135,000	60,700 ~ 110,000
		平均	94,800	85,700	98,500	88,500	102,300	91,100
	手 当	範囲	2,000 ~ 39,800	2,000 ~ 39,800	2,000 ~ 42,300	2,000 ~ 34,750	3,500 ~ 45,000	3,000 ~ 45,000
		平均	16,800	16,600	18,000	17,500	18,700	17,700
短 大 卒	本 給	範囲	69,000 ~ 135,000	70,000 ~ 114,600	71,000 ~ 138,000	73,000 ~ 114,600	73,000 ~ 140,000	76,000 ~ 117,000
		平均	96,900	92,100	105,100	99,800	106,300	99,100
	手 当	範囲	6,000 ~ 44,000	6,000 ~ 44,000	6,000 ~ 40,000	2,000 ~ 42,000	6,000 ~ 42,000	6,900 ~ 42,000
		平均	18,200	18,200	19,000	16,000	21,200	21,100
大 学 卒	本 給	範囲	73,000 ~ 150,000	77,000 ~ 123,200	70,000 ~ 135,300	80,000 ~ 126,500	77,000 ~ 160,000	83,000 ~ 125,000
		平均	109,800	102,300	114,800	110,300	118,500	112,300
	手 当	範囲	2,000 ~ 47,000	6,000 ~ 47,000	2,000 ~ 44,000	2,000 ~ 44,000	5,000 ~ 65,000	7,500 ~ 46,000
		平均	19,200	19,200	21,500	16,900	23,000	20,300

57年度, 58年度採用及び59年度採用見込について初任給, 手当の変動状況は, 表—60のとおりであって, 伸びは鈍化してきている。57年度, 58年度の本給の伸びは4,000～5,000円, 前年比5%前後の伸びであったが, 58年度から59年度採用見込分については3,000～4,000円, 前年比4.0%未満へと伸びが鈍化した。

表—61は58年12月15日労働省発表の58年3月, 10人以上の社員を採用した全国19,000社の初任給の額で, 通勤手当を除外した諸手当を含めた初任給である。

表一61 学歴及び企業規模別初任給（58年3月採用）

企業規模	男 子				女 子			
	中 卒	高 卒	短大卒	大 学	中 卒	高 卒	短大卒	大 卒
平 均	93.0	106.2	116.8	132.2	86.3	100.7	109.7	124.1
1,000人以上	83.2	109.3	118.7	134.7	86.5	103.4	112.4	126.8
300～999人	93.7	106.6	115.0	130.8	87.3	101.6	110.6	124.4
100～299人	93.3	105.3	117.0	131.4	87.2	99.3	109.3	123.1
10～99人	93.3	103.6	116.6	129.1	84.6	94.7	106.7	120.5

表一62 58年3月採用全国初任給平均

男 子			女 子		
高 卒	短大卒	大 卒	高 卒	短大卒	大 卒
116,500	124,100	136,300	106,000	115,800	127,200

調査対象企業の手当を含めた初任給の額は表一62のとおりである。これを見ると、全国平均の初任給より、男子では高卒約10,300、短大7,300、大卒で4,300と多く、女子では高卒で約6,000、大卒で6,700多い。これは小企業でよりよい人材を高卒、短大卒より求めようとする経営者の意識のあらわれである。

表一63 59年度採用見込給与表（男子）

高校卒本給

給与額	会社数			
60,000 ~ 70,000	2			
70,100 ~ 80,000	2			
80,100 ~ 90,000			8	
90,100 ~ 100,000				10
100,100 ~ 110,000				10
110,100 ~ 120,000	3			
120,100 ~ 130,000	1			

高校卒手当

給与額	会社数			
2,000 ~ 5,000	4			
5,100 ~ 10,000	4			
10,100 ~ 20,000			7	
20,100 ~ 30,000		3		
30,100 ~ 40,000				8
40,100 ~ 50,000		2		
50,100 ~ 60,000	1			

短大卒本給

給与額	会社数			
70,100 ~ 80,000	3			
80,100 ~ 90,000	2			
90,100 ~ 100,000	2			
100,100 ~ 110,000	4			
110,100 ~ 120,000	4			
120,100 ~ 130,000	1			
130,100 ~ 140,000	2			

短大卒手当

給与額	会社数			
2,000 ~ 5,000				
5,100 ~ 10,000	4			
10,100 ~ 20,000			6	
20,100 ~ 30,000		3		
30,100 ~ 40,000	1			
40,100 ~ 50,000	2			

大学卒本給

給与額	会社数			
70,000 ~ 80,000	2			
80,100 ~ 90,000	2			
90,100 ~ 100,000	3			
100,100 ~ 110,000	4			
110,100 ~ 120,000			7	
120,100 ~ 130,000				9
130,100 ~ 140,000				8
140,100 ~ 150,000	1			
150,100 ~ 160,000	1			

大学卒手当

給与額	会社数			
2,000 ~ 5,000	2			
5,100 ~ 10,000	2			
10,100 ~ 20,000				11
20,100 ~ 30,000			8	
30,100 ~ 40,000	2			
40,100 ~ 50,000	3			
50,100 ~ 60,000	1			

(22) 現有施設と今後必要とする施設

会社の経営上必要な各種の施設についてその社有、賃借について調査したところ、資本金1,000万～3,000万円未満で事務所、倉庫5,000万円以上の企業にあつてはすべての施設に自社所有が多い。また賃借のうち代表者よりの賃借が多いのは資本金3,000万以上～5,000万円未満の企業にわたつて事務所、作業場が多い。又全般に駐車場については他人賃借が多い。

会社の経営を同族的経営から自社資産をふやそうとする内部体質の改善の努力がみられる。表-64は、回答者84社の内訳であるが、自社所有、賃借両方に重複するものがある。表-64の数字は資本金別回答者数で割った比である。

また今後必要と思う施設については、倉庫資材置場、社宅、処理場への要望が多い。

表一64 現在施設と今後必要とする施設

施設名	資本金区別	自社所有	賃借		今後必要と 見る施設	
			代表者	その他の者		
事務所	5,000万以上	47.6%	4.8%	66.7%		21社
	3,000万～5,000万未満	22.2 "	55.6 "	33.3 "		9 "
	1,000万～3,000万	50.0 "	40.5 "	19.0 "		42 "
	1,000万未満	25.0 "	41.7 "	33.3 "		12 "
	小計	42.9 "	33.3 "	34.5 "	8.3	84 "
作業場	5,000万以上	38.1 "	0 "	28.6 "		21 "
	3,000万～5,000万未満	22.2 "	33.3 "	0 "		9 "
	1,000万～3,000	7.1 "	23.8 "	11.9 "		42 "
	1,000万未満	16.7 "	33.3 "	16.7 "		12 "
	小計	17.9 "	19.0 "	15.5 "	8.3	84 "
倉庫及び資材置場	5,000万以上	85.7 "	66.7 "	66.7 "		21 "
	3,000万～5,000万未満	33.3 "	33.3 "	22.2 "		9 "
	1,000万～3,000	42.9 "	33.3 "	33.3 "		42 "
	1,000万未満	25.0 "	33.3 "	25.6 "		12 "
	小計	50.0 "	41.7 "	39.3 "	15.5	84 "
圃場	5,000万以上	38.1 "	4.8 "	23.8 "		21 "
	3,000万～5,000万未満	22.2 "	22.2 "	33.3 "		9 "
	1,000万～3,000	21.4 "	19.0 "	28.6 "		42 "
	1,000万未満	0. "	33.3 "	22.2 "		12 "
	小計	22.6 "	17.9 "	27.4 "	9.5	84 "
駐車場	5,000万以上	57.1 "	9.5 "	47.6 "		21 "
	3,000万～5,000万未満	22.2 "	22.2 "	44.4 "		9 "
	1,000万～3,000	33.3 "	35.7 "	47.6 "		42 "
	1,000万未満	16.7 "	41.7 "	41.7 "		12 "
	小計	35.7 "	28.6 "	46.4 "	10.7	84 "
社宅	5,000万以上	52.4 "	9.5 "	47.6 "		21 "
	3,000万～5,000万未満	22.2 "	11.1 "	11.1 "		9 "
	1,000万～3,000	26.2 "	14.3 "	19.0 "		42 "
	1,000万未満	25.0 "	41.7 "	41.7 "		12 "
	小計	32.1 "	11.9 "	20.2 "	15.5	84 "
処理場 (焼処 所含)	5,000万以上	33.3 "	4.8 "	99.6 "		21 "
	3,000万～5,000万未満	11.1 "	11.1 "	0 "		9 "
	1,000万～3,000	7.1 "	14.3 "	19.0 "		42 "
	1,000万未満	16.7 "	25.0 "	8.3 "		12 "
	小計	15.5 "	8.3 "	8.3 "	11.9	84 "
計	5,000万以上	50.3 "	12.9 "	38.1 "		"
	3,000万～5,000万未満	22.2 "	27.0 "	20.6 "		"
	1,000万～3,000	26.9 "	24.2 "	24.1 "		
	1,000万未満	17.9 "	33.3 "	23.8 "		
	小計	31.0 "	23.1 "	27.2 "		

(23) 使用機械

造園工事は多工種であるうえ、各作業が点在するのでなかなか機械化に応じにくい。また大木の植樹工に限って使用されることが多く、使用材料もバックホウ、やレッカー又はクレーン車である。根切り根巻は機械化が不可能で、枝下し幹巻支柱取付に至っては完全に人力に頼らざるを得ない。また造園土木においては工種の多い割に量が少ないので、材料の使用は、園内の小運搬、残土の場外搬出に使われていることが多いが、かえって割高となっている。使用頻度について1番目～5番目まで調査した結果は表-65のとおりである。

表-65 使用機種

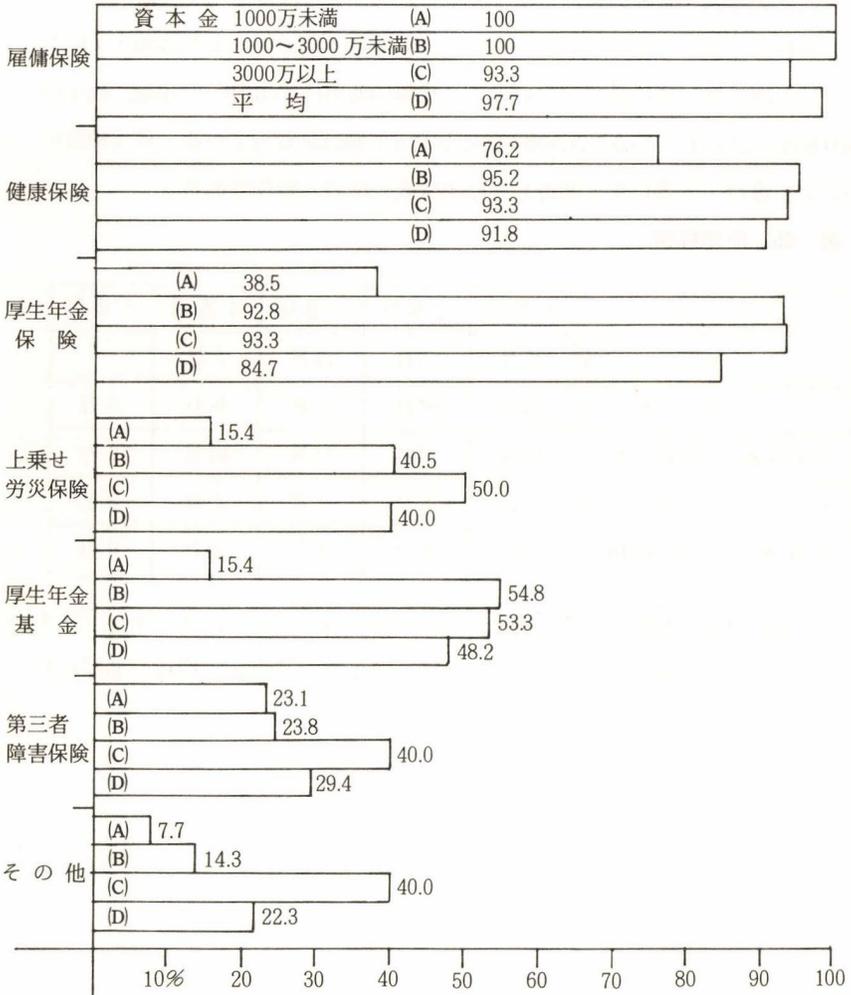
	1 番目	2 番目	3 番目	4 番目	5 番目
レ ッ カ ー 車	22 社	11 社	13 社	2 社	
バ ッ ク ホ ウ	15 社	23 社	8 社	6 社	3 社
ブル D 20 , D 30 , D 50	17 社	14 社	14 社	14 社	9 社
ダ ンプ ト ラ ッ ク	2 社	3 社	2 社	4 社	3 社
消 毒 機 (含 噴 霧 機)	10 社	8 社	8 社	9 社	9 社

この表以外よく使用されるものとして、シャベルローダー、ランマー（含タンバー）等の転圧機及びタイガーシャベル、クレーン等の大型機種があげられている。

24) 各種保険の加入状況

雇傭保険，健康保険等各種保険の加入状況について調査した結果は図-29の通りである。

図-29



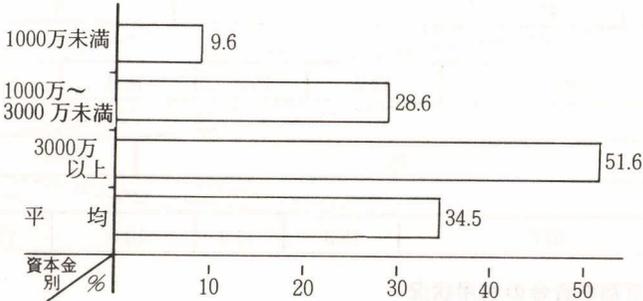
雇傭保険については98%の企業が加入しており，ついで健康保険の92%，厚生年金85%，厚生年金基金48%，上乗せ労災40%，第三者障害29%，その他22

%の順になっている。

25) O.A.の利用状況

オフィス・オートメーションの利用状況は図-30の通り。

図-30



調査対象84社中、利用しているのは29社34.5%となっており、企業規模別では規模の大きい程利用度が高く資本金3000万以上では過半数51.6%が利用している。

図-31

資本金	会計処理	積算処理	原価管理	在庫管理	ワープロのみ利用	その他
1000万未満	50%			50		
1000万～3000万未満	38.9	11.1	33.3	6.6	6.6	6.6
3000万以上	23.5	11.8	26.5	11.8	23.5	2.9
平均	29.6	11.1	29.6	9.5	16.7	3.7

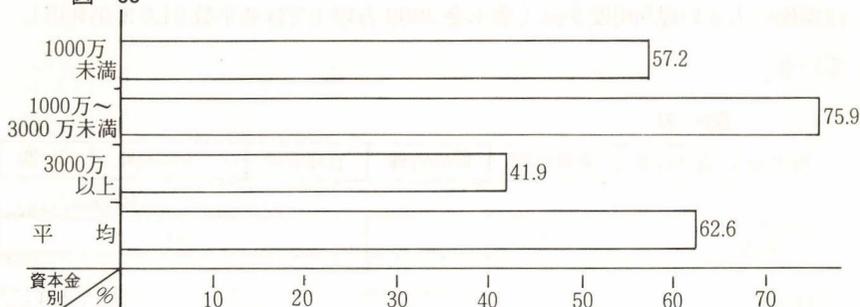
利用目的で会計処理、原価管理とも30%で最も多く、次いでワープロのみ利用、積算処理、在庫管理と続いている。これから入れたいが企業規模が大きい程多く、「入れたいが人材も経費も不足している」が小規模企業程多いのが注目される。企業の近代化にはO.A.は必要と意識しているのが読みとれる。

図-32 利用していない企業の考え方

資本金	これから入れたい	役に立たないので入れない	ワープロだけ入れる	入れたいが人材も経費も不足している	その他	
1000万未満	10%	20	40		30	
1000万～3000万未満		33.3	18.2	15.2	18.1	15.2
3000万以上			75		18.3	6.2
平均		40.7	15.3	11.9	18.6	13.6

26) 政府、東京都の資金の利用状況

図-33



利用しているのが62.6%で、資本金3000万以上の企業が41.9%と少ないのは、銀行その他の金融機関を利用しているからと推定される。

利用先の内訳は図-34の通りである。

図-34

国民金融公庫	農林中央金庫	中小企業金融公庫	商工組合中央金庫	東京都中小企業近代化資金	東京都中小企業振興資金
					1.6
	45.2%	9.7		35.5	4.8
					3.2

2. 造園建設業の課題

現在造園建設業界に求められている最要課題は経営基盤の安定であろう。すべて企業は事業の展開の中で適正な利潤を追求し、確保することにより、社員の賃金福利厚生面の充実が計られ、優秀な人材の確保が可能になり、経営の基盤が安定し、次への発展に連鎖して行く。かくして初めて社会への利益の還元と奉仕が実現出来ることになる。造園建設業においてもこの市場原理に従うべきであるから、このために今回の実態調査の結果から問題と思われる事項を取り上げ解決すべき課題として提起することとした。

建設省では先般「土木工事積算基準」を公表し、適切な一般管理費率を定め、「工事請負費」の中に附加利益として導入している。

地方自治体にあっても当然国の基準に準拠して積算されているものと思うが調査の結果は、一般的に云われている適正利潤3～4%を下廻る2%以下の企業が71.4%も見られる。この実態は企業自身の内部的要因も皆無とは断言出来ないが、依ってくる不採算因子の大なるものは、外的因子即ち歩掛、積算に起因すると考えられる。それは造園工事の収益性の低い理由として「外注費、材料費等の直接工事費が高い」「造園工事の多工種、小工事の特殊性」「現場経費間接経費の増大」等が指摘されていることに表現されてると思うのである。

(1) 設計、施工、受注の課題

イ. 工事設計の適正化

現在官公庁の造園工事の設計は殆んど外注に依存し、行政事務の効率化を計っているといわれているが、施工段階で種々の問題が発生している。例えば、埋立て地の施工では構造物が沈下したり塵芥から発生するガスのため植物が枯死する等地盤造成の不備による直接間接の被害が生じ、また新規材料による二次製品が据付けた後、種々の欠陥が現われ瑕疵補償として工事施工者の責任に嫁される場合もある。設計変更の場合も数量の変更は認めるが技術上の変更例えば堀削の場合土質が脆弱で崩壊し易く、土留支持工等の安全

対策を要するのには、設計がなく、また安定仰角で施工可能の場合、垂直掘削の設計になっていて、安定仰角のための掘削土量の増量分は認めない等の不合理がある。これらは設計時点の調査不足に起因するものであるが、すべて施工者が責めを負わされる矛盾が生じている。

また設計に採用する樹木については、設計者が、施工までの期間を考慮に入れ、その存在を確認の上設計すべきで、また施工業者も入札の際材料の存在を確認することが必要である。

概して造園工事の設計変更は少額であり、変更に伴う図面の作成、事務処理等現場管理費が変更金額を上廻る場合もあり、年度末においては工事の集中と工期の関係で、設計変更の手続は物理的に不可能であり、サービス工事を余儀なくされる実情にある。これらの不合理を改善するには行政側に適確な対応を強く求めるとともに、施工側においても現場説明の際、十分な質問により納得のゆくまで説明を聞き必ず現地を調査する等の手順を踏んで積算をすることが必要である。また基本的対策として工事設計についての技術的諸問題について、造園人としての立場から、設計コンサルタント業界との研究の場を設け、共同で研修、研鑽する努力をすることも必要であろう。

ロ. 工事歩掛単価の適正化

工事積算には発注官庁が予め定めている歩掛の基準があり、単価では「建設物価」「積算資料」による他、適時地元で見積りを採って決定していると考えられる。ここで重要なのは積算に伴う数量と単価の関係で、造園工事は多工種、小工事量のため工事金額の割合に材料の種類は多く数量が少ないのが通常である。

ししたがって単価を決定する場合造園工事については歩掛も含めて小工事の基準を別に考慮すべきであろう。

例をあげれば現場に小型車輛しか進入出来ないのに、大型車輛使用の場合の「生コン、骨材単価」を採用したり、0.1立方メートル程度の極く少量の生コン使用量にもかかわらず現場練りを認めない設計仕様になっていたり、

工事現場が道路から遠距離で運搬車輛の進入が不可能にもかかわらず小運搬費の費用が計上されていない等の不合理な事例もある。これは植栽工事以外の造園工事の歩掛りに一般土木工事の歩掛りを準用しているからであって、造園工事の特殊性を考慮した造園工事用の独自の歩掛りを制定する必要がある。そのためには現場の作業を考慮に入れ、アールがある構造物や施設に対する施工能率、左官工、石工、ペンキ工等の小量工事の歩掛り、使用材料の規格寸法の標準化等、実際の施工について十分な調査を行って権威ある機関による基準化を考慮すべきである。

ハ. 発注の適正化

造園工事の発注は原則として専門業者である造園建設業者に発注されて然るべきであるが、未だに造園工事についての理解と認識に乏しいためか、他の分野の業者に発注されることが屢々ある。特に区、市の一部に造園工事を植栽工事と土木工事に分けて植栽工事のみを造園建設業者に発注している例が多く見られるが、これらは発注者側に造園の専門職が配置されていないか指名権限を有する発注担当者が建設業法上の「造園工事」についてその実体を正確に認識把握していない結果であると疑わざるを得ない。また建設省では業者の格付けを実施して、業者をA・B・Cの3ランクに分けAは工事額2,000万円以上、Bは500万円以上2,000万円未満、Cは500万円以下の工事に指名する原則になっており、AとB、BとCの如くBはA、C双方に参加出来るが工事の大型化に伴い各ランクの工事額を引き上げることも考慮されなければならない。

また建設省では「建設市場競争問題研究会」を設け、現行の入札制度、積算基準等について検討中といわれるが、合理的で適正な入札制度の確立が望まれている。予定価格及び最低価格制度、歩切り、設計金抜き図書の不交付等問題も多く、業者と発注者側の対等の双務契約とはいえない問題点も多い。また発注時期が年度末に集中する傾向が依然として強いが、特に植栽時期については配慮して適時発注を心がけるべきである。

二. 委託監督員の資質の向上

公共造園工事は委託監督員が施工監理する例が多いが、監督員が造園工事に十分な経験と学識を有し所謂専門家であれば、施工はスムーズに進捗するが、土木工事は専門家であっても造園工事の経験が少ないと、現場に於いて、電気、給排水、外築工事等との調整に難行し、施行方法の承認の遅延等によって、工事の進行に支障が生じ、工期の遅延、枯損の原因、手戻りにもなり、予期しない原価高になることがある。これらの対策としては、委託監督員の資格の認定をより厳しくし、少くとも造園工事の現場を5年以上経験し、一定の資格基準に達した者に、国家試験等を課して考課認定する等の方法を考えるべきである。

ホ. 共通仮設費の適切な積算

造園工事は多工種に亘るので他の単純な土木工事と異なり、営繕材料、準備費、仮設費、安全費、技術管理費等の共通仮設費が相当の経費負担になるので、設計、積算に当っては十分な検討が必要である。特に安全費等については、公園が住宅地、市街地に建設される場合、子供の侵入防止、交通誘導等のガードマンの使用、または完全な侵入防止柵の設置等は当然必要なので、積上げ方式で安全費率に上乘せして積算しなければならない。

ヘ. 維持管理の施工業者への発注

公園、道路等の緑化工事が完工しても維持管理の予算がない故に管理を放置している例があるが、新設に伴う維持管理の予算は必ず計上して設置目的が完全に達成されるようにすべきである。また折角維持管理の予算を計上しても管理工事が全く別の業種の業者に発注される場合も多い。特に植栽については完工後1乃至2年の枯補償を義務付けられているが、当該工事の施工者が管理を行えば、枯損の発生を未然に防止することが出来、更に事前に構造物、埋設物の瑕疵の発見も可能で臨機応変に対応することが出来るわけである。維持管理を施工業者に発注することは、最少限の経費で管理目的を達成することになりメリットは大きいものと考えられる。

(2) 造園業者自身の課題

以上造園建設業界が当面する外的因子による問題点を発掘して対応策を提起して見たがわれわれ企業自体の経営の合理化、近代化を進めることによって問題を解決し、利益の向上をもたらすことが可能な内的因子も多く存在することを知る必要がある。

造園建設業は歴史は古いが、家業的色彩も強く、経営の合理化を進めにくいと思われる因子が多いが、事務能率の向上、外注、材料購入の合理化、共同化、工事施工管理、工事原価管理のシステム化、T・Q・Cの応用の研究、施工技術の向上、機械化の推進等々多くの課題を内蔵している。そしてこれらの問題点の中には、公益法人である当協会の事業活動の中で解決に当らなければならない事項も多く存すると思われる。

優秀な人材は各々社内において諸種の問題を検討し解決することが出来るが一般的に造園技術者は技術面を偏重し勝ちで、経営管理等の課題については比較的関心が薄いことを否めない。社員が5～6名程度の企業であれば人事管理もそれほど困難ではないが、10人～20人になると職場を組織化し、事務、事業の分掌を明確に区分して、職務上の責任と権限を確定することが必要になる。そのためには社員の資質の向上を図り企業体としての実体を名実共に確立する必要が生じて来るわけである。

造園建設業は他の建設業と同様の手法で工事施工、原価管理を実施して良いのか、会計事務、発注事務等の経理システムの在り方等を検討し最適の道を選択しなければならない。

イ・工事施工の能率化と外注、購入価格の見直し

造園工事の特殊性として小工事、多工種が挙げられ、これが施工の能率を低下せしめる当然の原因のように考えられている。しかし例えば現場代理人1人当りの施工管理の金額が小額なので、2乃至3人で、2～3の工事を相互に管理する等効率化を図る工夫は出来ないものか。また責任施工の場合は現場代理人の責任が加重され、その業務が現場作業等の他、写真の撮影、提

出書類の作成等複雑多岐にわたり、作業効率が阻害されることが甚大であるが、多工種、小工事の施工が宿命である造園建設業については効率の良い施工管理方法を考える必要がある。また小工事であるための外注、資材購入価格が割高になり、収益性の低下に連動しているため、同種工事をまとめて発注するとか、週間、月間の作業計画に基く年間契約を採用する等、外注の効率化、購入価格の低減も考えなければならない。

ロ・工事原価管理のシステム化

工事原価管理は工事の進捗管理と合せて行うべきで、特に作業手順のミス、材料調達計画の齟齬は工事進捗に大きな悪影響を与え、不採算を招く要因になる。これを避けるためには予算管理制度を採用し、出来高、支払の適正化を図ることも必要である。造園工事の原価管理、進捗管理は多工種であるため複雑となり、現場代理人と経理担当者の緊密な連携が肝要で、適正な利益を確保するためにシステム化を図る必要がある。最近O・Aを会計、原価管理に導入する傾向があるが、それらのソフトを含めた近代的な管理システムの確立が必要である。

ハ・社員の研修

社員の資質向上のための技術研修は東京都造園職業高等訓練学校の例に見られるように、着実に効果を挙げてきているが、個々の企業内での現場訓練の不足が指摘されている。過去においてはいわゆる職人の親方が、スコップや剪定鋏をもって、社員に植栽の基本、剪定の基本を現場で習得させて来たが現在は現場の技術者は現場監督とはいっても写真の撮影や測量等の業務、工事図書の作成に追われているのが実状である。したがって技術社員が現場代理人補助の時期に技術者として体で技術を修得する訓練の場を設けることも必要である。また幹部社員については将来経営に参加するため技術研修に併せて、経営者として必要な法人税法、株式会社法、商法、労働法等々の一般的経営知識を習得させることが求められる。

ニ・技術開発と新規事業の推進

現在の厳しい経済情勢の中で造園工事の売上高は伸び悩みの状態を余儀なくされているが、一方国及び都では「花と緑の国民運動」「東京都緑の倍增計画」等の緑化推進計画を提唱し、これの具体的施策が着々と進行していることは、緑化事業の将来に明るい陽射しがさすものと期待される次第である。造園建設業界としてはこのような機運を鋭敏に感得し、国や都の諸事業計画に積極的に協力参加する態勢を整えるべきであろう。このためには従来の業界の殻を打ち破り新しい発想のもとに、新技術の開発、緑化推進のアイデアの提供等新しい事業を展開して行くことが必要である。新しい造園材料の開発、公園施設の改善等々、造園事業に関連する新技術は日進月歩で変化しつつある中で徒らに手を拱いては造園建設業のテリトリーは他の分野の業界に侵蝕されていくことを覚悟しなければならないであろう。

ホ・造園工事業の近代化計画

造園建設業は昭和57年10月中小企業近代化促進法による指定業種に指定され、建設省では中小企業近代化計画の作成のための業界の実態調査を実施中である。指定業種には助成措置として金融上の優遇措置が附与されているが、更に将来構造改善計画を作成して承認されると特定業種に指定される道も拓かれている。特定業種には金融上の優遇措置の他に税制上の優遇措置も附与され、また業界の課題とされている諸問題の解決に強力なバックアップとなるので、これについて対応を十分に検討する必要があると思う。

資料編

1. 東京都総合実施計画

東京都は、昭和57年12月に発表された「東京都長期計画」の着実な実行を推進する目的で、「東京都総合実施計画」を策定した。これは昭和58年度から昭和60年度までの3か年計画で、都の行財政運営の基本となる計画であり、また予算編成の指針ともなるもので、都政の主要課題を示し、施設建設などのハードな事業のみならず、人的サービスなどのいわゆるソフトな事業をも取り込んだ総合計画である。

この「東京都総合実施計画」の中で、緑の施策については、「マイタウン東京構想」の3つの柱の1つである「ふるさとと呼べるまち」づくりに位置づけられており、6つの重要課題の中で「水と緑」の項目で述べられている。その緑化関係の内容は次のとおりである。

(1) 計画の基本的な考え方

都市化の進展に伴い、東京の緑は大幅に減少し、公園面積をみても内外諸都市と比べて低い水準にある。公園・緑地や河川・水路は、防災機能はもとより都市の美観創出やスポーツ・レクリエーションの場として果たす役割が大きく都市生活には欠かせないものである。また、美しい水辺は、都市に住む人びとにうるおいと安らぎを与えるオアシスとなっており、水辺と緑の保全と創出に対する都民の関心はとみに高まっている。

今後とも、樹林地など自然が豊かに残された地域における開発規制を行い、保全地域の指定や公有化を進めるとともに、都民が自然観察や野外レクリエーションにも利用できる自然公園などを整備する。

都市の緑を現在の2倍にすることを長期目標に、拠点施設である都市公園を中心に整備を進める。その一環として、武蔵野台地に広がる野川系緑地群や基地跡地等を結んで一体として整備する武蔵野の森構想を推進する。また、海上公園の整備や清流の復活などを進め、うるおいと親しみのある水辺環境をつく

る。

こうした水辺と緑を結ぶ緑道や武蔵野の路を整備し、地域特性を生かした水と緑のネットワークを形成していく。

(2) 21世紀へ向けた長期目標

1. 都市と自然の共存をめざして、自然環境の保全を進める。

- ロ. 都市の緑を現在の2倍にすることを目標に、都民1人当りの公園面積を6平方メートルとするよう公園を整備するとともに、水辺環境の回復を進め水と緑のネットワークを形成する。

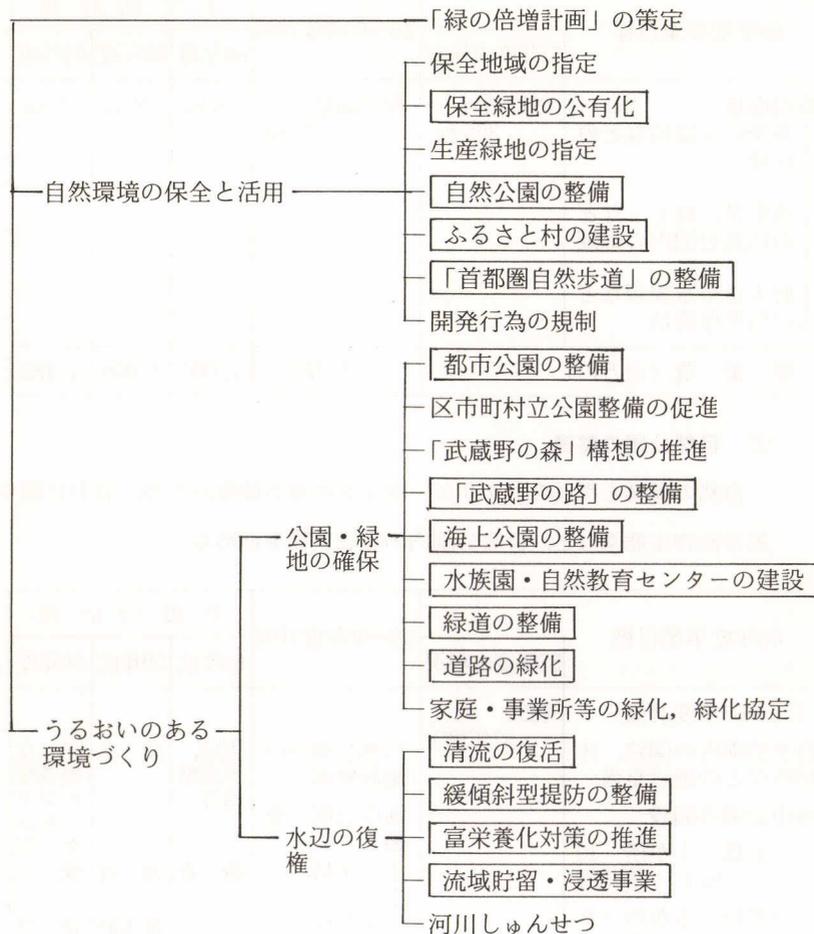
(3) 課 題

都市の水辺や緑は、都民が憩い、スポーツやレクリエーションを楽しむ場として、また、都市に美観を添え、防災に役立つ公共空間として、安全、快適でうおいのある都市生活に欠かせないものであり、これに対する都民の関心も最近とみに高まってきている。

しかし、東京の現状をみると、河川の水量も減り、その水質もなお改善の余地があるほか、都市の緑は少なく、都民1人当り公園面積も昭和57年度で2.9平方メートルと、内外の大都市と比べて低い水準にある。残された貴重な自然を守るとともに、失われた水辺や緑を回復して、水と緑の豊かな東京を実現することが強く求められている。

このため、地域の特性に応じて、自然地の開発の規制や公有化を進め、残された自然の保全に努めなければならない。また、都市の水と緑の拠点である都市公園や海上公園の整備を進めるとともに、武蔵野台地に広がる野川系緑地群を一体として整備する「武蔵野の森」構想を積極的に推進する必要がある。さらに野火止用水をはじめとする清流の復活や、水辺に親しめる緩傾斜型の堤防をつくるなど、水辺の復権をはかるほか、街路樹などによる道路の緑化や、公共施設、住宅などの緑化を進め、東京の都市の緑の倍増をはかることが課題である。

(4) 施策の体系



〔3か年事業計画〕

① 保全緑地の公有化

樹林地など貴重な自然が残されている地域を保全するため、近郊緑地や自然保護地などの公有化を進める（75年度目標 700 ha取得）。

65年度事業目標	57年度末状況	58～60年度計画	年度別計画		
			58年度	59年度	60年度
取得面積 450 ha 〔多摩の丘陵地などの緑地 奥多摩、島しょなどの自然公園内の緑地 野火止用水周辺などの自然保護地〕	既取得地 365 ha	取得面積 25 ha	8 ha	8 ha	9 ha
事業費（百万円）		3,272	1,000	1,090	1,182

② 自然公園の整備

自然の保護と都民のレクリエーションの場の確保のため、海中公園や熱帯植物生態園など、自然公園内の施設整備を進める。

65年度事業目標	57年度末現況	58～60年度計画	年度別計画		
			58年度	59年度	60年度
〔56～65年度計画〕 自然公園内の園路、休憩所などの施設整備 海中公園の開設 三宅島 1か所（10 ha）一部開園 小笠原 3か所（6 ha）完成 八丈島の熱帯植物生態園の整備 4 ha造成	〔56・57年度〕 〔八丈植物公園12ha〕	自然公園内の施設整備 海中公園の整備 〔三宅島 小笠原〕 熱帯植物生態園の整備	園地、歩道整備等 調査 ー 測量・設計、園路改良	同左 調査 基本計画 園内改築	同左 奥多摩デジタルセンター完成 設計 園内改築、広場造成
事業費（百万円）		949	130	292	527

（備考）「57年度末現況」欄の（ ）内は、57年度末の整備規模

③ ふるさと村の建設

東京の海と山の自然に都民が親しめるよう大島町に「海のふるさと村」、奥多摩町に「山のふるさと村」を建設する。

65年度事業目標	57年度末現況	58～60年度計画	年度別計画		
			58年度	59年度	60年度
「海のふるさと村」を建設 大島町 320 ha	自然動物園，園路，取付道路の整備	野営場完成	探勝歩道，園路の整備	炊事舎便所，給排水施設の整備	自然研究路，ロッジの整備
「山のふるさと村」を建設 奥多摩町 35ha	休憩所1か所取付道路の整備	基盤施設完成	園路整備	園路，駐車場の整備	給排水施設，園路の整備
事業費（百万円）		1,298	141	484	673

④ 「首都圏自然歩道」の整備

首都圏の山岳，景勝地，史跡などを一周する自然歩道のうち都域分を整備する。

65年度事業目標	57年度末現況	58～60年度計画	年度別計画		
			58年度	59年度	60年度
都域分75kmを完成 梅の木平（八王子市）～御岳～棒の嶺（奥多摩町）	11.6 km	コース整備49km 休憩地 2か所	コース整備 22km 休憩地 1か所	コース整備 14km	コース整備 13km 休憩地 1か所
事業費（百万円）		116	60	37	19

（備考）「首都圏自然歩道」のルート：梅の木平～奥武蔵～妙義山～日光～那須高原～筑波山～水郷～南房総～鎌倉～梅の木平，1都6県，総延長1,665 km

⑤ 都市公園の整備

都市に緑を回復するとともに、都民のスポーツ・レクリエーション・文化活動の拠点及び防災機能を果たす施設として、地域の特性をふまえた、広域的な都市公園を整備する（75年度目標 開園面積 1,680 ha）。

65年度事業目標	57年度末現況	58～60年度計画	年度別計画		
			58年度	59年度	60年度
開園面積 1,209 ha 木場, 舎人, 光が丘, 神代, 小金井, 桜ヶ 丘, 滝山など53公園	開園面積 932 ha	整備面積 99ha 夢の島, 木場, 光が丘, 小金 井, 桜ヶ丘, 滝山, 秋留台 (仮称)公園 など28か所 公園用地の取得 20.9 ha 木場, 舎人, 善福寺川, 光 が丘, 大神山 公園など	39ha 20か所 6.2 ha	30ha 21か所 7.3 ha	30ha 24か所 7.4 ha
事業費(百万円)		62,128	18,641	20,617	22,870

⑥ 「武蔵野の路」の整備

地域の自然, 歴史, 文化などにふれながら東京を周回できる遊歩道を「武蔵野の路」として整備する。

65年度事業目標	57年度末現況	58～60年度計画	年度別計画		
			58年度	59年度	60年度
遊歩道の整備完成 180 km 滝山丘陵～多摩川～海上 公園～江戸川～光が丘公 園～狭山・境緑道～草花 丘陵	—	調査・設計 コース整備30km	調査	調査	実施設 計 野川, 江戸川, 狭山, 境緑道, 湾岸道 路の一 部を整 備30km
事業費(百万円)		335	5	20	310

⑦ 海上公園の整備

臨海部に、自然を回復するとともに、スポーツ・レクリエーションの場や防災空間を確保するため、海上公園を整備する（75年度目標 開園面積 894 ha）

65年度事業目標		57年度末現況	58～60年度計画	年度別計画		
				58年度	59年度	60年度
開園面積	730 ha	開園面積 117.0 ha	整備面積 25.7 ha	3.5 ha	8.4 ha	13.8 ha
海浜公園	553	30.3 ha	海浜公園 4.4	—	2.2	2.2
（陸域）	70	25.4	公園造成 4.4	葛西人口 なぎさ 15号地 つり 施設 整備	2.2	2.2
（水域）	483	4.9	葛西人口なぎさ,15号地つり施設整備など	同左	同左	同左
葛西人工なぎさ, ヨット訓練センターなど						
ふ頭公園	69	33.2	ふ頭公園 12.7	0.2	4.5	8.0
大井ふ頭, 13号地その2など						
緑道公園	108	53.5	緑道公園 8.6	3.3	1.7	3.6
大井ふ頭, 14号地など						
事業費(百万円)			7,941	2,368	2,503	3,070

⑧ 水族園・自然教育センターの建設

海の自然に都民が親しめる場として、臨海部に水族園を建設する。また、自然観察やレクリエーションなどの場となる自然教育センターを多摩の丘陵地に建設する。

65年度事業目標		57年度末現況	58～60年度計画	年度別計画		
				58年度	59年度	60年度
水族園の建設		計画調査	水族園の建設	基本計画	実施計画	本館建設工事調査
臨海部	8 ha	—	自然教育センターの建設	—	—	—
自然教育センターの建設に着手						
多摩の丘陵地	30ha					
事業費(百万円)			1,614	45	88	1,481

⑨ 緑道の整備

都市に緑を増やし、レクリエーション活動の場を拡大するため、公園や緑地など緑の拠点を結ぶ緑道を整備する。

65年度事業目標		57年度末現況	58～60年度計画	年度別計画		
				58年度	59年度	60年度
玉川上水緑道	18.7 km	10.7 km	3.6 km	0.6 km	1.0 km	2.0 km
狭山・境緑道	8.9	8.9	1.3 (59年度完成)	0.8	0.5 (完成)	—
事業費(百万円)			505	130	146	229

⑩ 道路の緑化

都市景観の向上、環境の保全、道路交通の安全などをはかるため、道路の緑化を進める。

65年度事業目標		57年度末現況	58～60年度計画	年度別計画		
				58年度	59年度	60年度
歩道植樹帯新設	222,826 m ²	176,862 m ²	14,450 m ²	4,550 m ²	4,900 m ²	5,000 m ²
緑地整備	90,222 m ²	76,849 m ²	4,150 m ²	1,200 m ²	1,400 m ²	1,550 m ²
街路樹植栽	31,400 本	28,353 本	410 本	60本	150本	200本
緑化案内板などの設置	850 km	110 km	204 km	44km	80km	80km
壁面緑化	5,000 m ²	—	1,000 m ²	—	500 m ²	500 m ²
			緑化道路 9,740 m ²	1,020 m ²	5,080 m ²	3,640 m ²
事業費(百万円)			1,072	221	420	431

⑪ 清流の復活

水辺環境を回復するため、河川や水路に清流を復活するとともに、公園や庭園内の池を浄化する。

65年度事業目標	57年度末現況	58～60年度計画	年度別計画		
			58年度	59年度	60年度
河川・水路の清流の復活 野火止用水、玉川・千川上水、神田川、善福寺川	野火止用水 導水管布設	野火止用水 玉川上水 千川上水	水路補修等 基礎調査 —	導水管布設等(通水) 水路補修設計等 —	— 水路補修等 水路補修設計
しゅんせつなどによる公園内の池の水質浄化 上野、石神井、井の頭など18公園	3公園(浜離宮、上野、六義園)	9公園	上野、後楽園	上野、清澄、日比谷、旧芝離宮	日比谷、向島百花園、旧古河、井の頭、石神井
事業費(百万円)		6,139	3,380	1,373	1,386

⑫ 緩傾斜型堤防の整備

地震に対する堤防の安全性を高めるとともに、水辺に親しめる環境をつくり出すため、緩傾斜型堤防を整備する。

65年度事業目標	57年度末現況	58～60年度計画	年度別計画		
			58年度	59年度	60年度
整備延長 6.9 km 隅田川 4.4	整備 0.5 km 用地買収 工事	整備 0.4 km 隅田川 大川端、白鬚、旭電化跡地地区 旧江戸川	整備 0.1 km 工事	整備 0.2 km 用地買収 工事	整備 0.1 km 用地買収 工事
旧江戸川 1.0	工事	旧江戸川	工事	工事	工事
東京港 1.5	工事 0.5 (完了)	東京港 0.4	工事 0.1 (完了)	工事 0.2 (完了)	工事 0.1 (完了)
事業費(百万円)		3,387	899	1,170	1,318

⑬ 富栄養化対策の推進

東京湾の富栄養化や悪臭の発生などを防止するため、窒素、リンの削減を進めるとともに、堆積した汚泥をしゅんせつする。また、奥多摩湖の富栄養化を未然に防ぐために水質保全対策を確立する。

65年度事業目標	57年度末現況	58～60年度計画	年度別計画		
			58年度	59年度	60年度
窒素・リン削減対策 昭和59年度を目標に窒素、リンの54年度排出量のそれぞれ6%, 21%を削減するよう指導	窒素・リン削減可能量調査 二次汚濁の実態調査	窒素・リン削減対策 〔東京湾〕 〔奥多摩湖〕	発生源指導	同左	同左
富栄養化の発生原因 解明と対策の確立	藻類培養実験	調査研究	環境測定 —	同左 奥多摩湖 湖水質調査等	同左
汚泥のしゅんせつ 97万 m ³	37万 m ³	汚泥のしゅんせつ 51万 m ³	21万 m ³	17万 m ³	13万 m ³
事業費(百万円)		2,160	779	791	590

⑭ 流域貯留・浸透事業

近年、頻発している都市型水害を防止するためには、河川、下水道の整備にあわせて、雨水の河川への流出量を抑制する必要がある。このため、当面、都所管の道路、公園、住宅、学校などで、透水性舗装、浸透ます、雨水貯留施設などの整備をすすめる。

65年度事業目標	57年度末現況	58～60年度計画	年度別計画		
			58年度	59年度	60年度
貯留、浸透施設の整備 (神田川、目黒川などの流域)	—	貯留、浸透施設の整備 99ha	33ha	33ha	33ha
流域貯留・浸透事業の基本方針、推進方策の確立	—	本事業の効果、治水対策に占める役割分担などの調査	調査	調査	調査
事業費(百万円)		2,099	602	741	756

3 か年事業計画一覧表

		(単位：百万円)			
区	分	50～60年 度計画	年度別計		
			58年度	59年度	60年度
①	保全緑地の公有化	3,272	1,000	1,090	1,182
②	自然公園の整備	949	130	292	527
③	ふるさと村の建設	1,298	141	484	673
④	「首都自然歩道」の整備	116	60	37	19
⑤	都市公園の整備	62,128	18,641	20,617	22,870
⑥	「武蔵野の路」整備	335	5	20	310
⑦	海上公園の整備	7,941	2,368	2,503	3,070
⑧	水族園・自然教育センターの建設	1,614	45	88	1,481
⑨	緑道の整備	505	130	146	229
⑩	道路の緑化	1,072	221	420	431
⑪	清流の復活	6,139	3,380	1,373	1,386
⑫	緩傾斜型堤防の整備	3,387	899	1,170	1,318
⑬	富栄養化対策の推進	2,160	779	791	590
⑭	流域貯留・浸透事業	2,099	602	741	756
計		93,015	28,401	29,772	34,842

社団法人 東京都造園緑化業協会会員一覧表 (五十音順)

㈱アーバン・グリーン東京支店	265-8331	共立緑地(株)	465-3421
アゴラ造園(株)	997-2108	協和産業(株)	395-5175
朝日造園(株)	400-5473	砧農園	416-3121
飛鳥造園土木(株)	387-6251	㈱吟水園	995-5525
㈱石勝エクステリア	709-5591	㈱キョーエー	292-4101
石狩造園(株)	480-4195	栗山造園(株)	464-4691
㈱市川造園土木	925-2323	京急緑地建設(株)	449-6961
㈱石山造園	728-5288	小金井造園(株)	426-1231
㈱イハラグリーン東京支店	835-8134	国策造園(株)東京支店	369-1231
イビデン工業(株)東京支店(0423)84-1711		(有)小牧造園	(0424)82-5419
岩城造園(株)	703-1311	㈱伍楽園	670-8898
岩田造園土木(株)	802-3811	㈱西花園	719-8448
(有)造園土木稲亀花園	670-5206	相模造園土木(株)	702-6174
植島植木(株)	(0424)61-0476	桜造園土木(株)	348-5351
㈱植治	(0423)81-3763	㈱指田園	(0425)44-5511
㈱宇田川園	424-2508	㈱三景園	303-2316
内山緑地建設(株)東京支店	503-6857	山陽国策緑化(株)	476-3671
㈱植重農園	670-3345	㈱松栄造園土木	912-3361
王子緑化(株)	563-6321	芝茂造園建設(株)	482-4148
㈱植文	937-0771	㈱芝正園	(0424)64-2361
㈱岡野造園	303-3703	芝辰産業(株)	930-2287
㈱尾林造園	(0424)61-6039	十条製紙(株)	211-7311
尾林緑化(株)	(0424)61-3778	㈱松樹園	680-6812
㈱小俣造園	334-0059	㈱松竹園	896-5111
㈱表養樹園	(0425)60-2531	㈱昭和造園	351-7843
小田急電鉄(株)	349-2344	城北造園(株)	203-2346
㈱小川植木	417-0029	㈱植正園	(0424)82-2117
尾瀬林業(株)	451-6292	新光緑化建設(株)	(0424)61-4461
㈱大西大花園	655-0024	(有)芝堅造園土木	(0423)31-2074
㈱大場造園	321-8688	㈱深光園	(0424)82-2656
㈱オーシャングリーンガーデン	492-4128	杉本造園工務所	712-2780
大森造園建設(株)	754-4128	杉本造園土木(株)	426-0668
㈱雅敍造園	480-2313	㈱須藤造園	956-3972
加勢造園(株)	404-7781	スミリン緑化(株)	350-5575
加藤造園緑化(株)	922-9235	杉本植木(株)	300-5619
㈱桂造園	690-2690	西武造園(株)	989-2752

第一園芸(株)	409-6671	(有)新倉造園	700-5334
(株)第一造園	726-4381	西村造園土木(株)	777-1788
(株)大国屋園芸場	651-0905	(株)ニチノ一緑化	667-2055
第一緑興(株)	307-0721	日産緑化(株)	256-4031
大日本園芸(株)	947-1151	日本ハイウエイ・サービス(株)	562-3001
太平洋緑地建設(株)	410-0421	(株)西山造園土木東京支店	964-2420
ダイヤモンド造園技研(株)	322-8151	根岸造園土木(株)	421-4713
大洋造園土木(株)	606-7352	根笹造園土木(株)	484-6762
(株)大和ガーデン	993-5221	(株)ノザワ	641-5151
高村造園(株)	719-3626	(株)野沢園	424-5001
拓植造園土木(株)東京支店	994-8401	野々村造園(有)	400-0903
田中緑化土木(株)	921-4148	箱根植木(株)	303-2211
(株)泰正	274-4811	長谷川体育施設(株)	422-5331
(株)大成緑樹	890-8009	(株)日比谷花壇造園土木	453-2401
(株)電発環境緑化センター	352-5016	(株)蛭田植物園	469-3569
東海園(株)東京支店	336-2711	平野造園土木(株)	(0425)96-4458
東海造園土木(株)	775-6131	(株)富士植木	265-6731
(有)塚原造園	690-3958	藤造園建設(株)東京出張所	765-0051
(株)東花園	849-2321	藤田観光工営(株)	433-5151
東京植木(株)	411-9121	富士緑化(株)東京支店	263-9491
東京園芸(株)	541-9483	(株)府中植木	(0423)61-6326
東京造園土木(株)	382-4751	(株)扶桑造園	973-9681
東光園緑化(株)	719-4611	(株)富士造園	911-0502
東興建設(株)東京支店	432-2731	藤東造園建設(株)	766-2321
東洋園芸(株)	(0423)45-0621~2	豊水造園興業(株)	476-3671
東洋グリーン産業(株)	545-4661	本州緑化(株)	354-4661
東洋造園土木(株)	242-1587	(株)前島植物園東京支店	897-4800
(株)東山園	(0428)22-1472	(株)増田造園	610-1531
飛鳥建設(株)	263-3151	松村園芸(株)	(0424)71-1168
(株)東和植物園	(0422)46-3232	三村造園(株)	469-2191
(株)東京庭苑	377-3555	(株)ミヤモト	607-0734
(株)東華園	670-1121	(株)武蔵野種苗園	986-0713
(株)富澤造園	(0424)83-4315	武蔵野造園土木(株)	342-5614
(株)東京緑化	920-4548	(有)村越造園	(0423)61-2145
長久保造園土木(株)	750-2039	(株)百草造園	(0425)91-0482
(株)中瀬庭芸事務所	424-1562	(株)柳島寿々喜園	625-7428

(株)勇和造園	313-8791	恒樹園	(0425)21-0708
(株)吉村造園	700-1250	大紘造園(株)	(0424)83-7874
(株)よみうり建設	(044)955-7066	東亜土木(株)	264-2010
(株)吉村造園	(0426)22-4796	山本玉翠園	(0425)36-2431
ライト工業(株)	265-2551	東京都競馬(株)	271-9105
菱化農芸(株)	213-2985	日東商事(株)	814-1951
緑進造園(株)	322-5090	大下園	300-8376
蘆花園植木(株)	302-7175	(株)三貴・景設計事務所	916-1261
(有)深山グリーン	398-2817	京葉緑化工事(株)	(0436)21-5365

あ と が き

当協会として第2回目の「東京都緑化白書」昭和58年版を刊行するはこびとなりました。

昨年第1回目の東京都緑化白書昭和57年版を発行したところ、全国から、そしてまたあらゆる分野の方々から、大変な反響がありました。これにより、国民の皆さんが緑に対する関心が如何に大きいかを、改めて感じた次第です。

中曽根総理の提唱した「花と緑の国民運動」、鈴木東京都知事の「東京都緑の倍增計画」は、私たちにとりまして益々やる気をおこさせる施策であり、私たちは社会的使命として、そして先兵となって、これら緑化政策の実現に寄与してゆかなければならないと思います。

今回は「防災と緑」を中心に編集いたしました。この編集にあたっては、当協会が昨年度「防災緑地特別委員会」を設けて調査研究し作成した「防災緑地に関する報告書」を十分参考にしてまとめあげました。また、東京都が指定している134か所の避難場所の中から、危険と思われる3地区について、編集委員が実地調査をして検討いたしました。これらの地区の避難場所には、緑が少なく面積も狭小で、必ずしも安全な避難場所とはいえないものがあるように思われました。

防災に対する緑地のあり方について、私たち自身が、業界人としてまた一都民として真剣に考えていかねばならない問題であると思います。防災に関する「点・線・面 — 緑のネットワーク」の整備は、編集委員が考えた表現ですが大震災から人命を守るためには、これらの緑地の整備が急務であると信じます。

第4章では、日本の緑化政策を考えなければならない首都東京の緑化業にたずさわの方々、余りにも弱体であると感じました。今後早急に、業界は経営基盤の拡充強化を図らねばなりません。関係行政当局におかれましても、特

に緑化事業の拡大及び造園業界の保護育成に務めていただきたいと思います。

おわりに、本白書作成にご協力いただいた東京都、公社、特別区、三多摩市・町の緑化関係者、そして協会の皆様に感謝いたしますと共に本白書作成のはじめに、「東京の緑を考える会」を設けてご示唆いただいた平井昌信東京農業大学助教授、油井正昭千葉大学講師、林次郎東京都西部公園緑地事務所長、湯本勝練馬区役所公園緑地課長の各氏に、衷心より感謝申し上げます。

昭和58年12月

東京都緑化白書編集委員会

委員長 黒 沼 茂 治

編集委員（アイウエオ順）

委員長 黒沼 茂治

委員 池田 清 伊藤 敏雄 石内 展行

高橋 一輔 檜垣 春郎 前田 宗正

前堀 幸彦 森山 一

昭和59年3月1日

東京都緑化白書（昭和58年版）

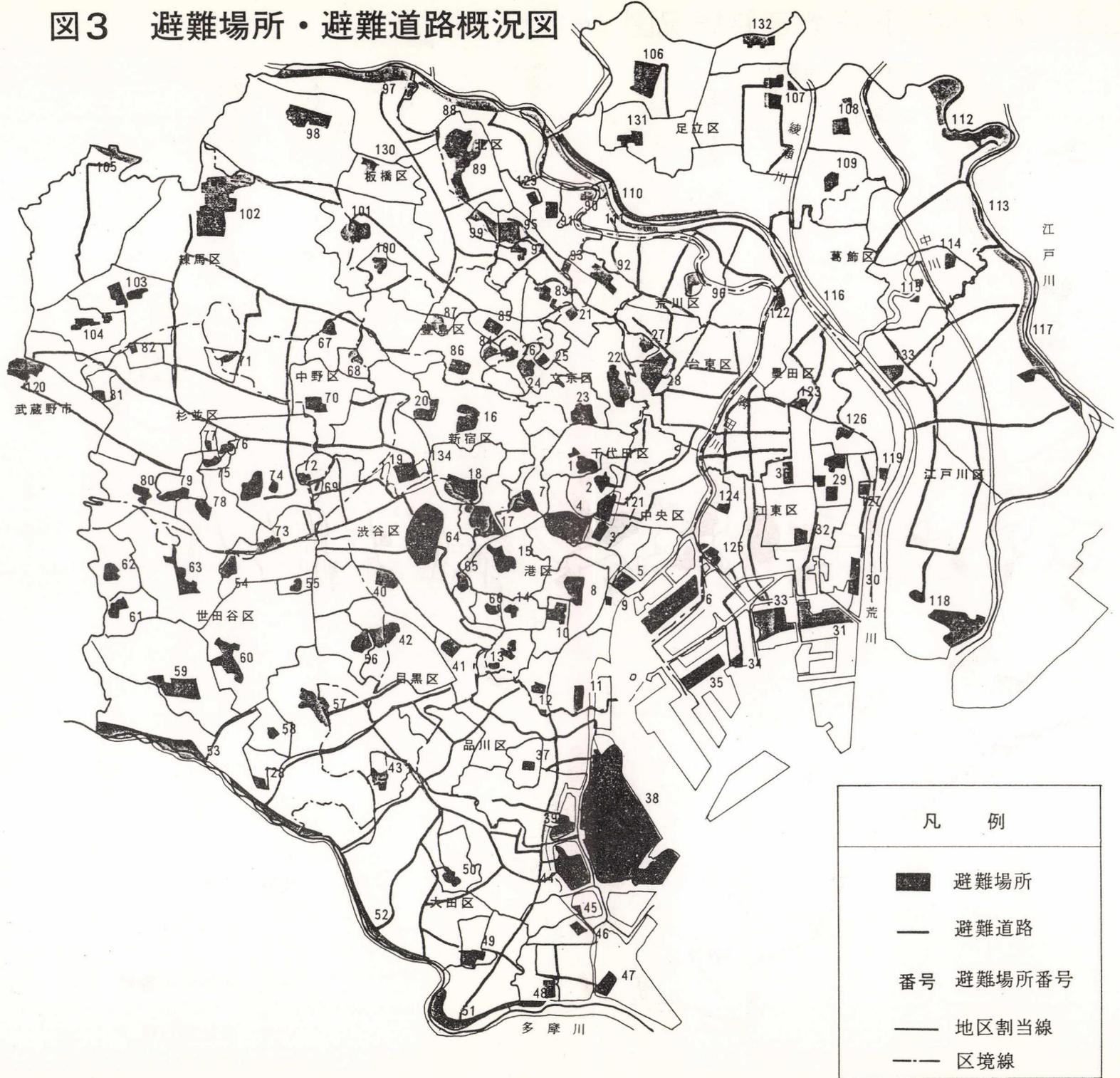
編集・発行 社団法人東京都造園緑化業協会

東京都渋谷区神南1-20-11造園会館

TEL 03(462)2858 〒150

印刷所 クリエイティブ・エイジェンシー ダイセン

図3 避難場所・避難道路概況図



凡 例	
	避難場所
	避難道路
番号	避難場所番号
	地区割当線
	区境線



圖 例	
府城城垣	■
縣城城垣	—
州城城垣	—
縣城城垣	—
縣城城垣	—
縣城城垣	—

図-4 5 ha以上の防災公園・緑地・霊園位置図(23区内)

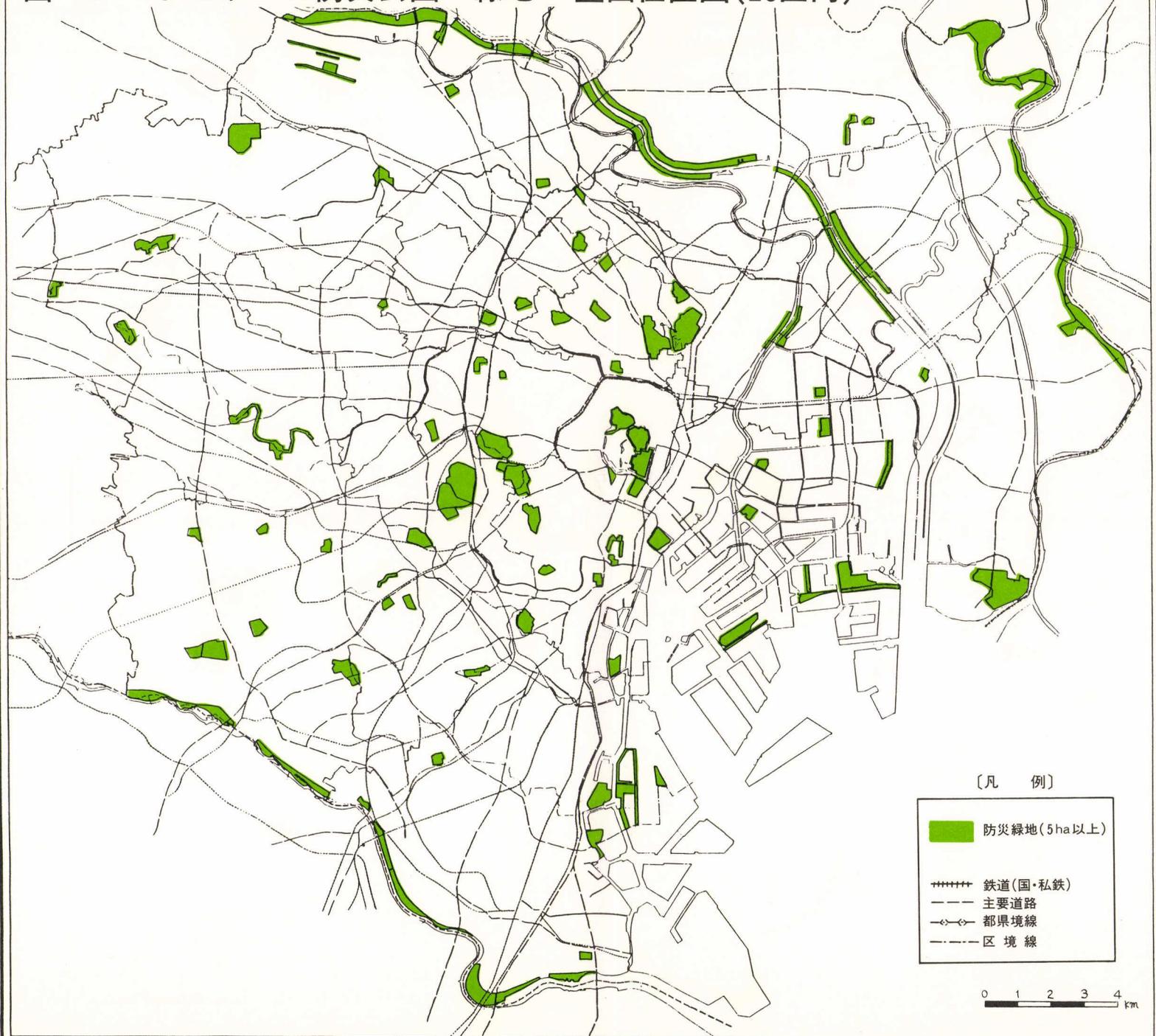


図-5 5 ha以上の防災緑地と危険区域

